芦屋市地域防災計画

（風水害対策編）

第１部　災害応急対策計画

芦屋市水防計画

令和６年10月修正

芦屋市防災会議

［地域防災計画（風水害対策編）］

――― 第1部　災害応急対策計画 ―――

第１章 災害応急活動の確立 11

第１節 応急対策の実施体制 11
第１　初動体制 12
第２　本部体制一覧 13
第３　職員の動員配備指令 14
第２節 災害対策本部等の設置 16
第１　連絡員待機 16
第２　災害対応室の設置 16
第３　災害警戒本部の設置 16
第４　災害対策本部の設置 18
第３節 防災関係機関との連携計画 37
第１　防災関係機関との連携 38
第２　広域的な応援体制 38
第３　自衛隊の派遣要請 41
第４　ヘリコプター支援要請計画 44
第５　災害放送の要請 46
第６　災害救助法の適用 47
第７　他の自治体への職員派遣 48
第８　全庁的な被災地支援体制 50
第４節 災害情報の収集・連絡計画 52
第１　情報入手体系の確立 53
第５節 風水害の情報収集・連絡 54
第１　気象予警報等の収集・連絡 54
第６節 被害規模早期把握のための活動 60
第１　被害規模早期把握のための活動 60
第２　第１次情報等の収集・連絡 63
第３　一般被害情報等の収集・連絡 65
第４　住家被害認定調査 67
第７節 市民への広報 68
第１　広報方法　【統括部、消防部】 68
第２　広報する情報　【統括部、消防部】 69
第８節 通信手段の確保計画 70

第２章 消火、救助・救急及び医療活動 74

第１節 救助・救急活動計画 74

第１　救助・救急活動の実施 75
第２節 医療活動計画 78
第１　災害時救急医療の全体システム 79
第２　災害救助法の実施基準 81
第３　初期救急医療体制 81
第４　救急搬送システム 83
第５　医療ボランティアの受入れ 83
第６　救急医療対策 84
第３章 緊急輸送のための交通の確保、 緊急輸送活動 86
第１節 交通の確保活動計画 86
第１　被災情報及び交通情報の収集 87
第２　陸上交通の確保 88
第３　緊急輸送道路の指定調整 92
第４　道路の応急復旧等 92
第５　海上交通規制及び海上交通の確保対策　【海上保安庁　神戸海上保安部、西宮海上保安署】 93
第６　鉄道施設　【JR 西日本（西日本旅客鉄道株式会社）芦屋駅、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社】 93
第７　芦有施設　【芦有ドライブウェイ株式会社】 96
第２節 緊急輸送活動計画 98
第１　緊急輸送システム 99
第２　災害救助法による輸送費支出の基準 99
第３　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 100
第４　緊急輸送の実施 100
第５　緊急輸送の要請 101
第６　ヘリコプターの利用 102
第４章 被災者への的確な情報伝達活動 103
第１節 被災者への情報伝達活動計画 103
第１　広報の体制 104
第２　広報の方法 105
第３　一時市外避難者への広報 107
第４　要配慮者への広報　【統括部広報・渉外班】 107
第５　災害情報の収集･整理　【統括部情報記録班】 108
第２節 市民等からの照会に対する対応計画 109
第１　緊急問い合わせ対応の体制 110
第２　緊急問い合わせ対応の方法 110
第３　相談所における要望等の処理の方法 111
第４　市民等からの安否確認への対応 111
第５　 安否不明者等の氏名等の公表 111

第５章 避難収容活動 113

第１節 避難誘導計画 113
第１ 避難のための立ち退きの指示 114
第２ 警戒区域の設定 118
第３ 避難システム 120
第４ 他自治体からの広域一時滞在の受入れ 122
第２節 避難所計画 123
第１ 災害救助法の実施基準 124
第２ 避難所の開設 124
第３ 避難所の運営管理 126
第４ 避難所の環境保護の方針 127
第５ 要配慮者等への支援 129
第６ 大災害時における特別措置 130
第７ 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 130
第８ 愛玩動物の収容対策 130
第３節 応急住宅対策計画 131
第１ 住宅対策の種類と順序 131
第２ 応急仮設住宅の供与 132
第３ 空家住宅の確保 134
第４ 住宅の応急修理及び障害物の除去 134
第４節 避難行動要支援者への配慮計画 136
第１ 避難行動要支援者への配慮の基本方針 136
第２ 発災直後の避難行動要支援者への配慮 137
第３ その後の避難行動要支援者への配慮 137
第５節 外国人支援対策 138
第６節 通勤・通学・帰宅困難者対策 139
第１ 学校・事業所等における対応 139
第２ 駅周辺の混乱防止 139
第３ 徒歩帰宅者への支援 139
第４ 通勤・通学・帰宅困難者等の臨時輸送 140

第６章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 141

第１節 応急物資等の調達・搬送活動 141
第１ 応急物資等の調達 142
第２ 救援物資の要請 142
第３ 物資集配センターの運営 143
第２節 食料の供給計画 145
第１ 災害救助法の実施基準 146
第２ 食料供給の方針 146
第３ 備蓄食料の供給 147

第４ 食料の調達・搬送 147
第５ 食料の配給 148
第６ 炊き出しの実施 148
第３節 飲料水の供給計画 149
第１ 災害救助法の実施基準 150
第２ 発災直後の応急給水の実施 150
第４節 生活必需品の供給計画 153
第１ 災害救助法の実施基準 154
第２ 生活必需品供給の方針 154
第３ 備蓄物資の供給 155
第４ 物資の配給 155
第７章 自発的支援の受入れ 156
第１節 災害ボランティア受入れ計画 156
第１ 災害ボランティアセンター 157
第２ ボランティア受入れ 158
第３ ボランティア活動への支援 158
第８章 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動 159
第１節 遺体対応計画 159
第１ 災害救助法による実施基準 160
第２ 遺体の収容 160
第３ 遺体の処理 161
第４ 遺体の埋葬 162
第２節 感染症対策活動計画 163
第１ 感染症対策活動 164
第２ 食品衛生監視 165
第３節 清掃計画 166
第１ 被災家屋の処理 166
第２ 解体現場における指導 167
第３ 仮置場の配置 167
第４ 仮置場の運営計画 167
第５ 排出ルール（ごみの分別等） 167
第６ ごみ発生量の推計 168
第７ 処理計画 168
第８ 応援の要請 170
第９ 仮設トイレの配置計画・管理計画 170
第１０ 市民への広報 171
第１１ 海洋不法投棄の防止 171
第１２ 一般廃棄物処理施設の復旧 171
第１３ 水害廃棄物の発生量推計方法 171

第４節 保健衛生計画 172
第１ 健康相談等 173
第２ 精神保健医療対策 173
第３ こころのケア対策の実施 174

第９章 社会秩序の維持・物資の安定供給 175

第１節 社会秩序の維持計画 175
第２節 物価の安定・物資の安定供給計画 177

第１０章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動 178

第１節 施設、設備の応急復旧活動計画 178
第１ 市の施設、設備の応急復旧 178
第２ 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧 179
第２節 ライフライン応急復旧活動計画 180
第１ ライフライン応急復旧の調整 180
第２ 水道施設の復旧計画 181
第３ 下水道施設の復旧計画 183
第４ ガス施設の復旧計画 【大阪ガス株式会社】 184
第５ 電力施設の復旧計画 【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】 186
第６ 電気通信施設の復旧計画 【西日本電信電話株式会社】 189

第１１章 二次災害の防止活動 193

第１節 土砂災害対策計画 193
第１ 土砂災害等対策の基本方針 193
第２ 二次災害防止のための応急復旧対策の実施 194
第３ 警戒体制 194
第２節 被災宅地の二次災害防止計画 196
第１ 被災宅地危険度判定の実施 196
第２ 被災住宅の応急措置 197
第３節 高潮、波浪等の対策計画 198

第１２章 応急教育対策活動 199

第１節 応急教育対策活動計画 199
第１ 教育委員会防災計画 200
第２ 学校関係防災計画 201

1 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動の確立 11
第2章 消火、救助・救急及び医療活動 74
第3章 緊急輸送のための交通の確保、 緊急輸送活動 86
第4章 被災者への的確な情報伝達活動 103
第5章 避難収容活動 113
第6章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 141
第7章 自発的支援の受入れ 156
第8章 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動 159
第9章 社会秩序の維持・物資の安定供給 175
第10章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動 178
第11章 二次災害の防止活動 193
第12章 応急教育対策活動 199

災害対応チェックリスト

＜対策項目一覧＞

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施チェック
1	職員の動員配備	1	1	3	応急対策の実施体制	職員の動員配備指令	14	災害対策本部長	□
2	災害対策本部の設置	1	2	－	災害対策本部等の設置	連絡員待機	16	統括部本部班	□
						災害対応室の設置	16	統括部本部班	□
						災害警戒本部の設置	16	災害警戒本部長	□
						災害対策本部の設置	18	災害対策本部長	□
						情報の伝達･処理	27	統括部本部班	□
						災害対策要員の動員	34	統括部庶務班	□
3	通信手段の確保	1	8	2	通信手段の確保		71	統括部本部班	□
								消防部	□
		1	8	3	通信手段確保の要請		72	統括部本部班	□
								消防部	□
4	災害情報の収集･連絡	1	4	1	情報入手体系の確立		53	統括部本部班	□
								統括部情報記録班	□
								消防部指揮本部班	□
		1	5	1	気象予警報等の収集･連絡	情報の収集	58	統括部本部班	□
								統括部情報記録班	□
								消防部指揮本部班	□
						庁内の情報連絡	59	統括部本部班	□
								統括部情報記録班	□
								消防部指揮本部班	□
						勤務時間内における連絡方法	59	統括部本部班	□
								統括部情報記録班	□
								消防部指揮本部班	□
						勤務時間外における連絡方法	59	統括部本部班	□
								統括部情報記録班	□
								消防部指揮本部班	□
		1	6	1	被害規模早期把握のための活動	情報収集･連絡	62	各災害対策班	□
						情報の整理	62	統括部本部班	□
								統括部情報記録班	□
						得られた情報に基づく判断	63	災害対策本部長	□
		1	6	2	第１次情報等の収集･連絡	情報の収集･連絡	65	各災害対策班	□
						得られた情報による判断	65	災害対策本部長	□
		1	6	3	一般被害情報等の収集･連絡	情報の収集･連絡	67	各災害対策班	□
		1	6	4	住家等被害認定調査	住家被害の把握	67	建設部現地情報班	□
						災害確定報告	67	統括部本部班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
5	災害対策本部の運営	1	2	4	災害対策本部等の設置	災害対策 本部会議の開催	29	災害対策本部長	□
								災害対策副本部長	□
								各災害対策部長	□
						災害対策本部 事務局の活動	31	統括部本部班	□
6	応援等の要請	1	3	1	防災関係機関との連携	連絡調整会議の設置	38	統括部本部班	□
		1	3	5	災害放送の要請	災害時における放送要請	46	統括部本部班	□
								統括部広報･渉外班	□
						緊急警報放送の要請	46	統括部本部班	□
								統括部広報･渉外班	□
		1	3	2	広域的な応援体制	県への応援の要求（要請）	38	統括部本部班	□
						他自治体への応援要求（要請）	39	統括部本部班	□
						職員の派遣要請	40	統括部庶務班	□
						指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請	40	統括部本部班	□
		1	3	3	自衛隊の派遣要請	災害派遣要請	41	統括部本部班	□
						自衛隊の受入れ	44	統括部本部班	□
						撤収要請	44	統括部本部班	□
		1	3	4	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ支援要請計画	支援要請方法	45	統括部本部班	□
		1	3	6	災害救助法の適用	災害救助法の適用手続	47	統括部本部班	□
7	市民への広報	1	7	2	広報する情報	災害情報等	69	統括部広報･渉外班	□
								消防部指揮本部班	□
						被害規模早期把握のための情報	69	統括部広報･渉外班	□
						第１次情報等	69	統括部広報･渉外班	□
						一般被害情報等	69	統括部広報･渉外班	□
		4	1	2	広報の方法	緊急広報の方法	105	統括部広報･渉外班	□
						一般広報の実施	106	統括部広報･渉外班	□
						報道機関への対応	107	統括部広報･渉外班	□
		4	1	3	一時市外避難者への広報		107	統括部広報･渉外班	□
		4	1	4	要配慮者への広報		107	統括部広報･渉外班	□
		4	1	5	災害情報の収集･整理		108	統括部情報記録班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
8	市民からの 照会対応	4	2	1	体　制	緊急問い合わせの対応	110	統括部本部班	□
								統括部広報・渉外班	□
								統括部電話応対班	□
		4	2	1		相談所の開設・運営	110	支援対策部 ボランティア・生活相談班	□
		4	2	1		総合的な相談窓口情報の提供	110	統括部広報・渉外班	□
								支援対策部 ボランティア・生活相談班	□
9	救助・救急・ 医療活動	2	1	1	救助・救急活動の実施	部隊運用	75	消防部指揮本部班、 警防班、救助班、救急班	□
						広域消防要請	77	消防部指揮本部班、 警防班、救助班、救急班	□
		2	2	3	初期救急医療体制	救護班の出動	81	避難対策部医療班	□
						救護班の応援要請	82	避難対策部医療班	□
		2	2	4	救急搬送ｼｽﾃﾑ	事故等の現場からの傷病者の搬送	83	消防部指揮本部班、 警防班、救助班、救急班	□
						救護所からの傷病者の搬送	83	消防部指揮本部班、 警防班、救助班、救急班	□
						二次搬送及び被災地外医療機関への搬送	83	消防部指揮本部班、 警防班、救助班、 救急班	□
		2	2	5	医療ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの受入れ	医療ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの要請	83	統括部本部班	□
						医療ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの活動調整	83	避難対策部医療班	□
		2	2	6	救急医療対策		84	消防部指揮本部班、 警防班、救助班、救急班	□
10	避難行動要支援者への支援	5	4	1	避難行動要支援者への配慮の基本方針	福祉行政と地域組織との連携	136	統括部本部班	□
								避難対策部援護班	□
		5	4	2	発災直後の避難行動要支援者への配慮	在宅避難行動要支援者の安否確認	137	避難対策部援護班	□
						在宅避難行動要支援者の避難所等への収容	137	避難対策部援護班	□
						視聴覚障がい者に対する情報提供	137	統括部広報・渉外班	□
								避難対策部援護班	□
		5	4	3	その後の避難行動要支援者への配慮	在宅者への配慮	137	避難対策部援護班	□
		5	5	1	外国人のための相談窓口の開設・広報紙の配布		138	統括部広報・渉外班	□
					外国人への情報伝達		138	統括部広報・渉外班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
11	避難収容活動	5	1	1	避難のための立ち退きの指示	避難指示等の実施	117	災害対策本部長	□
						避難指示等の連絡	118	統括部本部班	□
		5	1	2	警戒区域の設定	警戒区域設定の実施	119	災害対策本部長	□
						警戒区域設定の連絡	120	統括部本部班	□
		5	1	3	避難ｼｽﾃﾑ	避難誘導の方法	120	避難対策部援護班	□
						避難順位及び携行品の制限	121	避難対策部援護班	□
						要配慮者への介助	121	避難対策部援護班	□
12	避難所等の開設･運営	5	2	2	避難所の開設		124	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		5	2	3	避難所の運営管理	避難所の運営における役割	126	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
						避難所の機能	126	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
						避難所管理のﾏﾆｭｱﾙ	126	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		5	2	4	避難所の環境保護の方針	避難者情報の管理	127	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
						医療･保健体制	127	避難対策部医療班	□
						避難生活の長期化への対応とﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ保護	127	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		5	2	5	要配慮者等への支援	高齢者、障がい者等への対応	129	避難対策部援護班	□
								避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		5	2	6	大災害時における特別措置	他自治体等への避難	130	統括部本部班	□
		5	2	7	避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮		130	避難対策部援護班	□
		5	2	8	愛玩動物の収容対策		130	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
13	通勤･通学･帰宅困難者への支援	5	6	1	学校･事業所等における対応		139	避難所管理部学校管理班	□
								避難対策部援護班	□
		5	6	2	駅周辺の混乱防止		139	避難対策部援護班	□
		5	6	3	徒歩帰宅者への支援		139	避難対策部援護班	□
		5	6	4	通勤･通学･帰宅困難者等の臨時輸送		140	避難対策部援護班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
14	物資等の 集配送、 供給対策	6	1	1	応急物資等の調達		142	支援対策部物資調達班	□
		6	1	2	救援物資の要請		142	統括部本部班	□
								統括部広報･渉外班	□
								支援対策部物資調達班	□
		6	1	3	物資集配センターの運営		143	支援対策部物資調達班	□
						物品の出庫･搬送	144	支援対策部物資調達班	□
		6	2	2	食料供給の方針	食料調達･供給の業務	146	支援対策部物資調達班	□
		6	2	3	備蓄食料の供給		147	支援対策部物資調達班	□
		6	2	4	食料の調達･搬送		147	支援対策部物資調達班	□
		6	2	5	食料の配給		148	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		6	2	6	炊き出しの実施		148	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		6	3	2	発災直後の応急給水の実施	発災直後の情報の収集	150	上下水道部水道班	□
						飲料水兼用耐震性貯水槽の利用による応急給水	150	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
						広報（発災直後の応急給水拠点）	150	統括部広報･渉外班	□
						応援要請	150	上下水道部水道班	□
						給水拠点の確保	151	上下水道部水道班	□
						応急給水用資機材の備蓄･調達	151	上下水道部水道班	□
		6	4	3	備蓄物資の供給		155	支援対策部物資調達班	□
		6	4	4	物資の配給		155	避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
15	交通確保活動	3	1	1	被災情報及び交通情報の収集		87	建設部現地情報班	□
		3	1	2	陸上交通の確保		88	建設部現地情報班	□
		3	1	3	災害対策本部による調整	緊急輸送道路指定のための調整	92	建設部建設総務班	□
						緊急輸送道路指定情報の広報	92	統括部広報･渉外班	□
		3	1	4	道路の応急復旧等		92	建設部現地情報班	□
16	緊急輸送活動	3	2	5	緊急輸送の要請		101	建設部建設総務班	□
		3	2	4	緊急輸送の実施		100	建設部建設総務班	□
		3	2	6	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの利用	臨時離着陸場の設置	102	消防部指揮本部班、警防班、救助班、救急班	□
						ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの支援要請	102	統括部本部班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施チェック
17	生活再建	9	1	－	社会秩序の維持	災害警備	175	消防部指揮本部班、警防班、救急班、救助班	□
		9	1	－		社会秩序維持のための対策	175	統括部広報・渉外班	□
								支援対策部物資調達班	□
		9	1	－		自主防犯組織の活動	176	総務部本部班	□
		9	2	－	物価・物資の安定供給計画		177	支援対策部物資調達班	□
18	ボランティア活動	7	1	1	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ開設の要請	市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ窓口の開設	157	支援対策部 ボランティア・生活相談班	□
		7	1	2	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰとの連携によるﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ受入れ		158	支援対策部 ボランティア・生活相談班	□
		7	1	3	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰとの連携によるﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動への支援		158	支援対策部 ボランティア・生活相談班	□
19	遺体対応	8	1	2	遺体の収容		160	支援対策部遺体安置班	□
		8	1	3	遺体の処理		161	支援対策部遺体安置班	□
		8	1	4	遺体の埋葬		162	支援対策部遺体安置班	□
20	保健衛生対策	8	2	1	感染症対策活動		164	支援対策部衛生班	□
						家庭用水の供給等	164	上下水道部水道班	□
		8	2	2	食品衛生監視	食中毒の防止	165	支援対策部物資調達班	□
								避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
		8	4	1	健康相談等		173	避難対策部医療班	□
		8	4	2	精神保健医療対策		173	避難対策部医療班	□
								避難所管理部学校管理班	□
								避難所管理部避難所管理班	□
21	廃棄物処理対策	8	3	1	被災家屋の処理		166	建設部倒壊家屋解体撤去班	□
		8	3	2	解体現場における指導		167	建設部倒壊家屋解体撤去班	□
		8	3	3	仮置場の配置計画		167	支援対策部災害廃棄物処理班	□
		8	3	4	仮置場の運営計画		167	支援対策部災害廃棄物処理班	□
		8	3	5	排出ﾙｰﾙ（ごみの分別等）	排出ルール	167	支援対策部災害廃棄物処理班	□
		8	3	6	ごみ発生量の推計		168	支援対策部災害廃棄物処理班	□
		8	3	7	廃棄物処理計画		168	支援対策部災害廃棄物処理班	□
		8	3	8	応援の要請		170	支援対策部災害廃棄物処理班	□
		8	3	9	仮設ﾄｲﾚの配置計画・管理計画		170	支援対策部衛生班	□
		8	3	10	市民への広報（廃棄物の処理等）		171	統括部広報・渉外班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
22	公共施設等の 応急復旧活動	10	1	1	市の施設、設備の応急復旧		178	統括部･各災害対策部	□
		10	2	1	ﾗｲﾌﾗｲﾝ応急復旧の調整	ﾗｲﾌﾗｲﾝ情報の収集･提供	180	統括部情報記録班	□
								統括部広報･渉外班	□
						ﾗｲﾌﾗｲﾝ復旧の調整	181	建設部建設総務班	□
								建設部現地情報班	□
						ﾗｲﾌﾗｲﾝ復旧拠点の選定	181	統括部本部班	□
		10	2	2	水道施設の 復旧計画	発災直後の情報の収集	181	上下水道部水道班	□
						水道施設復旧状況の広報	181	統括部広報･渉外班	□
						応援要請	181	上下水道部水道班	□
						応急復旧の基本方針	182	上下水道部水道班	□
						応急復旧用資機材の備蓄･調達	182	上下水道部水道班	□
		10	2	3	下水道施設の 復旧計画	初動体制の整備	183	上下水道部下水道班	□
								上下水道部下水処理場班	□
						応急対策	184	上下水道部下水道班	□
								上下水道部下水処理場班	□
						関連機関への 応援要請	184	上下水道部下水道班	□
								上下水道部下水処理場班	□
		10	2	4	ｶﾞｽ施設の 復旧計画	応急対策	184	指定公共機関	□
						復旧対策	185	指定公共機関	□
		10	2	5	電力施設の 復旧計画	災害時における危険予防措置	187	指定公共機関	□
		10	2	6	電気通信施設の復旧計画	災害対策本部の設置	189	指定公共機関	□
						電気通信ｻｰﾋﾞｽの確保	190	指定公共機関	□
						応急復旧	190	指定公共機関	□
23	二次災害 防災対策	11	1	2	二次災害防止のための応急復旧対策の実施	点検調査及び応急工事等の実施	194	建設部現地情報班	□
						市民への広報	194	統括部広報･渉外班	□
		11	1	3	警戒体制	量水標等の監視	194	消防部指揮本部班、警防班、救急班、救助班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名		頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
24	建物、宅地の 応急危険度判定	11	2	1	被災宅地危険度判定の実施	市内の状況把握及び被災宅地危険度判定実施の必要性の判断	196	統括部本部班	□
						被災宅地危険度判定士の要請	196	建設部現地情報班	□
						被災宅地危険度判定作業の準備	196	建設部現地情報班	□
						被災宅地危険度判定作業の広報	197	建設部現地情報班	□
						被災宅地危険度判定の実施	197	建設部現地情報班	□
		11	2	2	被災住宅の応急措置		197	建設部現地情報班	□
25	文教対策の実施	12	1	1	教育委員会防災活動	施設、園児・児童等の被害状況の調査	200	避難所管理部学校管理班	□
						教育施設の応急復旧対策	200	避難所管理部学校管理班	□
						応急教育の実施	200	避難所管理部学校管理班	□
						就学奨励費の給付、その他必要な補助	201	避難所管理部学校管理班	□
						給食の措置	201	避難所管理部学校管理班	□
						教育実施者の確保	201	避難所管理部学校管理班	□
		12	1	2	学校関係防災活動	児童生徒の避難誘導に関する指示	202	避難所管理部学校管理班	□
						被災園児・児童生徒の応急教育指導に関する対応	203	避難所管理部学校管理班	□
						緊急時に地域住民に対応できる体制づくり	203	避難所管理部学校管理班	□
						避難所の開設と運営に関する基本的事項	203	避難所管理部学校管理班	□
26	応援活動	1	3	7	他の自治体への職員派遣	派遣体制の整備	48	統括部本部班	□
		1	3	8	全庁的な被災地支援体制	被災地支援対策本部の設置	50	支援対策部 支援・救助班	□
						支援対策本部会議の開催	51	災害対策本部長	□
								災害対策副本部長	□
								災害対策本部員	□
						支援対策調整会議の開催	51	支援対策部 支援・救助班	□

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 ﾁｪｯｸ
27	応急住宅対策	5	3	2	応急仮設住宅の供与	132	建設部応急仮設住宅班	□
							建設部建築班	□
		5	3	3	空家住宅の確保	134	建設部応急仮設住宅班	□
		5	3	4	住宅の応急修理	134	建設部施設管理班	□
					障害物の除去	134	建設部倒壊家屋解体撤去班	□

第１章　災害応急活動の確立

第１節　応急対策の実施体制

【目的】

収集・連絡された災害情報に基づく判断により、自ら、又は他機関との連携をとった応急対策の実施体制をとる。

【方針】

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

応急対策の流れ（風水害）

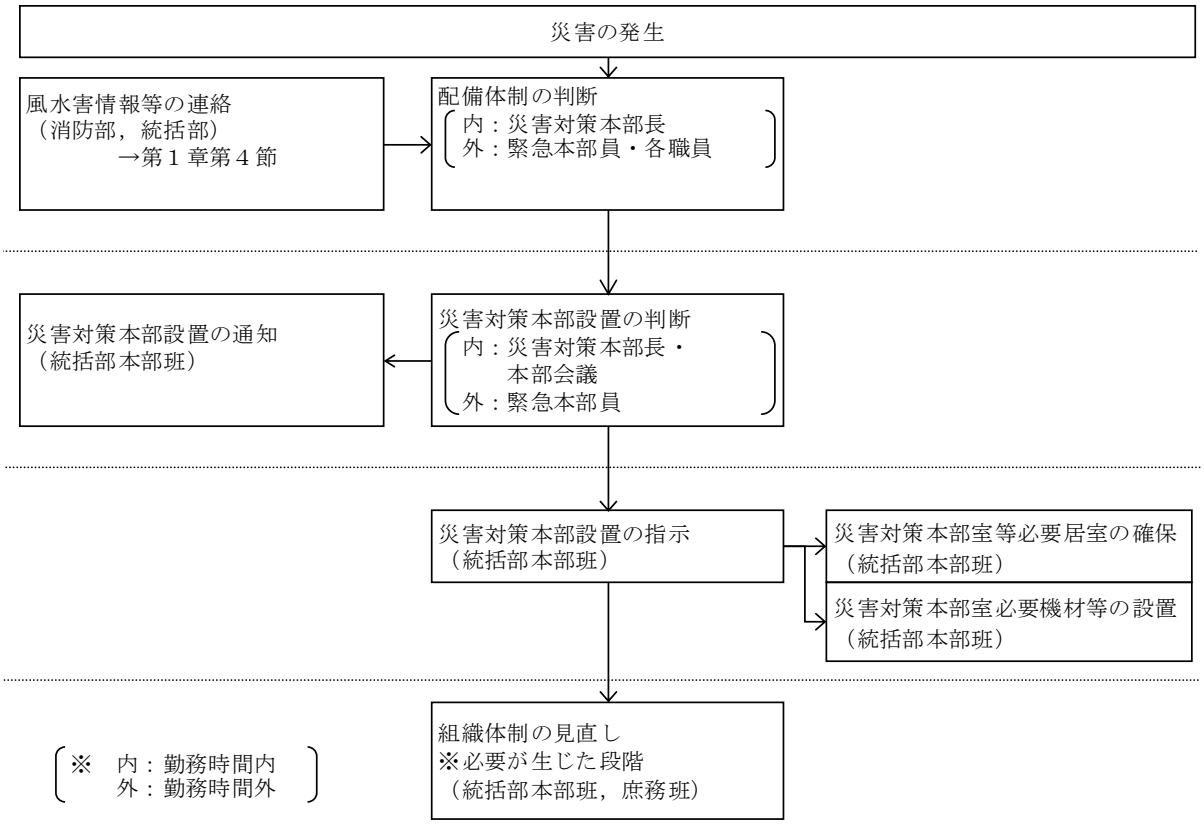

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	(1) 配備体制の決定 (2) 災害対策本部設置の決定 (3) 災害対策本部閉鎖の決定
	対策本部事務局	(1) 非常参集指令の各災害対策部への連絡 (2) 災害対策本部又は災害警戒本部設置に関すること (3) 災害対策本部の設置又は閉鎖の通知に関すること (4) 災害対策本部会議に関すること (5) 災害対策本部室等必要居室の確保に関すること (6) 臨時電話設置等の災害対策本部室必要機材の設置に関すること (7) 応急対策に従事する職員等の福利厚生に関すること
	各災害対策部	発災時に担当者が不在の場合においても、各災害対策部内において所掌事務を的確に実施できるよう、各班行動マニュアルを作成する。

第１　初動体制

勤務時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、緊急本部員の指揮の下に初動体制を確立する。

１　初動要員

初動体制の確立に当たっては、要員の早期確保が重要な課題であるため、次の基準により初動要員として指名する。

＜初動要員＞

初動要員	該当する居住地域
第 1 初動要員 （30 分体制）	30 分以内出勤可能地域 芦屋市（全域）、神戸市東灘区（山麓部及び六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞを除く）、西宮市（南西部）
第 2 初動要員 （1 時間体制）	60 分以内出勤可能地域 神戸市東灘区（山麓部及び六甲ｱｲﾗﾝﾄﾞ）、神戸市灘区（全域）、神戸市中央区（全域）、西宮市（南東部）、宝塚市（南部）、伊丹市（西部）、尼崎市（西部）

※初動要員及び上表の地域の範囲は、「芦屋市災害対策本部業務分掌」の一部に定める。

資料編参照　応急-3　芦屋市災害対策本部業務分掌（初動体制を含む）

第２　本部体制一覧

災害の規模による防災指令、配備体制及び本部体制の設置基準の概要は、以下のとおりとする。

＜本部体制設置基準（風水害）＞

	連絡員待機	災害対応室	災害警戒本部	災害対策本部	
本部長	—	—	副市長	市長	
副本部長	—	—	技監	副市長、教育長、病院事業管理者、技監	
防災指令	—	—	防災指令第１号	防災指令第２号	防災指令第３号
配備体制	—	—	第１号配備体制	第２号配備体制	第３号配備体制
配備対象職員	防災安全課長が必要と認めた少数の職員	統括部長、建設部長、上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認めた職員	本部長が必要と認めた少人数の職員	半数の職員	全職員
配備基準 (県)水防指令	水防指令第１号が発令	水防指令第２号が発令	水防指令第３号が発令	特別警報及び各種警報・台風情報により、市域に甚大な影響が予想されるとき	
警報 台風情報	芦屋市に暴風・波浪・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報の発表されるとき 台風の接近が予想されているとき	芦屋市に暴風・波浪・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報が発表されかつ、時間雨量 15mm 及び累積雨量 70mm を越えた場合、台風接近に伴い、芦屋市に被害が及ぶことが予想される場合	土砂災害警戒情報が発表又は各種警報及び台風情報により、市域に影響が予想されるとき		
集中豪雨	各種前線による降雨が予想されている場合、ゲリラ豪雨による降雨が発生した場合	ゲリラ豪雨による対応が必要とされた場合	集中豪雨等により小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき	集中豪雨等により、市内広域にわたる局地的災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき	集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき
河川水位	水防団待機水位（0.8m）に達し、さらに上昇のおそれのあるとき	—	氾濫注意水位（1.1m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき	避難判断水位（1.4m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき	氾濫危険水位（1.7m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき
潮位	—	—	T.P＋2.2m に達し、更に上昇のおそれのあるとき	異常潮位又は高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれのあるとき	異常潮位又は高潮により、市内全域にわたる災害が発生し、更に被害が拡大するおそれのあるとき
その他	指定市で、風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき	風水害の等により災害発生のおそれがあるとき、災害が発生したときに防災指令の発令を進言するとき	市長が災害警戒本部を設置する必要があると認めた場合	市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合	

第３　職員の動員配備指令

１　防災指令

災害対策（警戒）本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各災害対策（警戒）部長に防災指令を発令する。
統括部長	次の基準に従って災害対策（警戒）本部長に防災指令の発令について進言する。

＜防災指令の種類と基準＞

防災指令の種類	防災指令の発令基準
	風水害等
防災指令第１号	各種警報により、市域に影響が予想されるとき 台風情報が発表され、市域に影響が予想されるとき 集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき 市内河川（芦屋川）が氾濫注意水位（1.1m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき 高潮により、T.P.（東京湾平均海面）＋2.2mに達し、更に上昇のおそれのあるとき
防災指令第２号	各種警報により、市域に甚大な影響が予想されるとき 台風情報が発表され、市域に甚大な影響が予想されるとき 集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき 市内河川（芦屋川）が避難判断水位（1.4m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき 異常潮位あるいは高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき
防災指令第３号	台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき 市内河川（芦屋川）が氾濫危険水位（1.7 m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき 異常潮位あるいは高潮により、市内全域にわたる災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき

２　配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第１号又は第２号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各災害対策（警戒）部長は各災害対策（警戒）部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに災害対策（警戒）本部長に報告する。
災害対策（警戒）本	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認めら

部長が、各災害対策（警戒）部長から配備体制強化の報告を受けた場合	れる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

第２節　災害対策本部等の設置

本節では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、財産の安全を確保するために実施する災害応急対策を行う組織及び活動内容を定める。

第１　連絡員待機

１　連絡員待機の基準

芦屋市又は隣接市に暴風・波浪・大雨・洪水・高潮のいずれかの警報の発表が予想されるとき等においては、連絡員は庁内に待機する。

「連絡員待機の基準」は、「本章　第１節　第２　本部体制一覧」に準じる。

２　連絡員の構成

連絡員は、防災安全課をもって構成する。

３　事務分掌

１	各種警報・注意報等の把握に関すること。
２	他市町との連絡調整に関すること。
３	県及び関係機関との連絡調整に関すること。

第２　災害対応室の設置

設置基準	災害の発生のおそれがあるとき、災害対応室を設置する。
構成	統括部長、建設部長、上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認めた職員をもって構成する。
事務分掌	防災指令の発令の進言に関すること。 災害等により、芦屋市への被害が予想された場合の対応の検討に関すること。 災害警戒パトロールの実施に関すること。 自主避難所の設置に関すること。

第３　災害警戒本部の設置

１　災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生したとき又は小災害の発生が予想されるときは、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

「連絡員待機の基準」は、「本章　第１節　第２　本部体制一覧」に準じる。

2　災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長とする。
災害警戒副本部長	技監をもって充てる。 （技監が不在の場合は、都市政策部参事、都市政策部長、上下水道部長、消防長を充てる）

＜災害警戒本部組織編制＞

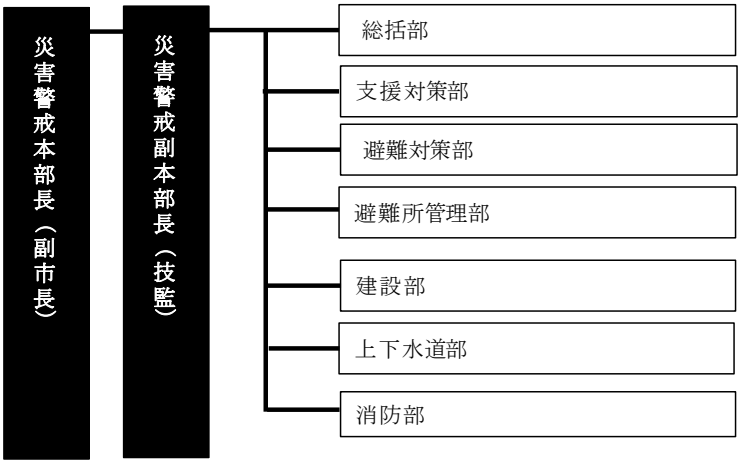

3　災害警戒本部設置の手続

1	災害警戒本部の設置については、災害警戒本部長（副市長）は災害警戒本部を招集し、その議を経てこれを決する。
2	勤務時間外等の事情により、１の手続を経るいとまがないと認められる場合は、災害警戒本部長又は緊急本部員が専決し、その結果を災害警戒本部に報告する。

4　災害警戒本部設置の通知

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

5　災害警戒本部の設置場所

東館 3 階中会議室とする。

6　災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害警戒本部の活動に関する基本方針や、災害発生時の対応方法に関する協議を行うため、災害警戒本部長が必要の都度招集する。ただし、災害警戒本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、災害警戒副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

災害警戒本部会議員	災害対策（警戒）本部長、災害対策（警戒）副本部長、各災害警戒部長
協議・決定事項	①災害の被害予測に関すること ②災害発生時の基本方針に関すること ③災害発生時の対処方法に関すること ④動員配備体制に関すること ⑤各災害警戒部間調整事項に関すること

	⑥避難所開設の決定 ⑦高齢者等避難の発令に関すること ⑧その他

7　災害対策本部への移行

災害の被害が拡大、又は災害への対策又は防災の推進を図る必要が認められた場合、災害警戒本部長は市長に災害対策本部への移行を進言する。

8　災害警戒本部の縮小・閉鎖

災害警戒本部の縮小・閉鎖	①災害警戒本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害警戒本部を縮小、若しくは閉鎖する。 ②防災活動の収束に伴い、災害警戒本部長は平常業務との関連から逐次、各災害警戒部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、災害警戒本部を閉鎖するまでの間は、必要な各災害警戒部の要員を指定し、災害警戒本部員として残務整理をさせる。
災害警戒本部の閉鎖の通知	災害警戒本部長は、災害警戒本部を閉鎖したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

第４　災害対策本部の設置

1　災害対策本部の設置基準

市長は、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき次の場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

「災害対策本部の設置基準」は、「第 1 節　第 2　本部体制一覧」に準じる。

2　災害対策本部の役割

1	災害の被害予測を検討する。
2	災害発生時における基本方針を決定する。
3	災害発生時における対処方法を決定する。
4	動員配備体制を決定する。
5	各災害対策部間の調整を行う。

3　災害対策本部の構成

(1) 災害対策本部長

市長を災害対策本部長とする。なお、災害対策本部長の主な権限事項は、以下のとおりである。

1	配備体制の決定に関すること
2	災害（警戒）対策本部設置の決定に関すること
3	災害対策本部閉鎖の決定に関すること

4	広域応援要請の指示に関すること
5	自衛隊派遣要請に関すること
6	災害救助法適用要請の指示に関すること
7	芦屋警察署への消防活動協力要請に関すること
8	県及び芦屋市医師会等に対する救護班・歯科救護班の出動要請に関すること
9	避難指示等の発令に関すること
10	警戒区域の設定に関すること
11	避難所開設の決定に関すること
12	義援金・救援物資受入れの判断、指示に関すること
13	ボランティア受入れの指示

(2) **災害対策副本部長**

副市長、教育長、技監、病院事業管理者をもって充てる。

(3) **組織編制**

災害対策本部の組織、事務分掌	「芦屋市災害対策本部条例」、「芦屋市災害対策本部の組織に関する規則」に定める。
教育委員会災害対策部及び市立芦屋病院災害対策部の組織、事務分掌	それぞれ「芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱」「市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程」に定める。

資料編参照

応急-A1-9	芦屋市災害対策本部条例
応急-A1-10	芦屋市災害対策本部の組織に関する規則
応急-1	芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱
応急-2	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程

4　参集人員と主たる任務（所轄業務は除く）

「第２　災害対応室の設置」の参集人員と主たる任務を基本とするが、各担当で状況に応じて増員できるような体制を整えておくものとする。

第１次増員

特にパトロールを担当している建設部は８班１６名、上下水道部は２班４名程度すぐに招集できるように事前に調整しておく。

第２次増員

（例）土砂災害等により、市民に被害が及ぶ災害が発生　→災害対策本部を設置

第２号配備体制

第３号配備体制（全職員）

＜芦屋市災害対策本部組織表＞

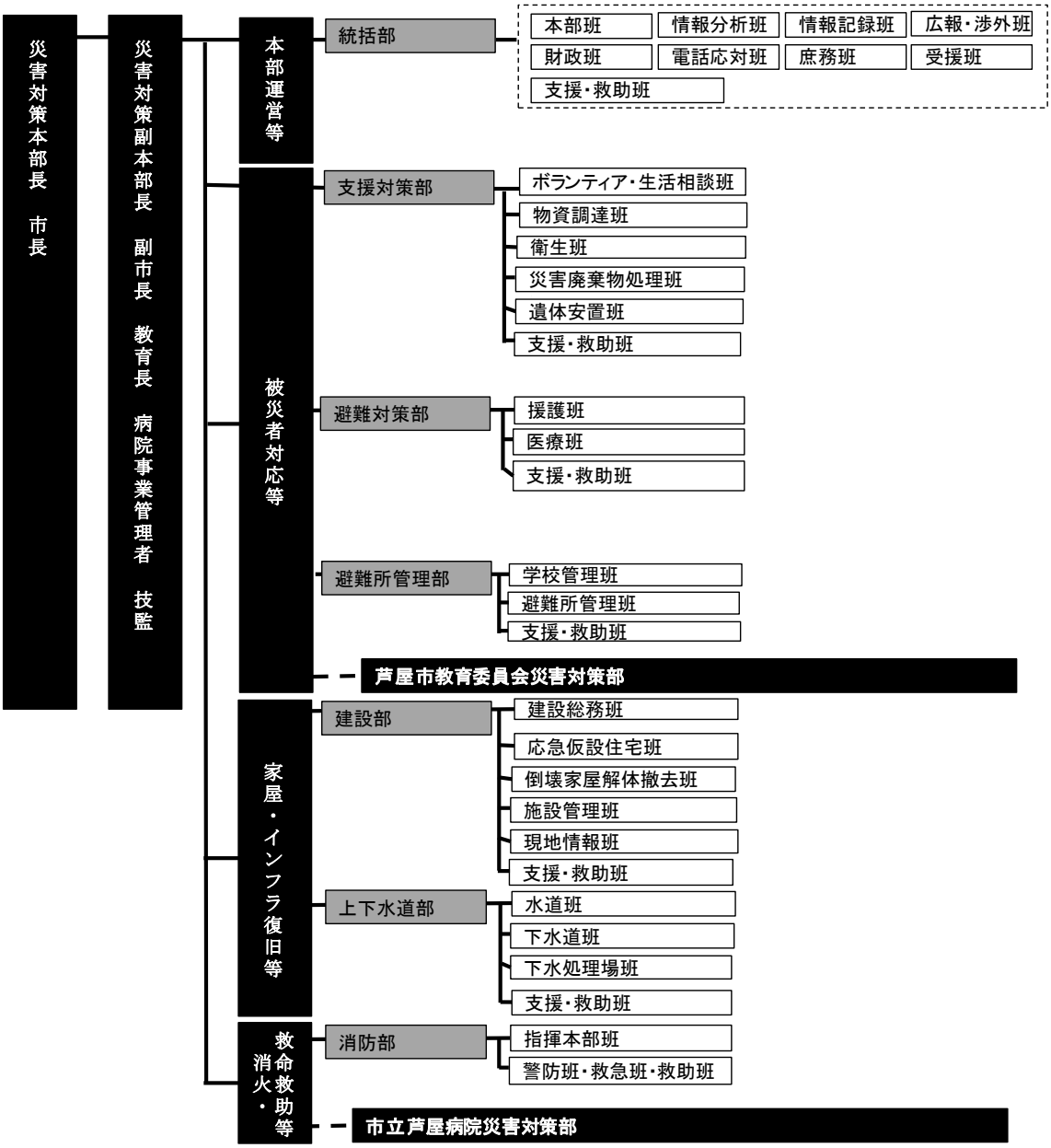

資料編参照

応急-A1-9	芦屋市災害対策本部条例
応急-A1-10	芦屋市災害対策本部の組織に関する規則
応急-A8-1	災害対策本部要員人員表
応急-1	芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱
応急-2	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程
応急-3	芦屋市災害対策本部業務分掌（初動体制を含む）

(1) 緊急本部員

ア　勤務時間外に発災した場合

勤務時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び災害対策副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、緊急本部員が必要な指揮及び判断を行う。

イ　緊急本部員の指名

緊急本部員は、次の者の内、第 1 初動要員又は第 2 初動要員に属する者とする。

1	統括部長
2	支援対策部長
3	避難対策部長
4	避難所管理部長
5	建設部長
6	上下水道部長
7	消防部長

ウ　緊急本部員の業務

1	動員配備指令の確認
2	気象及び被害状況の情報等の収集の指揮に関すること
3	初動活動方針の決定
4	救護班・歯科救護班の派遣に関する判断
5	避難所の開設に関する判断
6	避難指示等に関する判断
7	災害対策本部の設置に関する判断
8	広域応援の要請に関する判断
9	自衛隊派遣の要請に関する判断
10	その他緊急を要する判断及び組織の指揮

(2) 動員方法

ア　勤務時間内の動員方法

防災安全課長が、庁内放送、電話、メール等により、各部長に伝達する。

各部長は、電話、FAX 等により、防災指令とこれに基づく動員指示を伝達する。各部内の伝達方法は、各部内において定める。

イ　勤務時間外の動員方法

(ｱ) 風水害等発生時

気象警報が発表された場合	各部の部長への電話は、消防本部から消防長、消防署長、警防課長、都市政策部長、防災安全課長へ連絡する。
県西宮土木事務所により水防警報が発令された場合	「水防計画　第 9 章　9.1 (4) 指令伝達方法」に示す勤務時間外における指令の伝達系統による。

大火災になるおそれのある場合及び突発性重大事故等が発生した場合	「水防計画　第 9 章　9.1（4）指令伝達方法」に示す勤務時間外における指令の伝達系統により、各部長に連絡する。

（ｲ）参集時の留意事項

各班行動マニュアルによる。

（ｳ）動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

1	職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重症である場合
2	親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
3	自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
4	自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
5	同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
6	自宅付近において、救出救助要請があった場合

５　災害対策本部体制

＜風水害時＞

部名	担当部長等	班名	構成課等
統括部	主　都市政策部参事 （都市基盤担当部長） 副　総務部長 企画部長	本部班	防災安全課
		情報記録班	法務コンプライアンス課(法務係) 総務課（文書統計係） ＤＸ行革推進課（マネジメント）
		広報・渉外班	秘書・広報課 ＤＸ行革推進課（情報政策） 政策推進課 国際文化推進課（国際交流係）
		電話応対班	契約検査課 法務コンプライアンス課(コンプライアンス係) 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局 財政課 人事課
支援対策部	主　市民生活部長 副　企画部長	物資調達班、ボランティア・生活相談班、衛生班※避難所管理部避難所管理班応援	必要に応じて部長が指名する者が対応を行う
		災害廃棄物処理班	環境施設課 収集事業課
避難対策部	主　こども福祉部長 副　こども福祉部参事 （こども家庭担当部長）	援護班、医療班 ※避難所管理部学校管理班応援	必要に応じて部長が指名する者が対応を行う
避難所管理部	主　教育部長 副　教育部参事 （学校教育担当部長） 会計管理者 企画部長	避難所管理班 （支援対策部応援）	国際文化推進課（文化推進係） スポーツ推進課 市民センター 図書館 人権・男女共生課 上宮川文化センター 会計課 社会教育推進課 青少年育成課 市民課 保険課 地域経済振興課 市民参画・協働推進課 環境課

部名	担当部長等	班名	構成課等
避難所管理部		学校管理班	管理課 教職員課 学校教育課・学校支援課・保健安全・特別支援教育課 学校支援課 保健安全・特別支援教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター
			下記に勤務する者（教育委員会災害対策部担当者を除く） 中学校 小学校 幼稚園
		（避難対策部応援）	地域福祉課 監査指導課 生活援護課 障がい福祉課 高齢介護課 こども家庭・保健センター こども政策課 ほいく課 こども園 保育所
建設部	主　都市政策部長 副　総務部長	施設管理班	総務課（総務係）
		現地情報班	道路・公園課 課税課 債権管理課 建築課 都市整備課 基盤整備課 都市政策課 建築住宅課 まちづくり課
上下水道部	主　上下水道部長 副　水道業務課長	水道班	水道管理課 水道業務課 水道工務課
		下水道班	下水道課
		下水処理場班	下水処理場
消防部	主　消防長 副　消防署長	指揮本部班	総務課 警防課 指令課 救急課 予防課
		警防班 救助班 救急班	消防署
※災害の状況により、記載の無い班の対応が必要となった場合は、大規模災害時班体制に準ずるものとする。			

＜大規模災害時＞

部名	担当部長等	班名	構成課等	班長
統括部	主　都市政策部参事（都市基盤担当部長） 副　総務部長（※） 企画部長（※）	本部班	防災安全課	○
		情報分析班	政策推進課	○
		情報記録班	法務コンプライアンス課(法務係)	○
			総務課（文書統計係）	
			ＤＸ行革推進課（マネジメント）	
		広報・渉外班	秘書・広報課	○
			ＤＸ行革推進課（情報政策）	
			国際文化推進課（国際交流係）	
		財政班	財政課	○
		電話応対班	契約検査課	○
			法務コンプライアンス課（コンプライアンス係）	
			選挙管理委員会事務局	
			監査事務局	
			公平委員会事務局	
		庶務班	人事課	○
		受援班	人事課	○
		支援・救助班	部長が指名する者（総括部に所属する職員）	
支援対策部	主　市民生活部長 副　企画部長	物資調達班	市民課	○
			保険課	
			地域経済振興課	
		ボランティア・生活相談班	市民参画・協働推進課	○
		衛生班	環境課	○
		災害廃棄物処理班	環境施設課	○
			収集事業課	
		遺体安置班	部長が指名する者（支援対策部に所属する職員）	
		支援・救助班	部長が指名する者（支援対策部に所属する職員）	
避難対策部	主　こども福祉部長 副　こども福祉部参事（こども家庭担当部長）	援護班	地域福祉課	○
			監査指導課	
			生活援護課	
			障がい福祉課	
			高齢介護課	
		医療班	こども家庭・保健センター	○
			こども政策課	
			ほいく課	
			こども園	
			保育所	
		支援・救助班	部長が指名する者（避難対策部に所属する職員）	
避難所管理部	主　教育部長 副　教育部参事（学校教育担当部長） 会計管理者 企画部長（※）	避難所管理班	国際文化推進課（文化推進係）	○
			スポーツ推進課	
			市民センター	
			図書館	
			人権・男女共生課	
			上宮川文化センター	

部名	担当部長等	班名	構成課等	班長
			会計課	
			社会教育推進課	
			青少年育成課	
		学校管理班	管理課	○
			教職員課	
			学校教育課	
			学校支援課	
			保健安全・特別支援教育課	
			打出教育文化センター	
			青少年愛護センター	
			下記に勤務する者（教育委員会災害対策部担当者を除く）	
			中学校	
			小学校	
			幼稚園	
		支援・救助班	部長が指名する者（避難所管理部に所属する職員）	
建設部	主　都市政策部長 副　総務部長（※）	建設総務班	都市政策課	○
		応急仮設住宅班	建築住宅課	○
		倒壊家屋解体撤去班	まちづくり課	○
		施設管理班	総務課（総務係）	○
		現地情報班	道路・公園課	○
			課税課	
			債権管理課	
			建築課	
			都市整備課	
			基盤整備課	
		支援・救助班	部長が指名する者（建設部に所属する職員）	
上下水道部	主　上下水道部長 副　水道業務課長	水道班	水道管理課	○
			水道業務課	
			水道工務課	
		下水道班	下水道課	○
		下水処理場班	下水処理場	○
		支援・救助班	部長が指名する者（上下水道部に所属する職員）	
消防部	主　消防長 副　消防署長	指揮本部班	総務課 警防課 指令課 救急課 予防課	
		警防班	消防署	
		救助班		
		救急班		
副部長には、所属する班を構成する課を通常業務で管轄する部長を記載しています（主の部長は除く）。				
（※）複数の部の副部長になっている方については、状況に応じて室長を指名し本部会議への参加をお願いします。				

なお、各災害対策部が実施すべき事項は以下のとおり（「各災害対策部共通」は、最終項に記載）であり、発災状況に応じて実施内容を検討する。また、発災状況を勘案し、優先度の高い項目から実施する。

資料編参照　応急-3　芦屋市災害対策本部業務分掌（初動体制を含む）

６　情報の伝達・処理方法

市民からの問い合わせや現地において収集した情報及び災害情報については、各災害対策部内で集計・分析し部内に指示をするとともに、全庁的及び他の災害対策部との協力が必要な事項については、情報の共有を図る。

(1) 各災害対策部局間の情報伝達方法

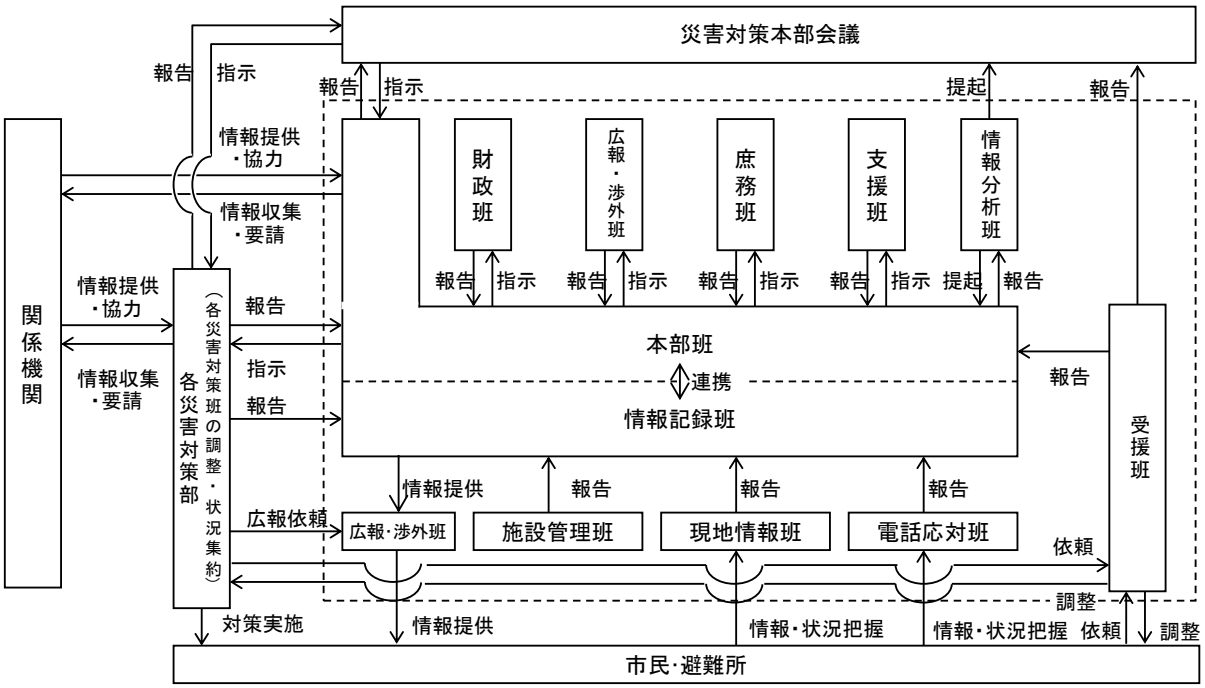

なお、前述の情報伝達方法のうち、災害において頻繁に情報伝達が発生すると想定される市民（避難所）情報、現地情報、関係機関からの情報を特筆すると以下のとおりである。

ア　避難所情報の伝達方法

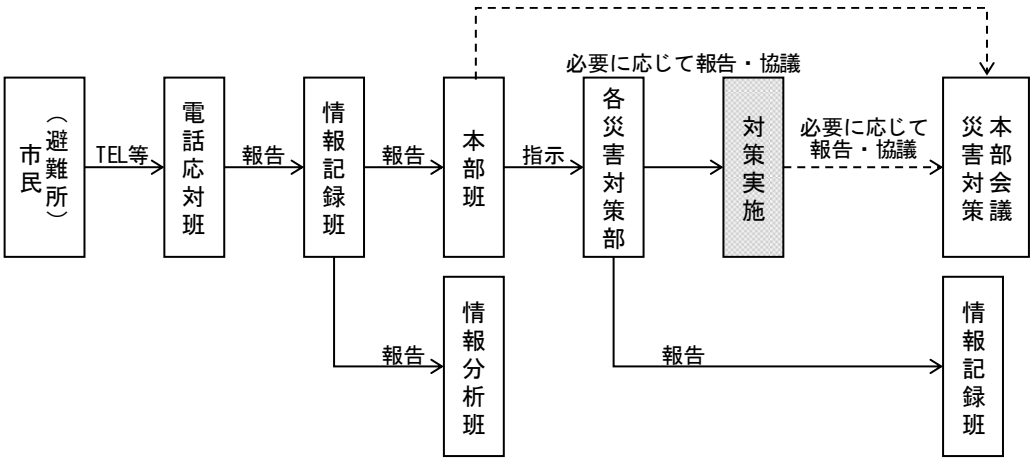

イ　現地情報の伝達方法

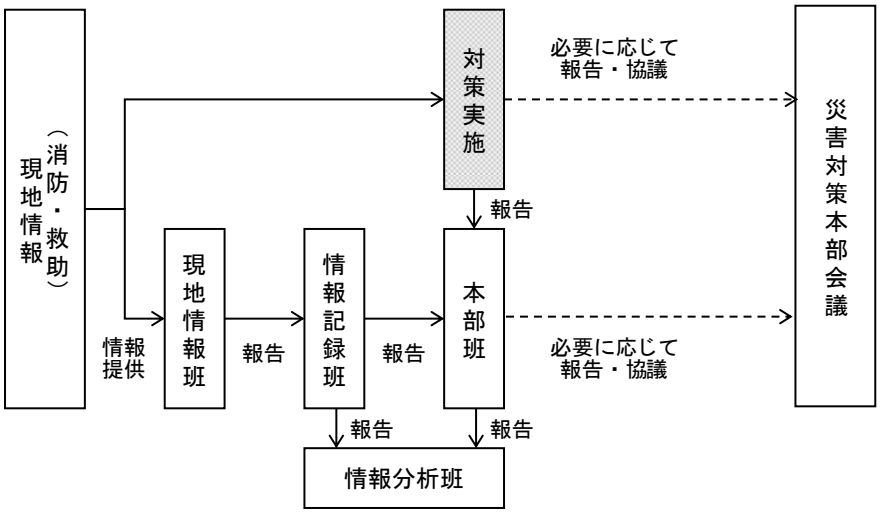

ウ　関係機関からの情報の伝達方法

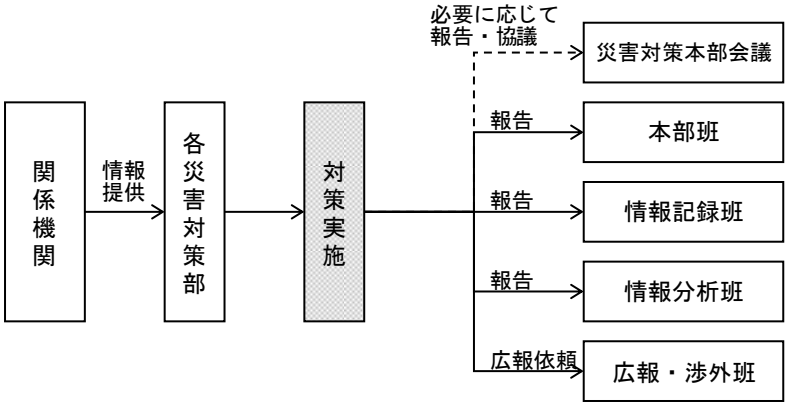

(2) 各災害対策部内の情報処理方法

情報を受信した各災害対策部は、情報を集計・分析し対策を実施する。対策の実施結果については本部班に報告し、全庁的な対応や調整が必要な事項については災害対策本部会議に報告する。また、市民へ周知が必要な事項については、広報・渉外班へ周知を依頼する。

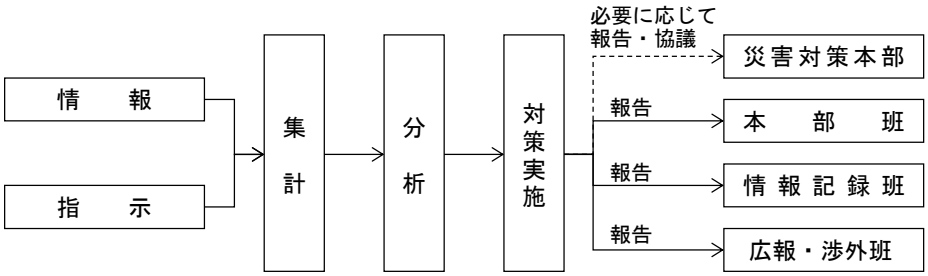

7　災害対策本部設置の手続

1	災害対策本部の設置については、災害対策本部長は災害対策本部を招集する。
2	勤務時間外等の事情により、「ア　避難所情報の伝達方法」の手続を経るいとまがないと認められる場合は、災害対策本部長又は緊急本部員が専決し、対策を実施することができる。なお、その結果を災害対策本部に報告する。

8　災害対策本部設置の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

(1) 通知の方法

通知、公表先	通知、公表の手段	担　当　班
各災害対策部	庁内掲示板、災害対策本部会議、本部連絡員	統括部本部班
県知事	県フェニックス防災システム、電話	統括部本部班
阪神南地方本部（阪神南県民センター）	県フェニックス防災システム、電話	統括部本部班
報道機関	FAX、口頭又は文書（記者クラブを通じて）	統括部広報・渉外班

9　災害対策本部の設置場所

災害対策本部配置計画	次表「災害対策本部配置計画」参照
室の確保	建設部施設管理班は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置

＜災害対策本部配置計画＞

庁舎	室　名	収容員数	利用用途	配置機器等 その他の機器等
東館	中会議室	24	災害対策本部室	電話機、市内地図 ホワイトボード
	大会議室	108	災害対策本部オペレーションルーム	
	小会議室1	8	記者室	
	小会議室2	8	・リエゾン ・消防部指揮本部予備室　等	
	小会議室3	8		
	小会議室4	12		
	小会議室5	18	電話応対班	
南館	庁議室	20	記者発表室	
消防庁舎	多目的ホール	108	緊急消防援助隊指揮支援本部	

10　災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、災害対策本部長が必要の都度招集する。ただし、災害対策本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、災害対策副本部長又は関係災害対策部長との協議をもってこれに代えることができる。

災害対策本部会議員	災害対策本部長、災害対策副本部長、各災害対策部長
協議・決定事項	①被害状況の把握に関すること ②災害応急対策の基本方針に関すること ③動員配備体制に関すること ④各災害対策部間調整事項に関すること ⑤避難指示等及び警戒区域の設定に関すること ⑥自衛隊災害派遣要請に関すること ⑦他市町への応援要請に関すること ⑧県及び関係機関との連絡調整に関すること ⑨災害救助法適用要請に関すること ⑩激甚災害の指定の要請に関すること ⑪その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

なお、第 1 回災害対策本部会議では、次項の項目を参考に本市における緊急の防災措置を決定する。

協議・決定項目
ア　被害状況の把握に関すること
□ 災害（地震等）の概要確認
□ 被害状況の確認
□ 被害予測結果（県内震度４以上の地震）の確認
イ　災害応急対策の基本方針に関すること
□ 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
□ 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）
□ 負傷者応急救護対策 （医療スタッフ及び救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）
□ 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等の調整手配等）
□ 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
□ 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
□ 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）
□ ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
ウ　動員配備体制に関すること
□ 職員参集状況の確認
エ　各災害対策部間調整事項に関すること
□ 各災害対策部・班による協議・決定についての指示
オ　避難指示等及び警戒区域の設定に関すること
□ 記者会見及び市民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線等の活用）
カ　自衛隊災害派遣要請に関すること
□ 自衛隊への派遣（準備）要請
キ　他市町への応援要請に関すること
□ 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認
ク　県及び関係機関との連絡調整に関すること
□ 関係機関への連絡についての指示
□ 県災害対策本部及び阪神南地方本部の設置状況の確認
□ 県災害対策本部、阪神南地方本部への災害発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
□ 緊急消防援助隊の派遣要請
ケ　災害救助法適用要請に関すること
□ 災害救助法の適用について
コ　激甚災害の指定の要請に関すること
□ 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
サ　その他災害応急対策の実施及び調整に関すること
□ 第２回災害対策本部会議までの対応についての指示
□ 第２回災害対策本部会議の開催予定

資料編参　応急-A1-13　第１回災害対策本部会議における協議・決定事項

１１　災害対策本部事務局

(1) 災害対策本部の運営事務

統括部本部班と情報記録班、広報・渉外班が連携し一体的に活動する。なお、統括部以外の者を必要とする場合は、本部連絡員を充てる。

(2) 事務局の活動内容

本　部　班	①災害対策本部会議の運営に関すること ②収集した情報に基づく各災害対策部への指示に関すること
情報記録班	①災害対策本部会議等で収集した情報の整理に関すること ②写真や映像等の記録に関すること ③各災害対策部の対応結果の取りまとめに関すること
広報・渉外班	①緊急広報の実施に関すること ②プレス対応に関すること

(3) 事務局内の情報処理方法

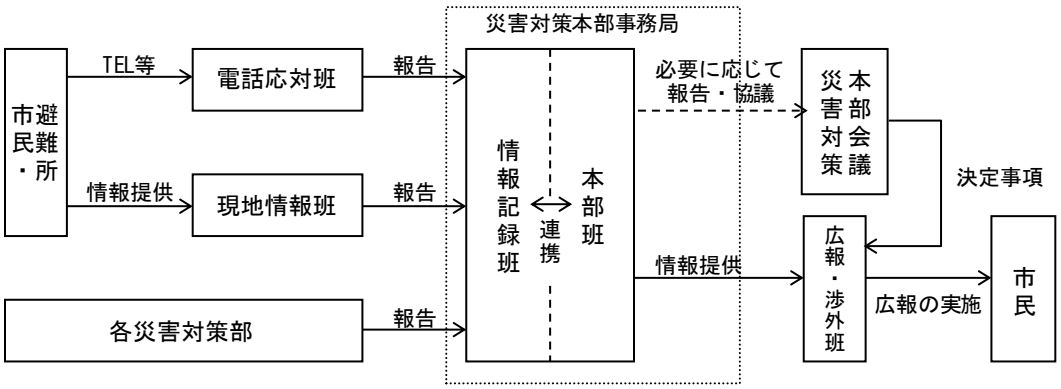

１２　災害対策本部連絡員

災害対策本部会議又は災害対策本部事務局と各災害対策部の連絡役として、災害本部連絡員を置く。

構　成	災害対策本部連絡員は、各災害対策部において予め指名しておくものとする。
事務分掌	①災害対策本部会議等での決定事項を各災害対策部へ伝達する。 ②各災害対策部の活動状況等を本部班及び災害対策本部会議に出席中の災害対策部長へ報告する。 ③必要に応じて災害対策本部事務局の構成員として本部事務を担当する。

１３　情報分析班の設置・役割

発災時においては、災害の全体像、災害が本市に及ぼす危険度、災害の進捗状況予測及び被災地のニーズの予測・分析が非常に重要である。しかし、過去の災害においては、初動期における情報が多く、適切に対処できない課題も散見された。また、実効性の高い情報分析が行えていない状況でもある。

そこで、必要とする各災害対策部（支援対策部、避難所管理部等）から数名ずつ選抜し、各災害対策部（班）から独立した情報分析班を設置する。

情報分析班は、被害予測・被災地のニーズにより全体方針や、中長期的な需給予測及び復旧目標を設定し、業務の優先順位を検討する等の役割を担うものとする。

(1) 構成

災害の規模により、防災安全課を中心として統括部の中に位置づけるものとし、その要員にあっては、災害の種類により各災害対策部から専任要員を派遣するものとする。

(2) 情報の入手

各災害対策部からの情報若しくは統括部情報記録班に集約された情報については、本部班に報告すると同時に、情報分析班についても報告するものとする。また、分析の過程において必要と思われる情報については、各災害対策部に提出を求めるものとする。

(3) 業務の内容

被害予測の把握	発災時における気象庁発表等の風水害被害の状況から、事前に各防災関係機関が事前予測した被害想定値を基に、本市の被害の想定の進言を行い、市全体の対応についての助言を行う。また、直後から入手した市の被害状況から予測値の修正を重ね、最新の被害状況の把握に努める。
中長期的な需給予測の把握	人的及び建物被害等の状況から、想定される避難者数等を勘案し、必要とされる物資等の需給予測値を算定し、災害対策本部に提言を行う。
復旧目標の進捗管理	市全体としての災害目標と各災害対策部が行う災害対応との調整を図る。
業務の優先順位の検討	各災害対策部（班）は、事前に定めた「応急対策の実施時期」に基づき応急対策の実施を行うものとするが、災害の規模等によりその目標時期が異なってくることから、災害対策本部会議で定めた市の方針と目標完了時期を勘案し、全体の調整機能を担うものとする。
重要情報への対応	災害対策本部若しくは統括部情報記録班に集約された情報に対して、本部班は具体的対応を担うものであるが、情報分析班においては、そのうち重要度と緊急度を検討し、優先すべき情報のトリアージを行い、重要情報への対応の漏れを防ぐ。以下に優先すべき情報の例を記す。 ①　人命に関わること ②　入手した内容の変化が早いと思われる情報 ③　時間的制約に迫られた重要な内容 ④　被害規模や範囲が大きな情報　等
事業継続体制への移行の準備	大規模災害における初動時においては、一時的には通常業務を中断せざるを得ない状況下に陥るが、災害対応の全体像から稼働率を落としてでも再開すべき業務等についての検討を行う。

＜情報の流れ＞

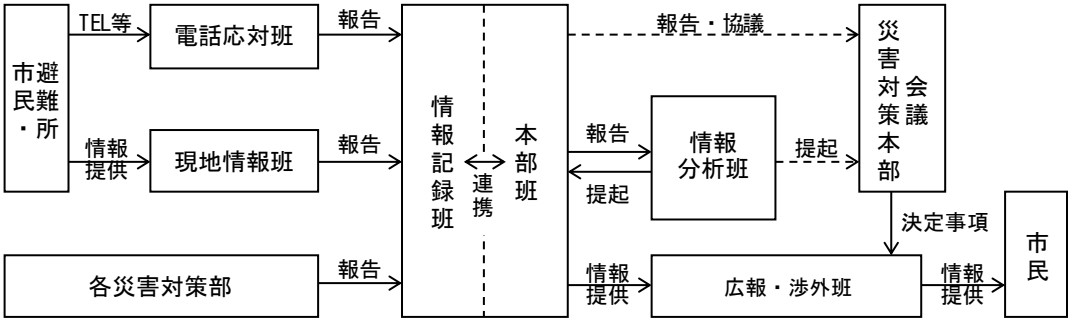

１４　災害対策本部の財務

予算の確保	①財政班 統括部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を災害対策本部に付議し関係災害対策部長に必要な指示をする。 ②各災害対策部長 分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに財政班の指示を受ける。
調達手続	①緊急を要する災害用物資・資機材・要員等の調達は、随意契約によることができる。 ②契約の手続をとるいとまがない場合は、統括部長が災害対策本部に付議して臨機適切な措置をし、関係災害対策部長に指示する。
支払手続	①財政班 統括部長と協議し、速やかに支払い方法に関する基本方針を災害対策本部に付議し、関係災害対策部長に必要な指示をしなければならない。 ②物資の調達に関する支払いは、原則として一般の支払手続により処理する。ただし、即時支払いを必要とするものについては、資金前渡を受け支払い事務を処理する。
清算手続	①財政班 芦屋市が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和 40 年 5 月厚生省社第 163 号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算又は清算交付を当該繰替支弁を求めた県知事に請求する。

１５　職員等の活動環境

安全の確保	①庁内の安全確保 ◇災害対策本部長は、職員等が応急活動に従事するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。（ヘルメット等の着用等） ②自宅の安全確保 ◇職員は、自宅において負傷することがないよう、自宅の耐震化、家具等の固定等により、災害に対する安全性の向上に努める。 ③安否及び被害の確認 ◇職員は、勤務時間中の地震発生時に、家族の安否確認等を行う方法（遠隔地の連絡中継場所の設定等）を事前に確保し、応急活動に全力を傾注する。 ◇各災害対策部の庶務を担当する班は、必要に応じて、各職員に代わり家族の安否確認等を行う。
勤務管理等	災害対策班長は、災害対策班員の出退庁時間等の確認を徹底する。

１６　災害対策要員動員計画

災害応急対策実施のため、必要な人員、労力等の確保は本計画の定めるところによるものとする。

(1) 作業員動員計画

ア　実施機関

災害応急対策実施のため、必要な要員の確保はついては、事業継続計画における業務の優先順位や、各災害対策部の要請により統括部本部班が定期的に見直しを行う。

ただし、災害の程度、規模等により、災害対策本部長において要員の確保ができないときは、要請に基づき県知事において、要員の確保、調整を行う。

イ　従事する作業の種類

作業員の作業内容は、土木作業、清掃作業、物資の整理配分等とする。

ウ　供給方法

公共職業安定所に依頼	①西宮ハローワークに対し電話連絡又は求人票により作業員の供給を依頼する。連絡事項は、以下のとおり。 ◇求人事業所名 ◇就労場所 ◇作業内容 ◇賃金 ◇就労時間 ◇所要人員　等 ②賃金の基準は、平常時の民間雇用賃金に災害時の事情を考慮して決定する。 ③作業員は、市輸送車両によって輸送する。 ④賃金は、作業現場の近い所で、当日作業員に対し、直接支払うものとする。 ⑤その他必要とする事項 ◇上に掲げる作業員でなお不足するときは、厚生労働省兵庫労働局を通じて隣接職業安定所より労務の供給を依頼する。 ◇出面表兼賃金台帳を備えなければならない。

エ　災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法による「賃金職員雇上費」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参　法令-第 1-2　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 技術者その他の動員計画

災害応急対策を実施するための技術者等が不足又は緊急の必要がある場合は、災害対策本部長は市民に対し公用負担を命じ、又は県知事の委任を受け、医療、土木建築又は運輸関係者に対し従事命令を執行し、災害対策要員の確保を図る。

技術者その他の動員実施計画は、下記のとおりである。

資料編参　応急-5　災害対策要員の動員実施計画表

１７　災害対策本部の縮小・閉鎖等

災害対策本部の縮小･閉鎖、災害警戒本部への移行	①災害対策本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害対策本部を縮小、災害警戒本部へ移行、閉鎖する。 ②防災活動の収束に伴い、災害対策本部長は平常業務との関連から逐次、各災害対策部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、災害対策本部を閉鎖するまでの間は、必要な災害対策部の要員を指定し、本部員として残務整理をさせる。
災害対策本部の閉鎖の通知	災害対策本部長は、災害対策本部を閉鎖したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

第３節　防災関係機関との連携計画

【目的】

他の地方公共団体及び防災関係機関等と連携・調整を図り対応を行う。

【方針】

他の地方公共団体及び防災関係機関等と緊密な連絡をとり、相互に協力して災害応急対策を行う。

応急対策の流れ

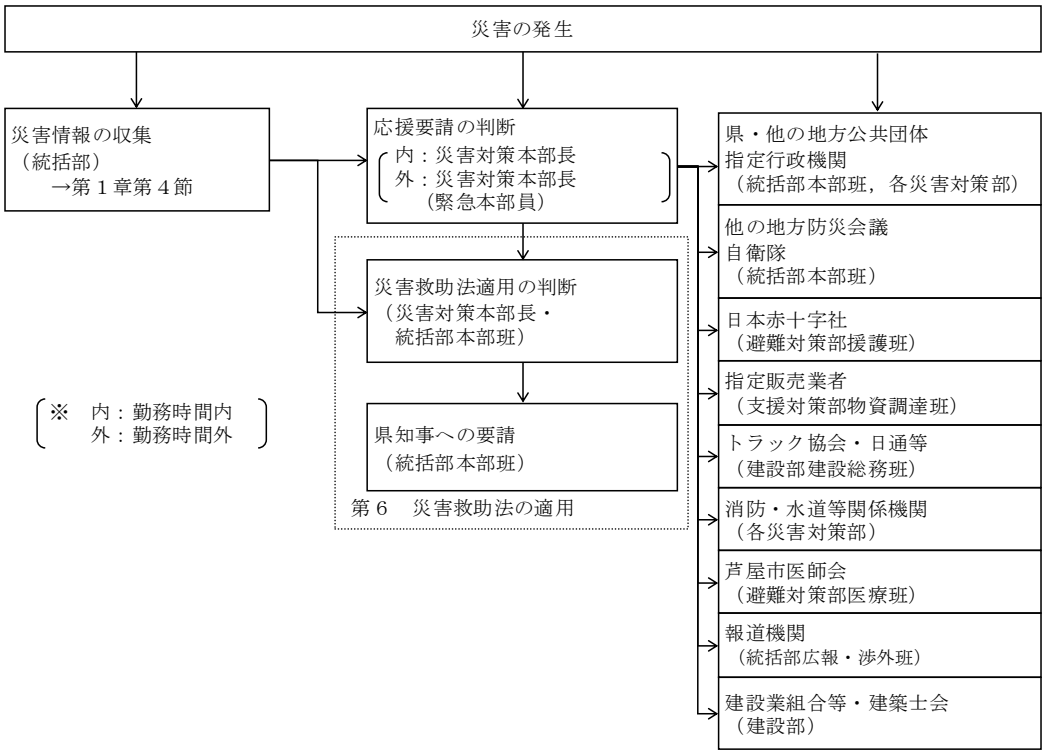

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	(1) 広域応援要請の指示 (2) 自衛隊派遣要請 (3) 災害救助法適用要請の指示
	統括部	(1) 応援要請に関すること (2) 他機関との連絡調整に関すること (3) 災害救助法適用要請 (4) 派遣要請に関すること
	各災害対策部	応援協定を締結している場合の応援要請
防災関係機関		災害対策本部と緊密な連絡調整をとる。
防災関係民間団体等		災害対策本部の要請に基づき、又は自らの判断により、災害対策本部の応急対策活動の応援及び被災市民の救援に当たる。

第１　防災関係機関との連携

１　連絡調整会議の設置

災害対策本部長は、各機関間で活動の調整を行う必要があると認められる場合は、以下の連絡調整会議を招集する。

＜連絡調整会議の構成（部会種別）＞

連絡調整部会	防災関係機関	災害対策本部の担当班
救助・捜索	◎ 芦屋警察署 自衛隊（派遣要請した場合）	消防部
応急医療	◎ 芦屋市医師会等 ◎ 芦屋市歯科医師会 ◎ 芦屋市薬剤師会	避難対策部医療班 市立芦屋病院災害対策部
緊急輸送（交通確保）	◎ 芦屋警察署 県西宮土木事務所 （県道東灘芦屋線、県道芦屋鳴尾浜線） 兵庫国道事務所 ・神戸維持出張所（国道２号） ・西宮維持出張所（国道 43 号） 阪神高速道路株式会社（神戸線、湾岸線）	建設部建設総務班 統括部本部班
ライフライン	西日本電信電話株式会社 大阪ガス株式会社 関西電力送配電株式会社	上下水道部水道班 上下水道部下水道班 ◎ 建設部現地情報班
海上保安（※1）	◎ 西宮海上保安署又は神戸海上保安部 芦屋警察署	消防部

※１　海難救助等、流出油の防除等、警報等の伝達、 緊急輸送警戒区域設定、海上治安維持等、海洋汚染の防止等
※２　◎:調整担当機関

第２　広域的な応援体制

＜応援協力要請系統図＞

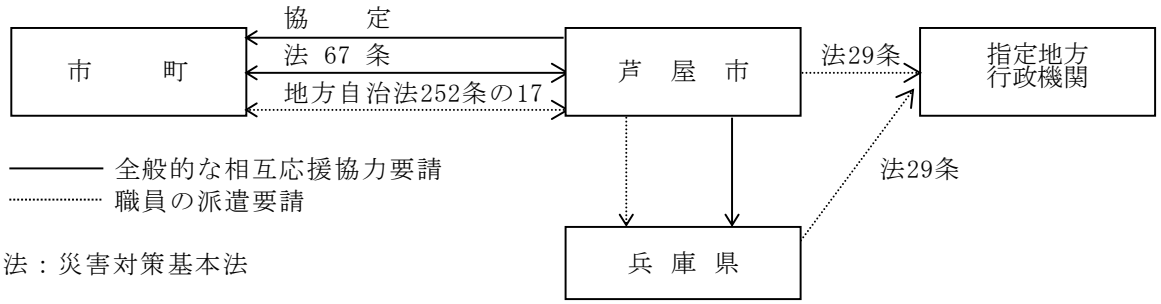

法：災害対策基本法

１　県への応援の要求（要請）

災害時に県又は他市町への応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

応援の要求（要請）	①災害対策本部長は、概括的被害状況等により応援の要求（要請）の必要性を判断し、県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）を通じて、県知事に応援の要求（要請）、又は他市町等への応援を要請する。 ②連絡担当は統括部受援班とする。まず下表の電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。 ③緊急を要する場合は、各災害対策部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において統括部本部班に報告する。
要請時に明らかにすべき事項	①災害の原因及び被害の状況 ②必要とする応援の内容、理由 ③必要とする応援の人員、資機材、期間、場所 ④その他必要な事項

＜要請連絡先＞

区　　分		電　話　番　号
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局 対策局統括班 （災害対策本部未設置時） 災害対策課 防災・危機管理班	TEL (078)341-7711 （代） (078)341-9861 （直）（時間内外とも） TEL 87-151-5579 （衛星） FAX (078)362-9911～9912 FAX 87-151-6380～1（衛星）
	県災害対策阪神南地方本部 （阪神南県民センター 県民交流室総務防災課）	TEL (06)6481-8072、4519（時間内外とも） TEL 89-171-511～2 （衛星） FAX (06)6483-3664 FAX 89-171-611 （衛星）

2　他自治体への応援要求（要請）

災害時に他の自治体に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣の自治体が被災している場合は、県に調整を要請するほか、他の自治体に応援を要請する。

応援の要請	①災害対策本部長又は各災害対策部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。 ②相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各災害対策部長が災害対策本部長に上申し、各協定等に定められた者が要請する。（統括部本部班、消防部、上下水道部、支援対策部、市立芦屋病院） ③相互応援協定等によらない場合は、災害対策本部長が要請する。災害対策本部長が要請できないときは、災害対策副本部長（副市長）が要請する。 ④まず電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理する。
相互応援協定等	①本市が災害対策に関連して締結している他自治体との相互応援協定等は、「相互応援協定等の概要と連絡担当」のとおりである。このほか、個別の活動に限定したものについては、各計画中に示す。 ②協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め

	事項の詳細は、それぞれ各協定書のとおりである。 ③協定自治体は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。
連　絡　先	「近隣自治体の連絡先」に示すとおり。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
応急-A1-14	近隣市町の連絡先

3　他自治体への応援

他自治体の災害時に、災害対策基本法及び応援協定による応援を県及び被災自治体から要請された場合は、要請を拒む正当な理由がない限り、県とともに応援計画を作成し、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当

4　職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

1	前記の応援協力要請系統図に基づき行う。
2	職員の派遣を希望する部長は、派遣希望職員等を、統括部受援班に申し出る。受援班は取りまとめの上、必要に応じて統括部庶務班に報告する。
3	職員の派遣、又は派遣の調整を要請する場合は県知事に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
4	ただし、緊急を要する場合は、電話で要請し、後日文書であらためて処理する。

(2) 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項

1	派遣を要請する理由
2	派遣を求める職員の職種別人員数
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件
5	前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

資料編参照

応急-6	災害派遣手当の支給に関する条例

5　指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。

＜防災関係公共機関・民間団体等への連絡担当部局＞

団体等名・協定名	連絡担当
大阪ガス株式会社、関西電力送配電株式会社	消防部
鉄道関係機関	統括部電話応対班
西日本電信電話株式会社、 芦有ドライブウェイ株式会社、 日本通運株式会社ほかトラック業者等	統括部本部班、建設部建設総務班
日本放送協会神戸放送局ほか報道関係機関	統括部広報・渉外班
芦屋市医師会等	避難対策部医療班
日本赤十字社兵庫県支部	避難対策部援護班
建設業組合等・造園業組合	建設部

６　応援の受入れ体制

(1) 受入れの担当

受入れ対象	受入れ担当
ア 食料及び生活必需品	支援対策部物資調達班
イ 人的応援（消防部、上下水道部、支援対策部、市立芦屋病院）	応援要請した各災害対策部
ウ 人的支援（イを除く）	統括部受援班

第３　自衛隊の派遣要請

１　災害派遣要請基準

1	災害対策本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命又は財産を保護するための応急対策の実施が不可能又は困難であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。この際、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意する。
2	各災害対策部長は、災害に際し、各災害対策部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を災害対策本部長に上申する。
3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

２　災害派遣時に支援を受ける救援活動内容

(1) 派遣部隊の活動

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣

感染症対策	要請者が提供)
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障を来たさない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

(2) **支援ニーズの具体化**

大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

3 災害派遣要請要領

1	災害対策本部長又は副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして芦屋警察署長及び県災害対策阪神南地方本部長と連絡調整し、県知事に要求するとともに自衛隊に通報する。 要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。 ① 災害の状況及び派遣を必要とする理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 希望する派遣区域及び活動内容 ④ 要請責任者の職氏名 ⑤ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類 ⑥ 派遣地への最適経路 ⑦ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
2	災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、県知事に対して災害派遣の要求ができない場合、その旨及び災害状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により県知事に通知しなければならない。
3	災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく以下の判断基準により、自衛隊が派遣される場合がある。 ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ② 災害に際し、府・県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ④ その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

＜派遣及び撤収要請手続経路図＞

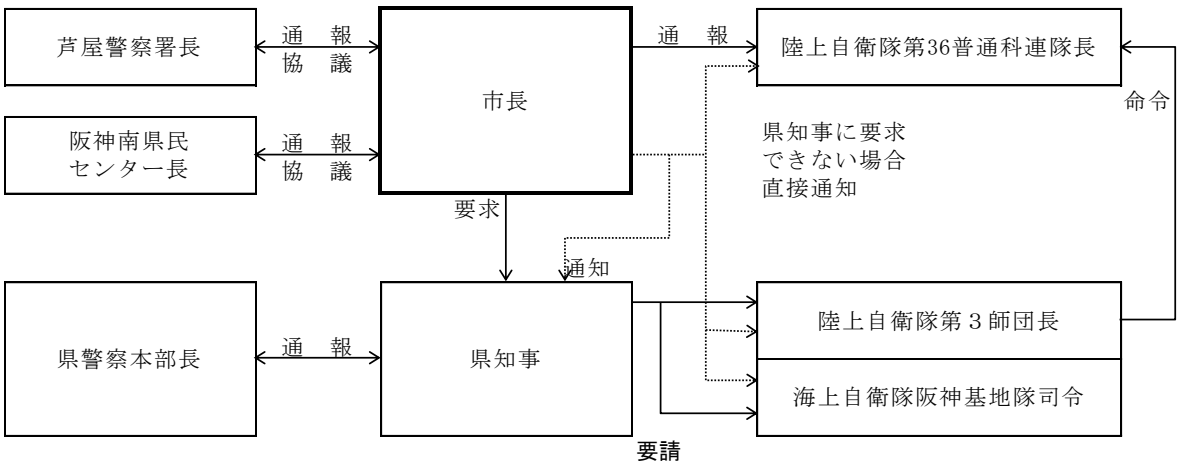

災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速かつ、的確に把握するとともに、相互に連絡し情報を共有する。

＜要請時の連絡先＞

区　　分		電　話　番　号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局 （対策局統括班） （災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災・危機管理班）	TEL（078)341-7711（代） （078)362-9861（直）（時間内外とも） TEL 87-151-5579（衛星） FAX（078)362-9911～2 FAX 87-151-6380～1（衛星）	
	県災害対策阪神南地方本部 （阪神南県民センター 県民交流室総務防災課）	TEL（06)6481-8072、4519（時間内外とも）	
		TEL 89-171-511～2（衛星） FAX（06)6483-3664 FAX 89-171-611　（衛星）	
	芦屋警察署	TEL 23-0110 FAX 22-8660	
自衛隊※	陸上自衛隊　第３師団 （第３部防衛班） （伊丹市広畑１－1）	TEL（072)781-0021（時間内外とも）	
		内線 3735、3737 FAX 3724 TEL 7-985-32　（衛星） FAX 7-985-61　（衛星）	内線 3301（司令部当直） FAX 3724 TEL 7-985-32　（衛星） FAX 7-985-61　（衛星）
	陸上自衛隊　第 36 普通科連隊 （第３科） （伊丹市緑ヶ丘７丁目１－1）	TEL（072)782-0001（時間内外とも）	
		内線 4037・4038 FAX 4034	内線 4004（部隊当直） FAX 4034
	海上自衛隊　阪神基地隊 （警備科） （神戸市東灘区魚崎浜町 37）	TEL（078)441-1001（時間内外とも）	
		内線　230 FAX　239	内線 220（当直士官） FAX 389

※FAX する場合は、事前に連絡すること。

資料編参照

様式 A1-12	自衛隊の災害派遣要請について（陸上自衛隊）
様式 A1-13	自衛隊の災害派遣要請について（兵庫県知事）

4　自衛隊の受入れ

自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

自衛隊の受入れ担当	自衛隊の受入れ、災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班が当たる。
災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、災害対策本部オペレーションルーム（東館３階大会議室）に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。
ヘリポートの確保	ヘリコプター臨時離着陸場から最適地を決定する。 「応急-A1-16　ヘリコプター臨時離着陸場」参照
派遣部隊の誘導処置	市内への進入経路及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。
派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備	自衛隊の野営適地として、シンコースポーツグラウンドを充てる。

5　経費負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
4	派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
5	派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

6　撤収要請

災害対策本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、又は作業が復旧の段階に入った場合、災害対策本部長は速やかに芦屋警察署及び阪神南県民センターと連絡調整し、県知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第４　ヘリコプター支援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊による支援を要請するほか、状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に対し、ヘリコプター等による支援を要請する。

1　県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、災害対策本部長が要請する。

1	救急活動
2	救助活動
3	火災防御活動
4	情報収集活動
5	災害応急対策活動

2　支援要請方法

1	各災害対策部長は、県にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、統括部本部班に「4　要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、災害対策本部長に上申する。
2	県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき要請する。 支援要請は、市長又は消防長名をもって神戸市消防局警防部司令課に対し電話等で手続を行い、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県(消防課)に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部事務局と調整する。
3	他機関（他府県消防本部等）に対するヘリコプター等の支援要請についても、県に対する場合と同様とする。

3　連絡系統

○神戸市消防局警防部司令課	（昼夜問わず）	TEL（078）333-0119　FAX(078)325-8529
○兵庫県消防防災航空隊	（昼間）	TEL（078）303-1192
神戸市消防局航空機動隊		FAX（078）302-8119
○県災害対策局消防課消防班		TEL（078）362-9821（救急救助・ヘリなど）
		FAX（078）362-9915
○県災害対策本部事務局対策局総括班		TEL（078）362-9861
		FAX（078）362-9911～2

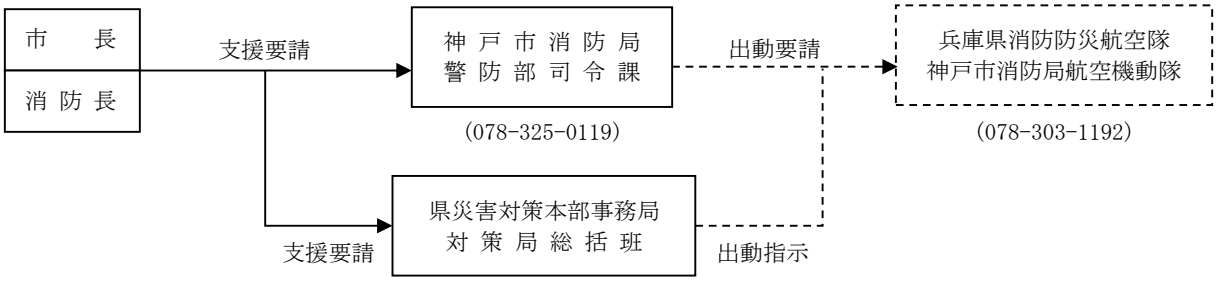

4　要請に際し連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

1	支援を求める理由及び目的地
2	現地責任者氏名
3	人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容

4	人命救助の場合、救助されるものの性別年齢等
5	着陸場との連絡方法

5　措置する事項

災害対策本部長は、消防部に次の措置をとるよう指示する。

1	着離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

第5　災害放送の要請

1　災害時における放送要請

放送要請方法	①災害対策本部長は、災害対策基本法第 56 条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、県知事を通じて放送を要請する。 ②放送機関に対する要請及び連絡は、統括部広報・渉外班が担当する。
要請時に明らかにすべき事項	要請は原則として文書によるが、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。 ①放送要請の理由 ②放送事項 ④放送希望日時 ⑤その他必要な事項

2　緊急警報放送要請

放送要請方法	①災害対策本部長は、災害対策基本法第 56 条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、県知事を通じて放送を要請する。 ②放送機関に対する要請及び連絡は、統括部広報・渉外班が担当する。
緊急警報放送により放送要請できる事項	①災害対策本部長は、災害対策基本法第 57 条に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要のある場合に、電波法施行規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を、やむを得ない場合を除き、県知事に要請する。 ②県知事及び放送機関（NHK 神戸放送局）に対する要請及び連絡は、統括部広報・渉外班が担当する。 ◇市民への警報、通知等 ◇災害時における混乱を防止するための指示等 ◇前各号のほか、県知事が特に必要と認めるもの

第６　災害救助法の適用

本市域において一定の規模以上の災害が発生した場合に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用し、県その他関係機関及び市民と一体となって被災者の救助を実施するものとする。

１　災害救助実施責任機関

1	県知事の行う救助 ①災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が県知事の権限の一部を委任され、又は県知事を補助して行うものである。 ②ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。
2	市長の行う救助 上記１により、県知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。
3	費用の負担区分 ①　災害救助法に基づく救助の費用……県負担 ②　その他の費用……市負担
4	災害救助法が適用された後の庶務は、避難対策部援護班が行う。

２　災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、本市は下記に示す基準に該当するときに、県知事が災害救助法を適用する。

資料編参　法令-第 1-1　　災害救助法　適用範囲

３　災害救助法の適用手続

市長は、本市における災害の規模が「2　災害救助法の適用基準」に該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を県知事に報告しなければならない。

＜報告等系統図＞

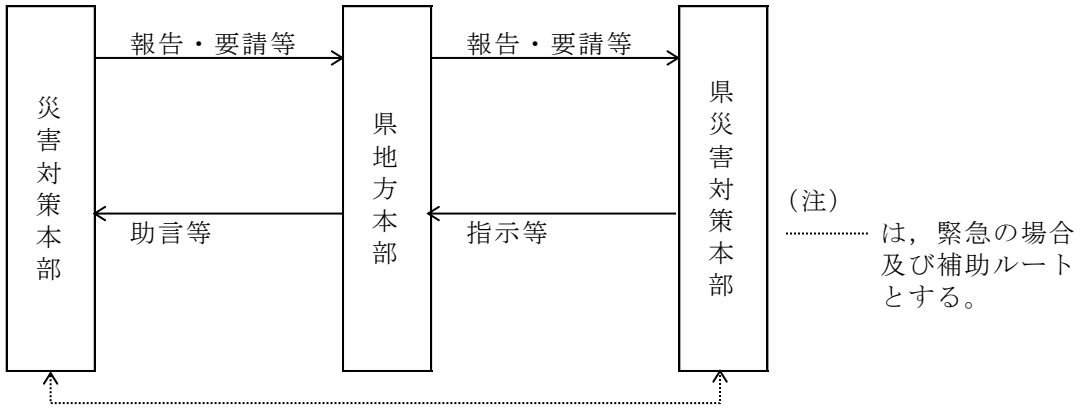

4　救助の実施

次に掲げる救助の実施に関する県知事の職権は、災害救助法第 30 条の規定に基づき、市長に委任されている。

1	避難所の供与
2	応急仮設住宅の供与
3	炊き出しその他による食品の給付及び飲料水の供給
4	被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与
5	医療及び助産
6	被災者の救出
7	被災した住宅の応急修理
8	生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （※災害弔慰金等の充実のため、現在は運用されていない項目（令和 3 年度時点））
9	学用品の給付
10	埋葬
11	遺体の捜索及び処理
12	障害物の除去
13	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

5　災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲は、下記に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

資料編参照　法令-第 1-2　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第７　他の自治体への職員派遣

本市域以外の地域で災害が発生し、他の自治体へ本市の職員を派遣する場合は、次の計画による。

1　派遣の範囲

派遣の範囲は、本市が阪神・淡路大震災で各地からの支援を受けたことから、原則として、近畿地方に隣接する地域（中国、四国、東海、北陸）、若しくは要請のあった協定自治体とする。

ただし、大規模な災害が発生し、全庁的な体制による被災地支援が必要と認めた場合の対応については次項「第８　全庁的な被災地支援体制」によるものとするほか、本市の今後の防災活動において特に重要であると思われる災害については、調査を目的として派遣することがある。

2　派遣体制等

派遣の決定	激甚災害の指定が適用される災害の発生、又は社会通念上必要と認めたとき。
派遣人員	1班6人体制とする。構成は、課長級を1人、係長級を1人、一般職員4人とする。ただし、一般職員については係長級のものをもって充てることがある。
派遣期間	原則として3泊4日のローテーション方式とする。
派遣に伴う人事措置	公務出張扱いとする。
派遣決定の調整	派遣決定に関する事務は、人事課と協議し、防災安全課が当たる。

3　派遣方法

先遣隊の派遣	職員の派遣を決定した場合は、必要に応じ先遣隊として2名の職員を現地に派遣する。先遣職員は、現地情報を収集分析し、速やかに防災安全課に報告する。報告内容は、概ね下記のとおりとする。 ①災害の程度（死傷者数等）と現地の状況（家屋倒壊率等） ②災害対策に必要とする職種・物資・現金 ③今後の連絡通信体制（派遣隊到着までの通信等を含む今後の連絡通信体制） ④現地に至る交通機関 ⑤拠点の設置場所
派遣職員の人選	職員の派遣は、先に派遣した職員の報告を待って、次に派遣する職員の人選を決定するが、派遣職員については、被災自治体の状況及び要請により、全市的な協力体制のもと決定するものとする。
輸送手段	①総務課は、派遣職員及び救援物資の輸送手段として、輸送車両2台、乗用車2台を確保しておく。派遣職員の交替は乗用車で行い、車両の輸送手段が確保されない場合は、公共交通機関を利用し、現地でレンタカーを調達する。 ②陸上交通が困難な場合は、海上交通等も考慮する。この場合は、物資の搬入が困難なので、当面人的派遣に止める。緊急を要する救援物資が必要な場合は、派遣職員が被災自治体周辺において調達する。この場合、防災安全課において、あらかじめ調達ルート、輸送ルート等の手配を行う。

派遣に伴う携行品	基本的には、現地自治体に迷惑をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。派遣に伴う携行品は以下のとおりとし、防災安全課が準備する。 ①　防災服（ヘルメット、防災服、雨具、長靴等） ②　関連物資（懐中電灯、携帯電話、作業用具等） ③　生活用品（応急医薬品、寝袋、食料、日常用具等） ④　救援物資等（現地情報により選択）
救援物資の調達	派遣職員の報告を待って、現地への救援物資を必要に応じて調達する。調達は防災安全課がその任に当たる。

4　その他留意事項

1	【派遣先での対応】 派遣先では、被災自治体の意向に沿った活動を行うため、被災自治体の災害対策本部と連絡を密にし、独断専行は控える。なお、現地での活動内容は防災安全課へ毎日定時に連絡する。
2	先発派遣職員は、「災害発生に伴う職員の派遣について」の文書を持参する。

資料編参　応急-7　災害発生に伴う職員の派遣について

第８　全庁的な被災地支援体制

本市域以外の地域で大規模な災害が発生し、全庁的な体制による被災地支援が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

1　被災地支援対策本部の設置

市長は、発生した災害の規模等から、支援の長期化・多様化が見込まれるなど全庁的な体制による被災地支援が必要と認めた場合に、被災地支援対策本部を設置し、支援策を検討・実施する。

資料編参　応急-12　芦屋市被災地支援対策本部設置要綱

2　被災地支援対策本部の構成

本部長	市長とする。
副本部長	副市長とする。
本部員	以下に掲げる職にある者をもって充てる。 ①　技監 ②　企画部長 ③　総務部長 ④　市民生活部長 ⑤　こども福祉部長 ⑥　こども福祉部参事（こども家庭担当部長）

	⑦　都市政策部長 ⑧　都市政策部参事（都市基盤担当部長） ⑨　上下水道部長 ⑩　消防長 ⑪　教育委員会教育部長

3　支援対策本部会議

支援対策本部会議は、災害により被災した自治体及びその市民に対する支援についての情報収集及び具体的支援策の検討並びに実施等に関する基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

なお、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させることができるものとする。

4　支援対策本部会議事務局

支援対策本部の事務局は、政策推進課に置く。

5　支援対策調整会議

支援対策本部が決定した基本方針に基づく具体的支援策の実施について、各部課における対策の検討、調整等の必要があるときは、関係部課による支援対策調整会議を開催するものとする。

支援対策調整会議は、政策推進課長、防災安全課長、人事課長、財政課長及び関係部課長で構成し、事務局が必要に応じて招集するものとする。

第４節　災害情報の収集・連絡計画

【目的】

災害の規模や被害の程度に応じ情報の収集・連絡を迅速に行う。

【方針】

概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて連絡し、被害規模の早期把握を行う。

応急対策の流れ

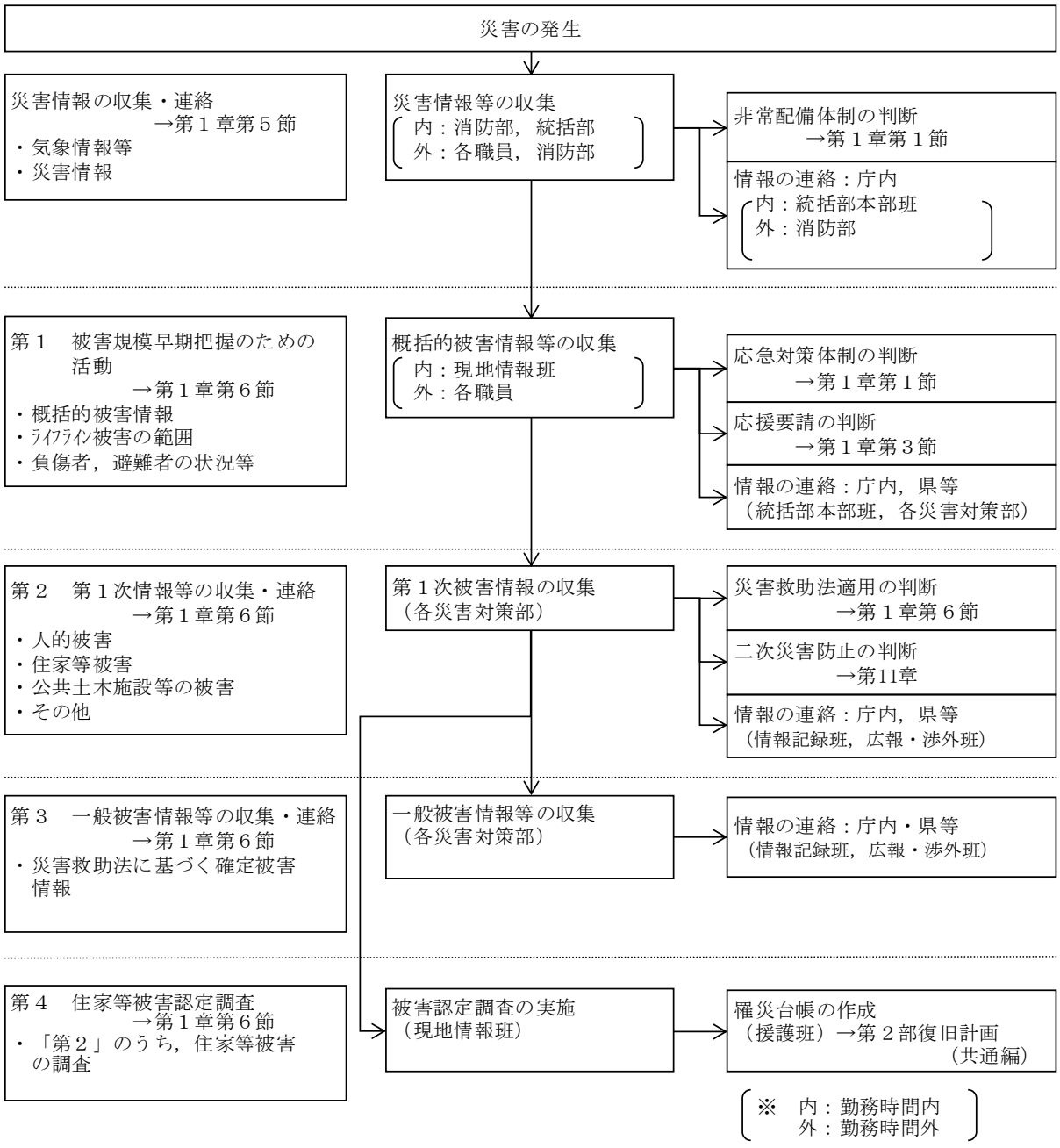

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	指揮命令系統の最高責任者
	緊急本部員	時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び災害対策副本部長が直ちに出勤できない場合、災害対策本部長に代わって業務を行う。
	統括部	(1) 気象予警報等及び被害情報等の収集・連絡 (2) 情報の取りまとめ及び情報文書等の管理
	消防部	(1) 気象予警報等の収集・連絡 (2) 部の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報収集及び連絡
	各災害対策部	各災害対策部の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡
市民、事業所		(1) 災害発生前後のテレビ、ラジオ等による正確な情報等の収集 (2) 被害情報等の収集に関する協力
防災関係機関		各機関の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報収集及び連絡
ボランティア		被害情報等の収集に関する協力

第１　情報入手体系の確立

発災後において、市が入手する情報とその入手先は次のとおりである。なお、入手した情報については、迅速に市民に提供するように努める。

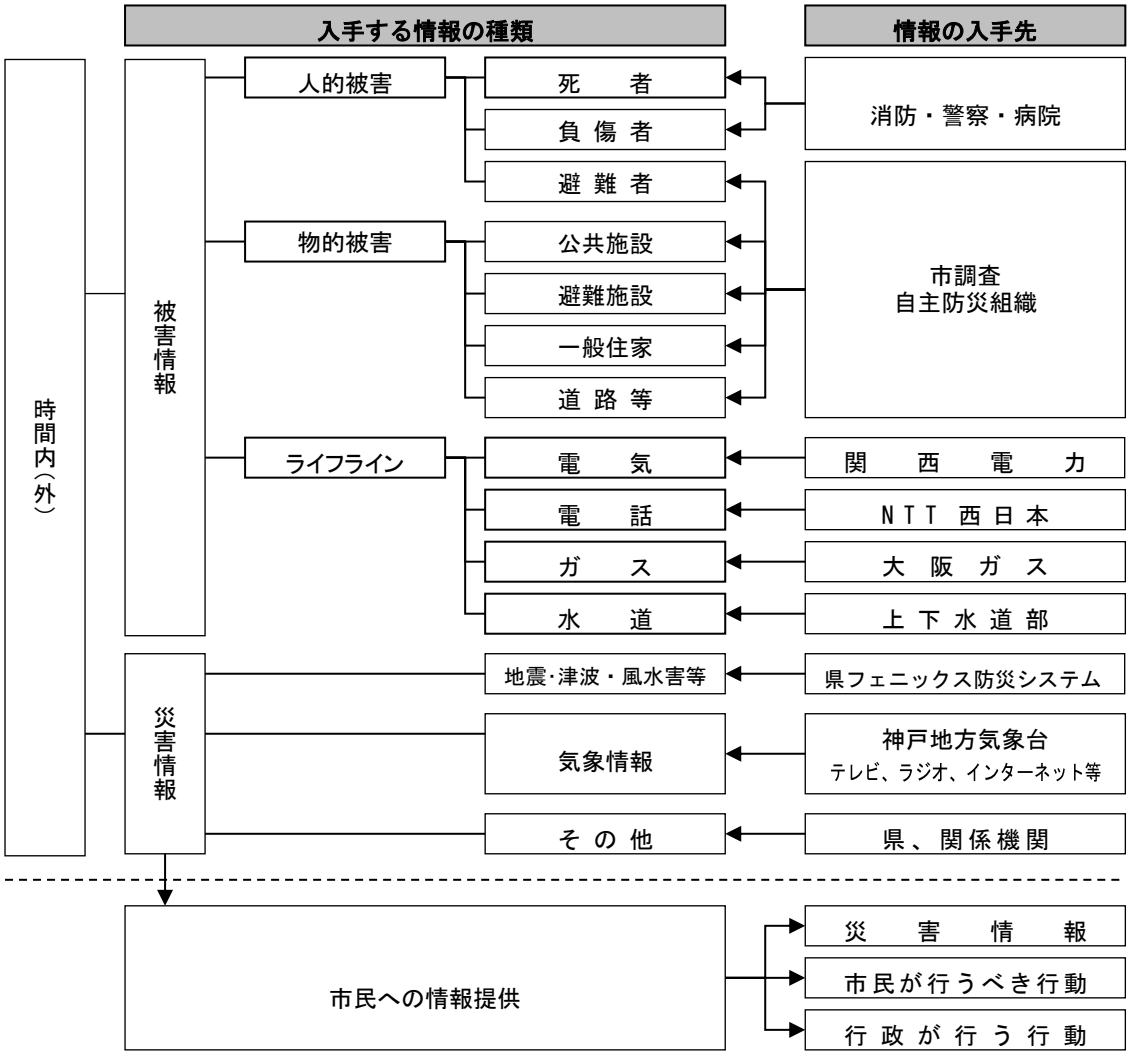

第５節　風水害の情報収集・連絡

【目的】

風水害の規模や被害の情報の収集・連絡を迅速に行う。

【方針】

概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて連絡し、災害発生直後の情報を早期把握する。

第１　気象予警報等の収集・連絡

風水害については、気象情報及び河川情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、災害を未然に防止するための災害発生直前の適切な対策（避難誘導等）が極めて重要である。このため、気象予警報等の迅速な収集と災害対策本部から各災害対策部への的確な情報伝達を行う。

１　収集・連絡系統

被害を及ぼす可能性のある状況が予想される場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達する。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努める。

〈連絡系統図〉

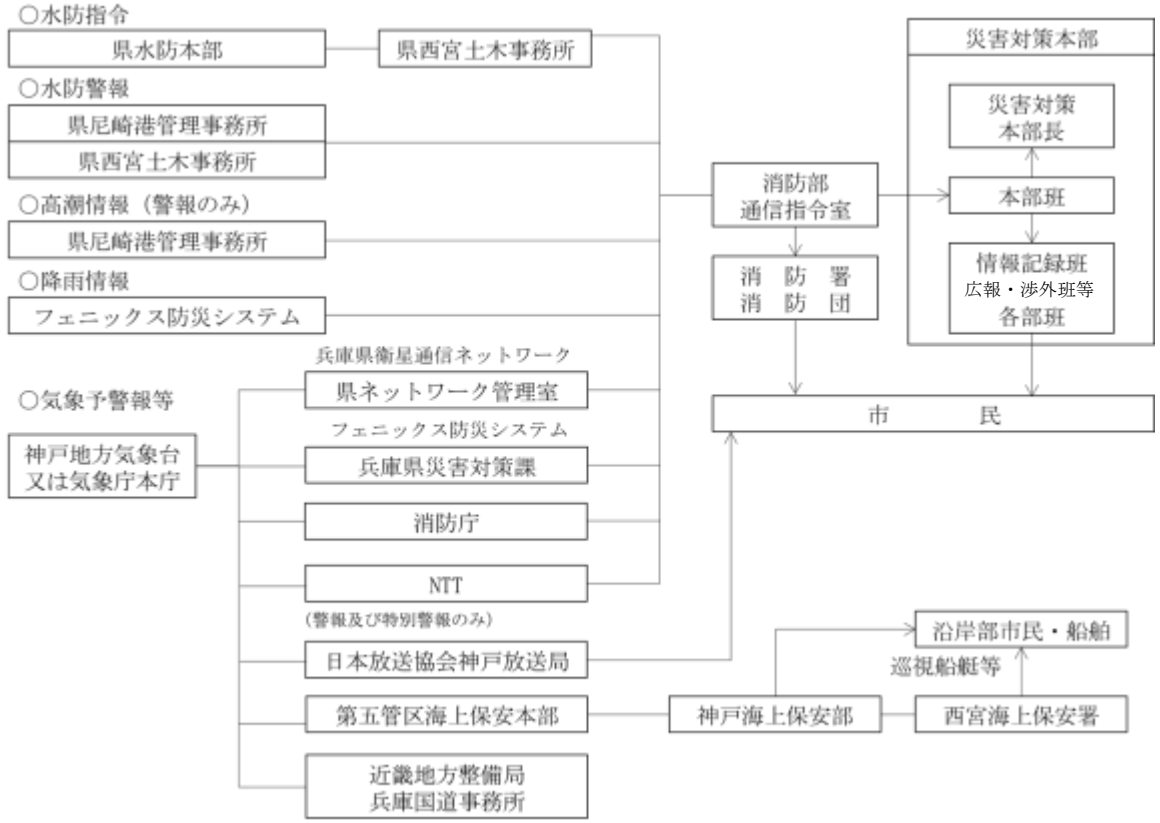

２　収集・連絡する情報の種類

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象により、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報として「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報として「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報として「特別警報」を、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して神戸地方気象台が発表する。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

予警報等の発表基準については、下記に示す資料編のとおりである。

資料編参照　応急 A1-1　　注意報・警報の種類、位置及び水位

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて５段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に神戸地方気象台が発表する。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

神戸地方気象台から気象庁ホームページにより、流域雨量指数の予測値及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が提供される。

土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時

危険度分布）	間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(5) 注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予測できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬期は県北部、県南部で発表）で神戸地方気象台が発表する。大雨、高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかる情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁本庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(10) 火災警報

市長は、神戸地方気象台が発表する消防法第 22 条第１項に基づく火災気象通報を県知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

1	実効湿度が 60%以下、最小相対湿度が 40%以下で、かつ、最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき
2	平均風速 15m/s 以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき（ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある）。

神戸地方気象台は、気象状況が次の基準に達すると予想した場合、県知事に対して火災気象通報を行う。

1	最小湿度が 40%以下で実効湿度が 60%以下となる見込みのとき
2	平均風速が陸上で 12m/s 以上吹く見込みのあるとき（ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。）

(11) **水防警報**

国土交通大臣又は県知事は、洪水、津波又は高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法第 10 条の４に基づき水防警報を発する。

２ 情報の収集

気象予警報等の収集	①消防部及び統括部本部班は、電話、無線等を通じて気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集する。 ②電話が不通の場合は、テレビ、ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。
異常現象発見者の通報	①災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位・洪水等）を発見した者は、電話等をもって消防本部、芦屋警察署及び海上保安部の機関に通報する。 ②上記の通報を受けた芦屋警察署及び海上保安部の機関は、直ちに消防部へ通知する。 ③消防本部は、異常現象の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、早急にそれに対する応急対策を行う。

＜異常現象発見時の連絡系統図＞

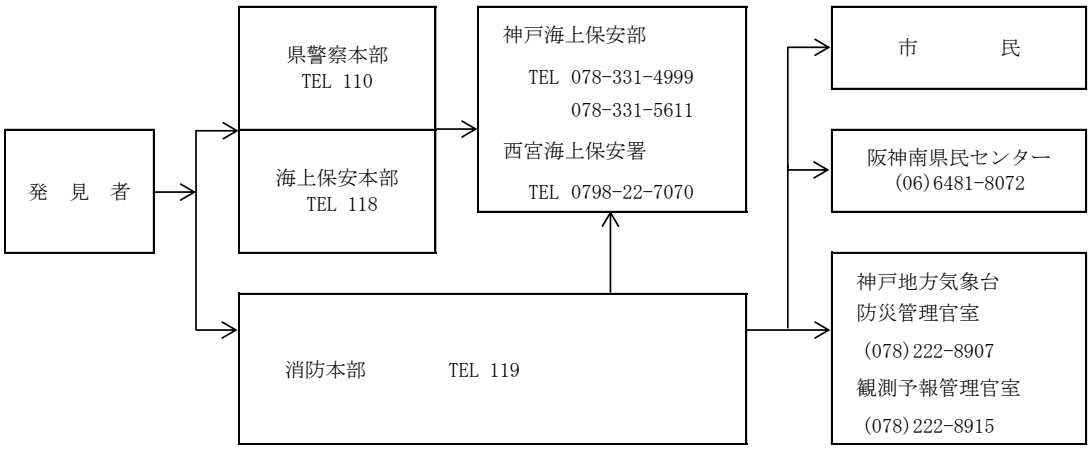

3　庁内の情報連絡

(1) 連絡する情報

1	気象警報等 （暴風、波浪、高潮、大雨、洪水の警報及び特別警報。また、それに付随する警戒レベル相当情報。なお、警報の解除、切替を含む。）
2	火災警報
3	水防警報（解除を含む。）
4	火災情報、突発性事故等の情報
5	その他重要なもの

資料編参照　広報文 A1-2　庁内放送文例（異常気象時）

4　勤務時間内における連絡方法

1	各災害対策部への連絡は、防災安全課（水防本部又は災害対策本部が設置されているときは本部班）が、庁内放送、電話又は伝令で行う。
2	電話又は伝令の場合は各災害対策部長に対して行う。ただし災害対策部長に連絡できない場合はこれに代わる者に対して行う。
3	各災害対策部内における連絡方法は、各災害対策部内において定める。

5　勤務時間外における連絡方法

勤務時間外に次に掲げる事態が発生した場合は、電話又は携帯電話により、各号に定める系統により災害対策部長に連絡を行う。各災害対策部内における連絡は、「第１章　第１節　応急対策の実施体制」に定める連絡系統図により行う。

気象警報が発表された場合	各災害対策部の災害対策部長への電話は、消防本部から消防長、消防署長、警防課長、都市政策部長、防災安全課長へ連絡する。
県西宮土木事務所により水防警報が発令された場合	「水防計画　第 9 章　9.1 (4) 指令伝達方法」に示す勤務時間外における指令の伝達系統による。

第６節　被害規模早期把握のための活動

【目的】

災害の被害規模情報の収集把握を迅速に行う。

【方針】

応急対策の体制確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を早期把握する。

第１　被害規模早期把握のための活動

１　連絡系統

1	情報・指示の連絡系統は次図のとおりである。
2	県に災害情報を報告するのは、以下の災害が発生したときとする。 ①災害対策本部を設置した災害 ②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 ③上記２つになるおそれのある災害
3	通信の不通等により県に報告できない場合、消防部が内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）に対して直接被害状況等を報告することとする。通信回復後、県に報告する。
4	多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、県災害対策阪神南地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。その旨、後で県に報告する。
5	「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときには、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告すること。

＜被害規模早期把握のための情報系統図＞

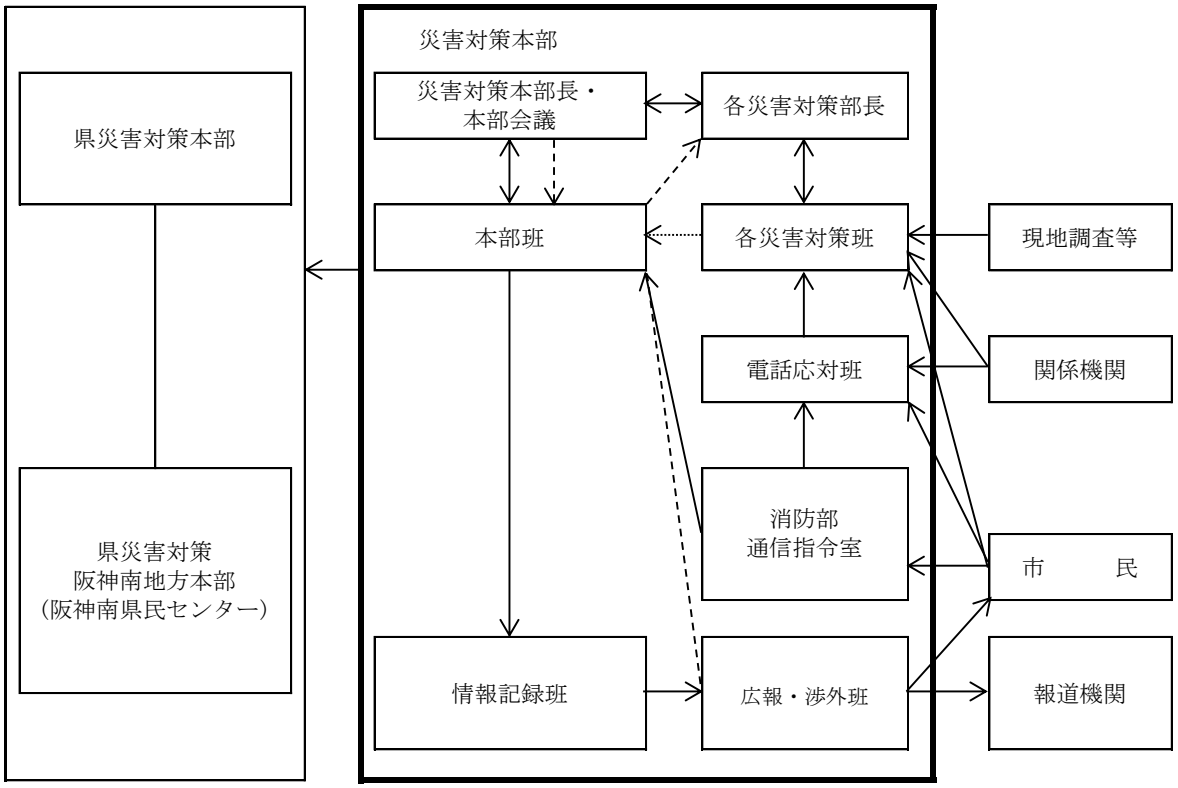

※緊急を要する場合等にあっては、破線の連絡経路によることがある。

＜県への連絡系統＞

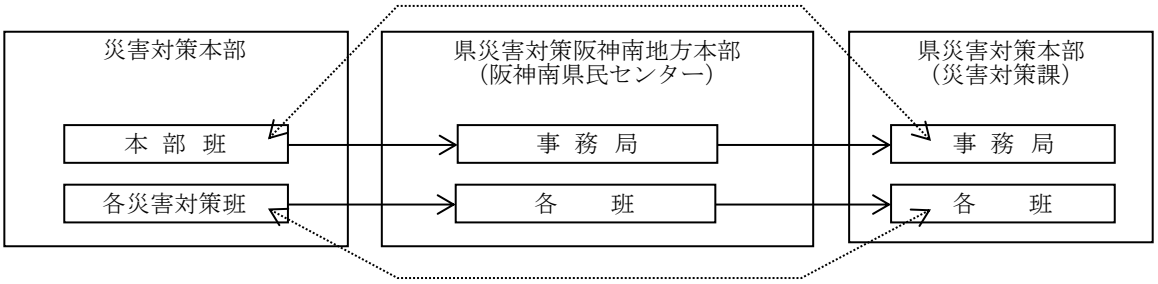

※１　緊急を要する場合等にあっては、破線の連絡経路によることがある。
※２　県地方機関の所管に属さない事項については、県本部各班において定める連絡経路による。
※３　本部が設置されない場合も上図に準じる。

２　収集する情報の種類

担当各災害対策部・班は、災害発生後概ね 1～2 時間以内に、次表に示す情報を収集・連絡するよう努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を大まかにつかむことに留意する。

資料編参　応急-A1-5　　被害規模早期把握のために収集する情報

3　勤務時間内における情報の収集・連絡　【各災害対策班】

情報収集・連絡方法	①災害の発生後、各災害対策班は直ちに前記 2 に示す情報収集を開始する。 ②収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を活用して速やかな情報収集に努める。 ③各災害対策班は、収集した情報を各災害対策部長に報告する。また、必要に応じて県の所管部署に報告する。 ④各災害対策部長は、各災害対策班が収集した情報をとりまとめた上で、災害対策本部会議又は関係部長に速やかに報告する。 ⑤災害対策本部会議において決定した対策等は、各災害対策部長が、所属部各災害対策班に連絡する。 ⑥災害対策本部会議を行わないで、災害対策本部長若しくは副本部長が決定した対策等は、本部班が各災害対策部長に連絡し、各災害対策部長は所属部各班に連絡する。 ⑦各災害対策部内における収集・連絡方法は、各災害対策部内において定める。
ヘリコプターの支援要請	各災害対策部において、ヘリコプター等による被災状況の調査が必要であると認められる場合は、「第 1 章　第 3 節　第 4　ヘリコプター支援要請計画」に基づき、災害対策本部長が要請する。
緊急を要する災害情報の隣接市への通報	河川の破堤等緊急を要する災害情報は、本部班又は消防部が直ちに、隣接する神戸市又は西宮市に対し通報する。

4　勤務時間外における情報の収集・連絡　【各災害対策班】

情報収集・連絡方法	①勤務時間内における収集・連絡方法に準じる。 ②各職員は出勤途上の被害状況を確認のうえ、各災害対策班及び各避難所において速やかにとりまとめる。その際、各災害対策班の担当以外の情報についても報告する。
ヘリコプターの支援要請	勤務時間内における支援方法に準じる。
緊急を要する災害情報の隣接市への通報	勤務時間内における通報方法に準じる。

5　情報の整理　【本部班、情報記録班】

情報の整理・分析	①本部班及び情報記録班は、各災害対策部班から報告された情報に基づき、本市域を網羅する住居表示図の上に被害状況等をとりまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を災害対策本部会議に報告する。 ②収集した情報及び決定した対策等は、本部班が速やかに県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）に速報として報告する。報告内容については、下記に示すとおりである。
情報記録班による整理	情報記録班は、本部班がとりまとめた情報等を常に整理し、広報・渉外班等の各災害対策部班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

資料編参照　応急-A4-1　速報の報告内容

６　得られた情報に基づく判断

災害対策本部体制の判断	①災害対策本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。内容は、「第１章　第１節　応急対策の実施体制」による。 ②勤務時間外等のため災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、災害対策本部長が決定する。
応援体制の判断	災害対策本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、他の市町、自衛隊等への応援要請を、「第１章　第３節　防災関係機関との連携計画」に基づき行う。
各災害対策部の判断	上記「災害対策本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる場合は、各災害対策部において実施し、事後速やかに災害対策本部長に報告する。
緊急本部員の判断	勤務時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び副本部長（副市長）が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、「本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる場合は、「第１章　第２節　第４　災害対策本部の設置」に示す緊急本部員が実施し、事後速やかに災害対策本部長に報告する。

第２　第１次情報等の収集・連絡

二次災害の防止と、災害救助法の適用の可否を判断する観点から、人的被害の状況（行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市域（海上を含む）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などの対象外者は外務省）又は県に連絡する。

１　連絡系統

第１次情報等の入手・連絡系統は、「第１　被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。

２　収集する情報の種類

担当各災害対策部・班は、災害発生後速やかに、次表に示す情報を収集するよう努める。

この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。特に、

二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害数の把握に重点を置く。

＜第１次情報等＞

項　　目	収　集　内　容	担　　当
人　的　被　害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察
	負傷者の状況	避難対策部 市立芦屋病院 消防部
住　家　等　被　害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部
	全焼、半焼の状況	消防部
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	建設部
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関 ・道路交通（警察）	統括部
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、都市ガス、電気	上下水道部 建設部 統括部
そ　の　他	救急救助活動の状況	消防部
	医療活動の状況	避難対策部 市立芦屋病院
	応急給水の状況	上下水道部
	出火の状況	消防部
	浸水の状況	消防部
	社会的混乱の発生状況	統括部・警察
	避難所の状況	避難所管理部
	避難指示等、警戒区域設定の状況	統括部
	非住家（公共建物等）の状況	建設部 教育委員会災害対策部
	応急対策活動の状況等その他	各災害対策班

資料編参照　応急-A1-4　第１次情報等

３　情報の収集・連絡　【各災害対策班】

情報の収集・連絡方法	①被害規模の早期把握のための調査後、又は並行して、各災害対策班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、原動機付自転車等を活用して速やかな情報収集に努める。被害の認定基準は、「被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準」のとおりである。 ②各災害対策班は、収集した情報を「被害状況等報告」、避難所の開設状況については「避難所一覧表」により、各災害対策部長に報告する。 ③報告を受けた各災害対策部長は、各災害対策班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報・渉外班等の各災害対策班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、県災害対策阪神南地方本部(阪神南県民センター)へ「被害状況等報告」により報告する。 ⑤各災害対策部内における連絡方法は、各災害対策部内において定める。

資料編参照

応急-A1-2	被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準
様式-A1-15	被害状況等報告
様式-A3-6	指定避難所一覧表

４　得られた情報による判断　【災害対策本部長】

二次災害防止対策の判断	①得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。(内容は、「第11章　二次災害の防止活動」による。) ②勤務時間外等のため災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、災害対策本部長が決定する。災害対策本部長及び副本部長（副市長）が不在の場合は緊急本部員が代行する。
災害救助法適用の判断	上記の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「第１章　第３節　第６　災害救助法の適用」に基づき、県知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

第３　一般被害情報等の収集・連絡

災害がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害情報等の把握に入る。被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努めることとし、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から原則として県フェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等、 迅速な方法で県に報告する。

1　連絡系統

一般被害情報等の入手・連絡系統は、「第 1　被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。

2　収集する情報の種類

担当各災害対策部・班は、下記に示す情報を収集する。

＜一般被害情報等＞

項　　目	収　集　内　容	担　　当
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察
	負傷者の状況	避難対策部 市立芦屋病院災害対策部 消防部
住家被害	全壊、半壊の状況・被災状況調査	建設部
	全焼、半焼の状況	消防部
非住家被害	公共建物	建設部
	その他	建設部
その他	文教施設	教育委員会災害対策部
	病　　院	市立芦屋病院災害対策部
	道　　路	建設部
	公　　園	建設部
	橋　　梁	建設部
	河　　川	上下水道部
	港　　湾	上下水道部
	砂　　防	建設部
	上水道施設	上下水道部
	下水道施設	上下水道部
	清掃施設	建設部
	がけ崩れ	建設部
	鉄道不通	建設部
	船舶及び沿岸部の被害等	海上保安部
	電　　話	統括部(NTT 西日本へ照会)
	電　　気	統括部(関西電力送配電へ照会)
	ガ　　ス	統括部(大阪ガスへ照会)
	ブロック塀等	建設部
罹災者	罹災世帯、罹災者数	避難対策部
火　　災	火災発生（建物、危険物、その他）	消防部
被害額	公立文教施設	財政班

	その他の公共施設	財政班
	商工被害	財政班

資料編参照

応急-A1-2	被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準
応急-A1-6	一般被害状況情報等

3　情報の収集・連絡　　【各災害対策班】

情報の収集・連絡方法	①災害発生直後の被害の第1次情報の収集後、又は並行して、各災害対策班は前記「2　収集する情報の種類」に示す情報収集を開始する。被害の認定基準は、「被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準」に示すとおりである。 ②各災害対策班は、収集した情報を「被害状況等報告」により各災害対策部長に報告する。 ③報告を受けた各災害対策部長は、各災害対策班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報・渉外班等の各災害対策班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、「被害状況等報告」に基づき必要な事項を県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部）へ報告する。 ⑤各災害対策部内における連絡方法は、各災害対策部内において定める。
人的被害の把握	①死者、行方不明者は、消防部が芦屋警察署と連携して把握する。 ②負傷者は、市立芦屋病院においては市立芦屋病院災害対策部が、救護所・歯科救護所においては避難対策部医療班が各救護所・歯科救護所の記録をとりまとめ、救急搬送した負傷者は消防部が、それぞれ把握したものを、医療班において集約する。

資料編参照

応急 A1-2	被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準
様式 A1-15	被害状況等報告

第４　住家被害認定調査

1　住家被害の把握（被害認定）

「共通編　第3部　第2章　第1節　住家被害認定調査・罹災証明の発行」による。

2　災害確定報告

本部班は、市の応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部経由）に報告する。

第７節　市民への広報

【目的】

災害情報等の広報を迅速に行う。

【方針】

災害情報等の関連情報を早期に市民へ広報する。

第１　広報方法　【統括部、消防部】

１　市民に対する広報方法

1	広報・渉外班は、発災後速やかに市民へ「第２　広報する情報」を周知する。
2	勤務時間外等のため、広報・渉外班による市民への広報活動が間に合わないと考えられる場合は、消防部が防災行政無線等の遠隔制御装置により、市民への広報活動を開始する。
3	市民は、テレビ・ラジオ・ホームページ・防災行政無線・あしや防災ネット・緊急速報メール等により情報入手に努める。
4	市民に対する災害情報等の広報活動は、「第４章　第１節　被災者への情報伝達活動計画」に基づいて行う。
5	災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり広報されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、県知事又は各放送機関に依頼して周知を図る。

２　特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法

次の方法のいずれかにより周知する。

1	防災行政無線
2	あしや防災ネット・緊急速報メール
3	ＳＮＳ
4	緊急告知ラジオ
5	J：COM 防災情報サービス
6	ホームページ
7	県フェニックス防災システム（公共コモンズ）
8	庁内放送
9	広報車
10	水防計画によるサイレン
11	口頭、電話等による戸別連絡

資料編参照　広報文-A1-3　　市民への緊急放送文例

第２　広報する情報　【統括部、消防部】

１　災害情報等

災害対策本部は、必要と認められる災害情報等だけでなく、予想される事態並びにこれに対処する措置も併せて市民に周知するように努める。

２　被害規模早期把握のための情報

統括部広報・渉外班は、市民の安全確保及び応急対応を迅速に行うために必要と認められる情報を周知する。

1	避難の準備、避難場所に関すること
2	被害の状況（火災、ライフライン等）
3	行動上の注意事項

３　第１次情報等

「2　被害規模早期把握のための情報」に準じる。

４　一般被害情報等

「2　被害規模早期把握のための情報」に準じる。

第８節　通信手段の確保計画

【目的】

災害に伴う気象予警報の連絡、被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害情報の連絡等、災害時における通信連絡手段を確保する。

【方針】

災害時における災害通信連絡については、一般加入電話によるほか、各機関は、それぞれ同機関に設置されている有線、無線通信施設により速やかに行う。

応急対策の流れ

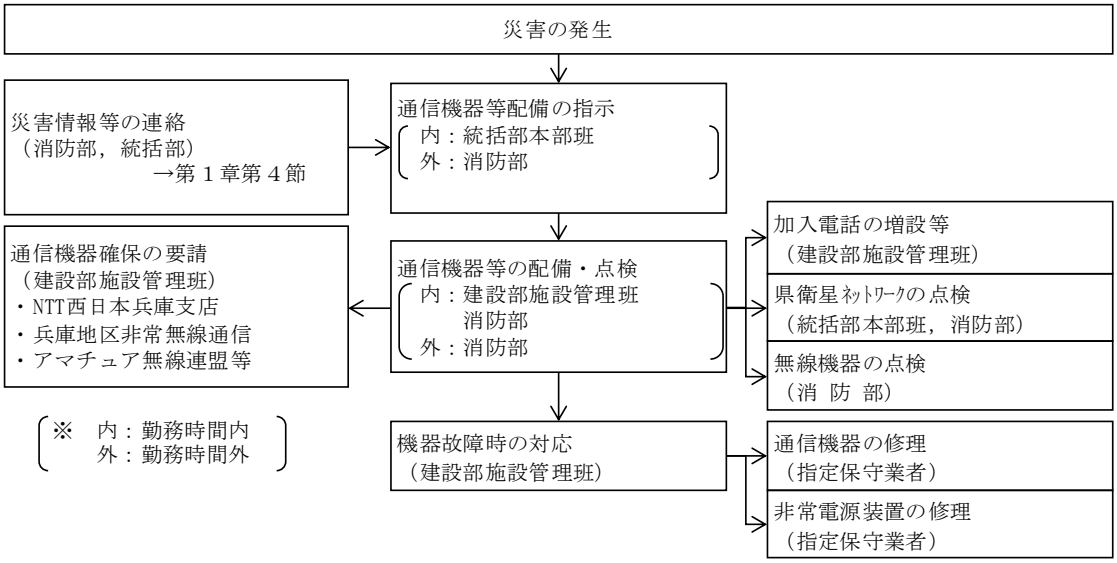

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 通信機器等配備の指示 (2) 災害対策本部室への通信機器等の配備 (3) 通信機器、非常電源装置等の故障時の修理依頼 (4) 加入電話の増設依頼 (5) 他機関等に対する通信機器等確保のための要請 (6) 優先電話の確保
	消防部	(1) 無線機器等の点検・確保 (2) 県衛星ネットワークの点検・確保
	各災害対策部	非常電話等による通信の確保
市民、事業所		不要不急電話の抑制
防災関係機関		無線機等による通信確保の協力
ボランティア		アマチュア無線機による通信確保の協力

1　市民に対する連絡方法

非常通信の経路の概要は、下記のとおりである。

資料編参　応急-A1-3　非常通信の経路

2　通信手段の確保　【統括部本部班、消防部指揮本部班】

(1) 無線等通信の開局責任者

統括部本部班長及び消防部指揮本部班長は、災害発生後直ちに無線等通信手段を開局する。各災害対策班長は、勤務時間外の災害発生時にも初動要員が対応できるよう、各災害対策班員に操作を習熟させる。

(2) 無線通信機器等の配置

統括部本部班は本庁内の、また消防部指揮本部班は消防庁舎内の無線通信機器を次のとおり配置する。

＜通信機器等の配置計画＞

通信機器	設置場所
県衛星通信ネットワーク（電話・FAX） 芦屋市防災行政無線 県フェニックス防災システム	東館3階　防災安全課 消防庁舎2階　通信指令室

(3) 防災行政無線等の利用

防災中枢拠点（市役所、消防）と地域防災拠点（小学校等）及び地区防災拠点（集会所等）へ災害発生時に電話回線が使用できない場合でも把握した情報の伝達等を迅速に行う。

なお、防災行政無線等の運用については、芦屋市防災行政無線局管理運用要綱に基づき行う。

資料編参　応急-A1-22　芦屋市防災行政無線局管理運用要綱

(4) 非常時優先電話等の利用

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合において各関係機関は、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用し又は使用することにより通信連絡を確保するものとする。

ア　災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめNTTで指定し被災地及びその途中にある電話設備が全滅しない限り利用できる。

＜災害時優先電話を利用できる機関＞

1	気象、水防、消防、災害救援機関及びその他、国又は地方公共団体の機関
2	秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給に直接関係のある機関
3	新聞社、通信社、放送事業者の機関

イ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱われる。

非常通話（最優先）	集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合（又は発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のために必要な事項を内容とするもの。
緊急通話（優先）	上記の非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために必要事項を内容とするもの。
非常電報、緊急電報	それぞれ「非常通話」「緊急通話」同様に扱われ他の一般電報に優先して伝送及び配達される。

3　通信手段確保の要請　【統括部本部班、消防部】

通信機器等に事故が発生した場合は、直ちに、開局責任者は保守業者に連絡し、修理を依頼する。市が保有する通信機器等で十分に機能しない場合は、「兵庫地区非常無線通信経路計画」による協力を要請する。

資料編参照　応急-A1-18　〔参考〕兵庫地区非常無線通信経路計画

4　通信連絡の原則

1	通信機器の利用に当たっては、県本部等市外関係機関への通信を最優先とする。
2	県衛星通信ネットワークが接続している機関に対しては、原則としてこれを用いる。

5　通信時の留意事項

1	大規模災害発生時には多くの通信連絡が発生するため、簡略かつ明瞭に行うことに留意する。
2	原則として、県フェニックス防災システム又はそれによりがたい場合は衛星通信やＦＡＸ等、迅速な方法で伝達する。
3	通信連絡を受けた者は、「受信用紙〔行政機関〕」の様式により確実に記録し、関係者に報告、伝達する。

6　県による非常通信経路への対応

県は、有線通信が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合、県庁までの通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定し、非常時に、電波法第 52 条及び第 74 条、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、水防法第 27 条の規定により、設置者の協力によ

り使用する通信設備を利用して本市から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとなっている。そのため、非常通信経路が確保された場合、神戸市を通じて通信連絡を確保する。

資料編参

応急-A1-14	近隣市町の連絡先
応急-A1-15	災害対策関係機関一覧表
応急-A1-19	兵庫衛星通信ネットワークの電話番号及び操作説明書
応急-A1-20	消防無線通信施設一覧表（消防本部）
応急-A1-21	消防無線通信施設一覧表（消防団）
応急-A1-22	芦屋市防災行政無線局管理運用要綱
様式-A1-4	受信用紙〔行政機関〕

第２章　消火、救助・救急及び医療活動

第１節　救助・救急活動計画

【目的】

災害時には家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等車両の衝突、劇毒物の漏洩、崖崩れ、又は地下階におけるパニック等の不測の事態が複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ人員機材を活用し、人命救助、救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

【方針】

救命、身体の救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。

応急対策の流れ

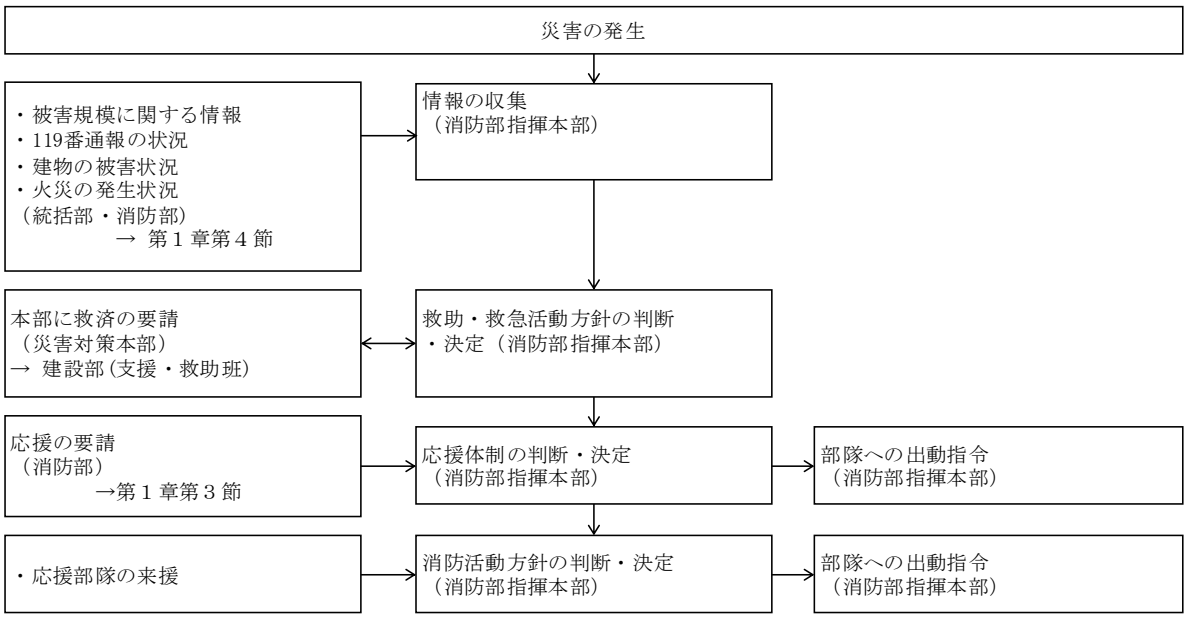

役割分担

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における被災者等の救出は、県知事の委任を受けて、市長が実施する。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出及び救急活動は、市長が実施する。

2　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	消防部	(1) 救助・救急活動の実施に関すること (2) 救助・救急活動の応援の要請に関すること
	各災害対策部の支援・救助班	(1) 救助活動の実施（消防部に協力して行う） (2) 救助用資機材・重機の調達に関すること (3) 救助・救急活動の実施（消防部に協力して行う）
建設業組合等		資機材・重機等の調達協力
市民、事業所自主防災組織		(1) 救助・救急活動に関する訓練への参加 (2) 家具等の転倒防止策の実施 (3) 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する

第１　救助・救急活動の実施

1　部隊運用

消防部は、災害に伴う最大の二次災害である火災から人命を守ることを最優先とした活動を実施しなければならないため、救助・救急活動に対する部隊の投入については、火災の防ぎょ活動を考慮しつつ実施する。救助・救急事故が多発した場合は、消防部は建設部並びに支援対策部とともに救助班を編成する。

(1) 配備体制

配備体制			部隊編成				
			指揮本部班	警防班	救急班	救助班	備　考
消防部	第1号配備体制	当務員と一部招集員による体制	芦消 1	芦消 2･3･4･6･8･16	芦消 90･91	芦消 7	本署２隊増隊
	第2号配備体制	職員の半数による体制	芦消 17	芦消 18	芦消 92･93		署所３隊増隊
	第3号配備体制	全職員による体制	芦消 19･21	芦消 23	芦消 9	芦消 22	
消防団	第1号配備体制 第2号配備体制 第3号配備体制	団本部員は消防団本部へ参集 分団員は各分団詰所へ参集	芦消　11	各分団毎に2隊編成 計　8隊		各分団毎に1隊編成 計　4隊	受持区域の活動を原則とするが、指揮本部の指示により本署に集結することがある

※　災害出動要請が多数発生した場合は、建設部の応援を受けて部隊を編成する。

(2) 救助・救急活動の基本方針

救命、身体の救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。

人命救助とは、自然災害、人的災害を問わず、広く一般の災害事象により要救助者の生

命又は身体に現実の危険が及んでいる場合で、要救助者の生存が確認又は予想される状況下において、人力、機械力等を用いてその危険を排除し安全な場所に救出し、その後救急隊により医療機関、その他の場所（救護所等）へ緊急に搬送する一連の活動をいう。

(3) 救助・救急活動の原則

救助・救急事案の内容から判断して市民の生命を守るための効果が大きい事項を選択して実施する必要がある。

1	火災現場における人命救助活動を最優先する。
2	救命処置を必要とする負傷者及び要配慮者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関及び芦屋市医師会等との連携のうえ実施する。
3	救助・救急事案が同時に多発している場合は、現場での人命救助活動を優先する。
4	救助、救急活動は救命効率の高い事案を優先する。

(4) 救助・救急活動要領

救助活動要領	①情報収集の実施と分析を行い、救命率が高いと判断したところから救助活動に当たる。 ②救助活動では、二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。 ③救助活動にあっては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。 ④消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。
救急活動要領	①重傷者から順次搬送を実施する。 ②救護所等の設置に伴い、負傷者の選別（トリアージ）及び負傷者の応急救護及び処置を行ったのち搬送を実施する。 ③傷病者を搬送する救急隊は、負傷者の氏名、発生場所等の必要な事項を記録する。 ④市立芦屋病院及び救護所に職員を派遣し、医療機関との連携に努め負傷者の把握を行うものとする。 ⑤救護所の連絡体制を密にし、収容人員の確認、診療科目の確認等を実施するとともに、転院の要請に対し対応する。

(5) 他機関との合同救助体制

警察、自衛隊、消防との連携をとり、重複をなくす方法で実施する。市域をブロック化し、ブロック単位で分担する。

(6) 消火・救急救助・水防用備蓄資機材

自主防災組織用及び消防施設別の機材一覧表については下記のとおりである。

資料編参照

応急-B2-2	地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表
応急-G1-1	消防施設別　消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表

(7) 重機等の調達

救助活動に必要な重機等については、建設部が建設業組合等に要請し、調達する。

(8) ヘリコプターによる搬送体制

救急搬送に当たって、ヘリコプターの利用が必要であると判断される場合は、「第 1 章第 3 節　防災関係機関との連携計画」により県及び自衛隊並びに状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に要請する。

2　広域消防応援要請

1	応援を必要とする理由
2	応援を必要とする人員、資機材等
3	応援を必要とする場所
4	応援を必要とする期間
5	その他必要な事項

第２節　医療活動計画

【目的】

災害のため、本市の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合においても医療及び助産を実施する。

【方針】

医療機能が混乱した場合においても医療及び助産の実施体制を迅速に整えて対応を行う。

応急対策の流れ

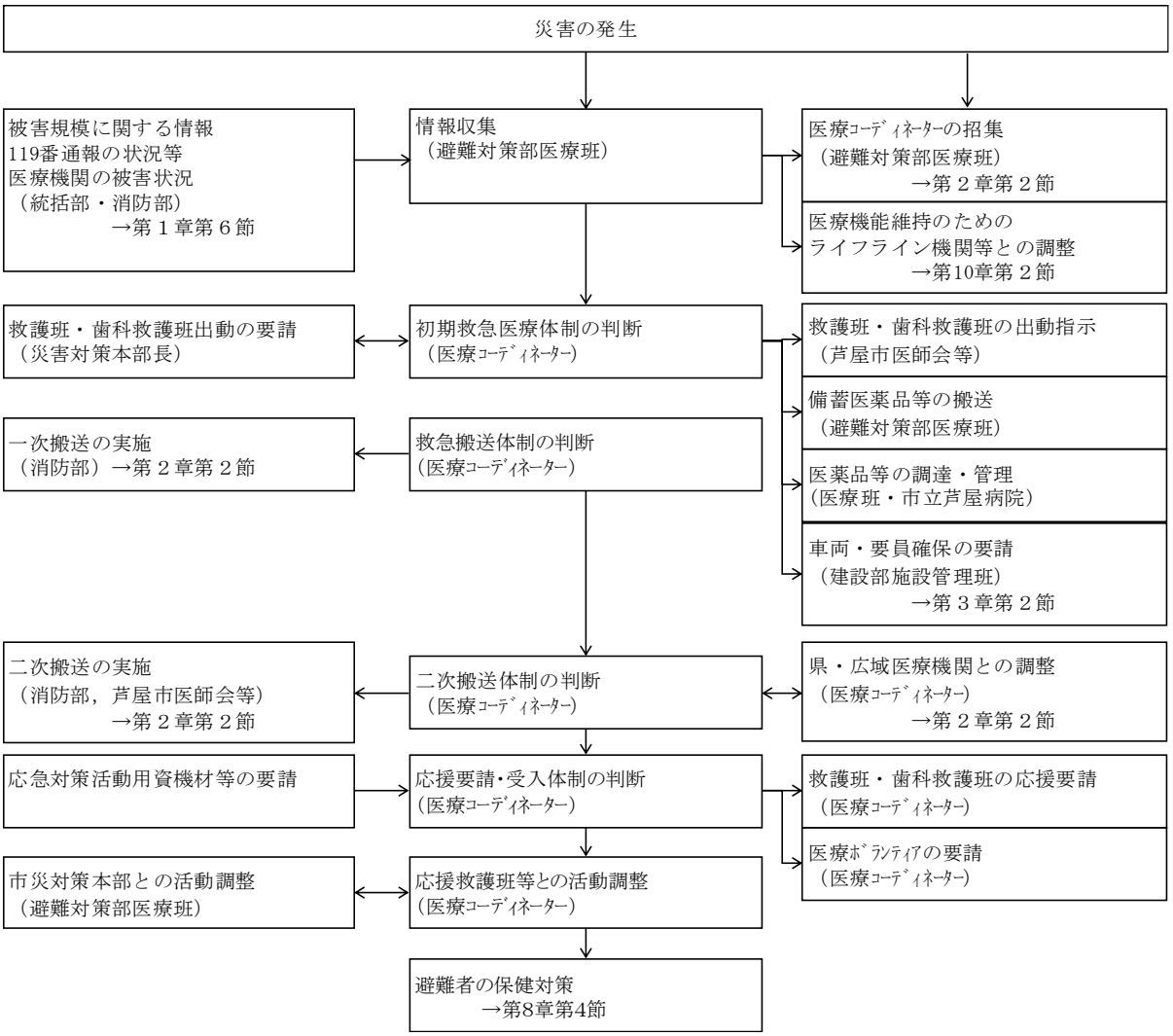

役割分担

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における医療及び助産（以下「医療」という。）の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	県及び医療コーディネーターに対する救護班及び歯科救護班出動要請
	統括部	(1) 医療活動に係るライフライン関係機関との調整に関すること (2) 応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること
	避難対策部医療班	(1) 救護班・歯科救護班用医薬品及び資機材の備蓄 (2) 備蓄医薬品及び資機材の救護所・歯科救護所までの搬送 (3) 医薬品及び資機材の調達、集積拠点における管理及び救護所・歯科救護所までの搬送 (4) 応援救護班及び医薬品等の要請に関する庶務
	医療コーディネーター	県芦屋健康福祉事務所長、市立芦屋病院長、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会及び芦屋市薬剤師会で構成する (1) 初期救急医療体制に関すること (2) 広域医療体制に関すること (3) 救護班・歯科救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
	消防部	負傷者等の搬送に関すること
	市立芦屋病院災害対策部	(1) 災害対応病院としての体制確保 (2) 医薬品及び資機材の備蓄
芦屋市医師会 芦屋市歯科医師会 芦屋市薬剤師会		発災直後からの救護活動
救急指定病院		災害対応病院としての体制確保
市民、事業所		(1) 家庭内、事業所内における応急処置用医薬品の常備 (2) 家具等の転倒防止策の実施 (3) 救護所・歯科救護所開設予定地の把握
医療ボランティア		医療活動に関する協力

第１　災害時救急医療の全体システム

1　医療コーディネーター

(1) 医療コーディネーターの構成

組織名	構成員
芦屋市医師会	会長、副会長（三役）
芦屋市歯科医師会	会長
芦屋市薬剤師会	会長
市立芦屋病院	院長
県芦屋健康福祉事務所	所長

(2) 医療コーディネーターへの要請

災害対策本部を設置した場合	災害対策本部長は直ちにそれぞれの業務で主に所管する医療コーディネーターに対して避難対策部医療班への参加を要請する。
※ただし、緊急を要すると判断される場合	災害対策本部長からの要請を待たず、芦屋市医師会、市立芦屋病院、芦屋市歯科医師会及び芦屋市薬剤師会は自主的に医療班に参加する。また、県芦屋健康福祉事務所は災害医療確保のための連絡調整を行う。

2　災害対応病院の体制

1	災害時にも医療機能を維持する
2	医師、看護師等スタッフの確保
3	トリアージの実施
4	重症者を収容するスペースの確保
5	遺体安置場所の確保

資料編参　応急-C1-7　災害対応病院

＜救急医療全体システム図＞

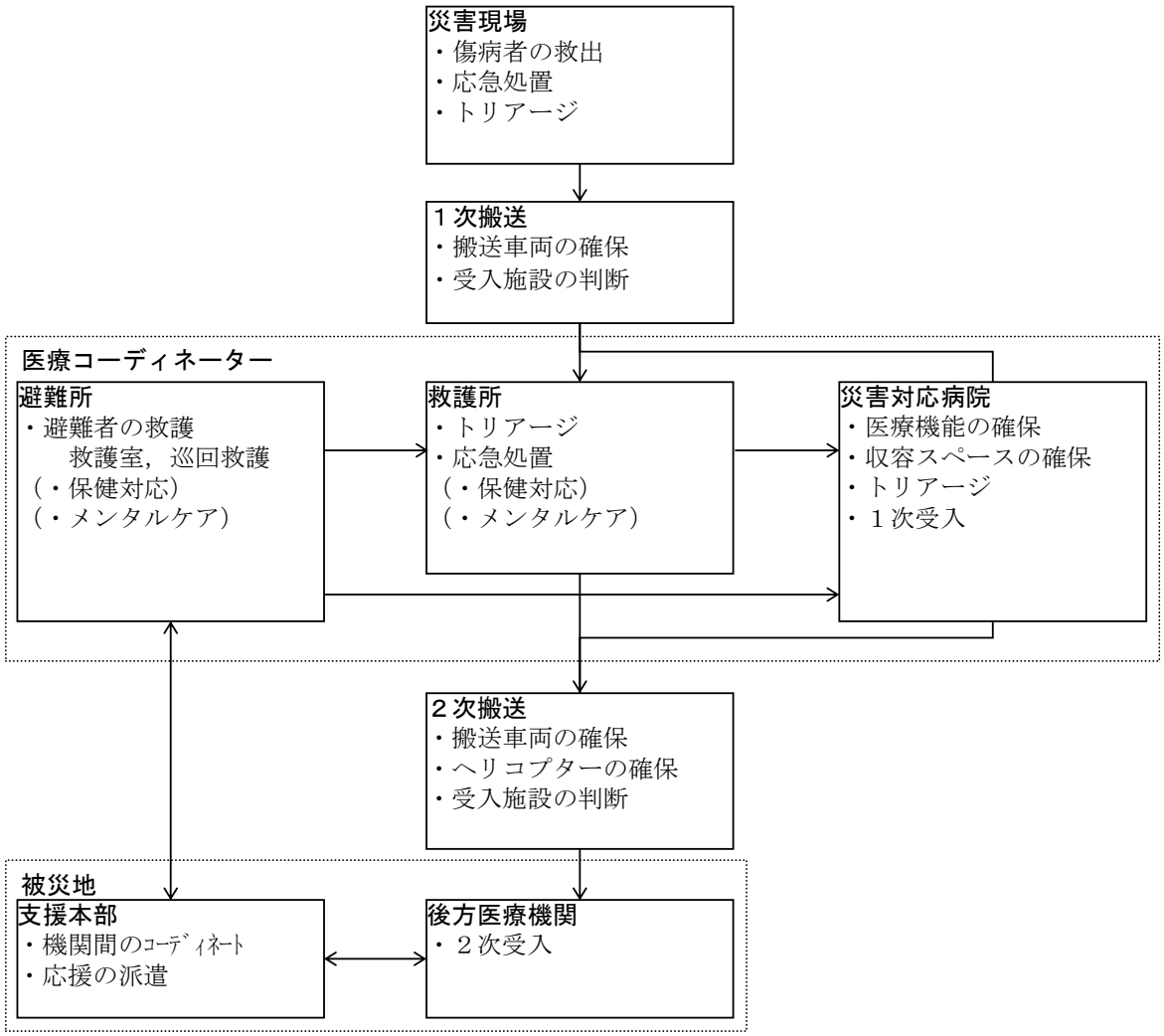

第２　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「医療」及び「助産」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参　応急-C2-3　災害救助法による「医療及び助産【医療】」の実施基準

第３　初期救急医療体制

１　救護班及び歯科救護班１班当たりの構成

班名	任　務	救　護　対　策	構　成	人　員
救護班	医療 助産	災害により医療助産の途を失った者	医　　師	2
			看　護　師	4
			事　務　員	1
			薬　剤　師	2
歯　科 救護班	歯科医療	歯科傷病を患った者	歯 科 医 師	2
			歯科衛生士	2

■救護所及び歯科救護所の設置

救護所は、休日応急診療所及び５つの小学校等（山手小学校、岩園小学校、精道小学校、浜風小学校、精道中学校）に設置する。

歯科救護所は、歯科センター（保健福祉センター内）に設置する。

資料編参　応急-C1-8　救護所

２　救護班の出動

救護班を出動させる必要があると認められる場合	芦屋市医師会長に出動を要請する。
※ただし、緊急を要すると判断される場合	要請を待たずに、芦屋市医師会等に所属する各医師が自主的に出動する。

３　救護所の設置方針

1	現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
2	患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
3	被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

＜災害時の医薬品等供給体制＞

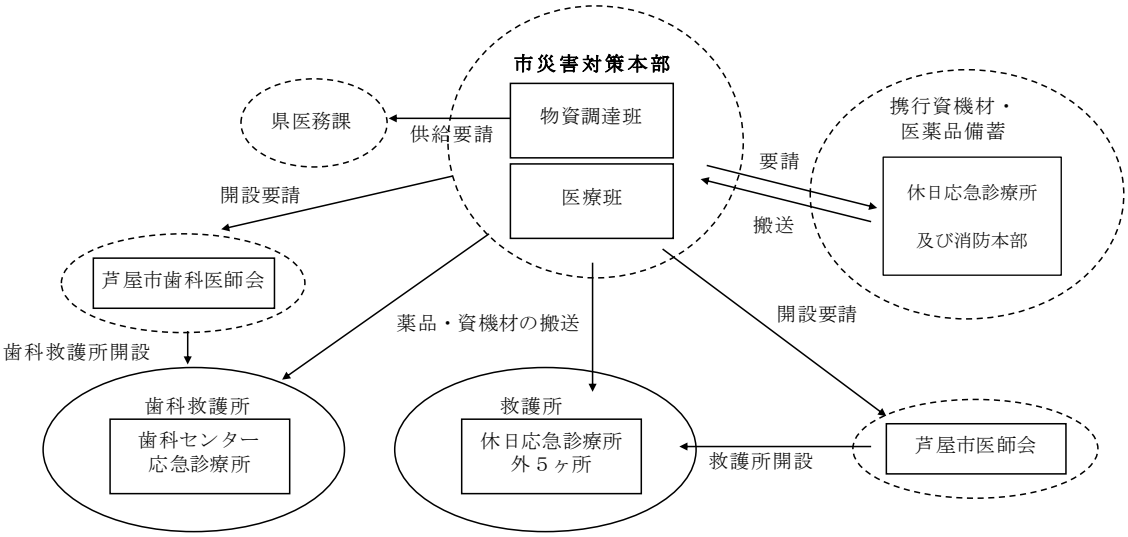

＜物資調達班＞

1	医薬品、資材の調達に関すること
2	衣料品、生活必需品、建築資材、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関すること

＜医療班＞

1	被災者の医療に関すること
2	芦屋市三師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること
3	市立芦屋病院等との連携に関すること

4　救護班の携行資機材

1	救助期の救護班 1 班が携行する救護資機材は外科用とし、内容品及び救護所用災害資機材（消防本部備蓄）については、下記に示すとおりである。
2	【補給方法】 携行資機材は、休日応急診療所及び消防本部に備蓄し、医療班が各救護所に搬送する。
3	【資機材等の調達】 避難対策部医療班は、調達が必要な資機材等の品目、数量等を判断し、県医務課に要請する。

資料編参照　応急-C2-2　救護所用災害応急資機材一覧表

5　救護班の応援要請

1	災害対策本部長は、医療コーディネーターの進言に基づき、市が設置する救護所では対応しきれないと判断される場合は、県に対して兵庫ＤＭＡＴ及び救護班（兵庫ＪＭＡＴを含む）、日本赤十字社等の派遣及び救護センターの設置を要請する。
2	医療コーディネーターは、避難対策部医療班と調整しながら、市外から来援した救護班等を適切に受入れるとともに、統括的に活動調整する。

第４　救急搬送システム

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

１　事故等の現場からの傷病者の搬送

1	救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
2	事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。
3	近隣消防機関へ応援を要請する。

２　救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、災害対応病院への搬送を原則とするが、救護所救護班の医師の指示により、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師の同乗により搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

資料編参照

応急-B2-5	市内薬事施設一覧表
応急-C2-1	市内医療機関一覧表

３　二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び災害対応病院での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、災害派遣用車両（ＤＭＡＴカー）、ヘリコプター等を活用して搬送する。

ヘリコプターの利用に当たっては、ヘリコプター臨時離着陸場までの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「第１章　第３節　第４　ヘリコプター支援要請計画」により行う。

資料編参照

応急-C1-9	災害拠点病院一覧表

第５　医療ボランティアの受入れ

１　医療ボランティアの要請

統括部本部班は、災害対応病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、「第７章　第１節　災害ボランティア受入れ計画」に基づき、医療ボランティアを要請する。

２　医療ボランティアの活動調整

医療コーディネーターは、避難対策部医療班と調整しながら、医療ボランティアを適切に受入れるとともに、統括的に活動調整する。

第６　救急医療対策

災害に伴う交通事故、産業災害等（以下「事故等」という。）により短期間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療対策については、事故発生責任機関、警察、市、消防機関、県、医療機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

１　業務分担

事故等が発生した際において、各関係機関は概ね次表の業務を分担する。（県地域防災計画に基づく。）

業務	担当機関				
	一般道路上	一般有料道路 高速道路上	鉄道上	工場等	海上
発見・通報	事故等発見者	事故等発見者	事故等発見者	事故等発生責任機関	事故等発見者
関係機関への連絡	第１報受信機関 警察 消防	第１報受信機関 西日本高速道路株式会社等 警察連絡室 消防連絡室	事故等発生責任機関 第１報受信機関 警察 消防	事故等発生責任機関 第１報受信機関 労働基準署 警察 消防	事故等発生責任機関 第１報受信機関 海上保安庁の機関 （市）
現場における傷病者の救出	警察 消防	警察 消防 西日本高速道路株式会社	事故等発生責任機関 警察 消防	事故等発生責任機関 （警察） （消防）	海上保安庁の機関 （市）
現場から医療施設への傷病者の搬送	警察 消防		事故等発生責任機関 消防	事故等発生責任機関 消防	海上間：海上保安庁の機関 （市） 陸上間：消防
医師等医療関係者に対する出動要請	事故等発生責任機関 （市・県）	事故等発生責任機関 （市・県）	事故等発生責任機関 （市・県）	事故等発生責任機関	海上保安庁の機関 （市・県）
現場及び搬送中の救急措置	医療関係者及び救急隊員				
傷病者の収容	医療機関 事故等発生責任機関 市	医療機関 事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市
遺体の収容	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市
関係機関への協力（出動）要請	警察 市・県 事故等発生責任機関	警察 市・県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市・県	事故等発生責任機関 （市・県）	海上保安庁の機関

2　救急医療対策の方法

負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡	負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第 1 報を受けた機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関（1 に掲げる機関）に直ちに連絡する。
現場における負傷者等の救出	救出を要する負傷者等に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに資機材を整え必要な人員を現場に出動させ、救出に当たる。
現場から医療施設への負傷者等の搬送	①負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急自動車、舟艇並びに救急隊員を現場に出動させ搬送に当たる。 ②救急自動車等が不足するときは、次の応急措置を講ずる。 ◇救急指定病院の患者搬送車の活用 ◇その他応急的に調達した車両の活用 ◇隣接市の応援要請
医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置	①事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮のうえ、医療機関に対し、医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する応急措置の万全を期する。 ②市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場に出動させる。
負傷者等の収容	①負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設を活用する。 ◇2 次救急医療機関・3 次救急医療機関 ◇救急告示病院、診療所 ◇その他の医療施設 ◇学校、休日応急診療所に設置された救護所 ②死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。
関係機関への協力要請	災害の規模、内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。
事故等の現場における諸活動の調整	①県に災害対策本部が設置された場合 県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。 ②県に災害対策本部が設置されない場合 次の機関の現場指揮者が諸活動の調整に当たる。

区　　分	道路、宅地等	鉄道、工場等	海　　上
諸活動の調整に当たる者	警察又は消防部の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	海上保安庁の機関の現場指揮者

3　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理できるものは、同法による。その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

第３章　緊急輸送のための交通の確保、 緊急輸送活動

第 2 章に述べた消火・救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第１節　交通の確保活動計画

【目的】

災害等発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する。

【方針】

一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。また、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

応急対策の流れ

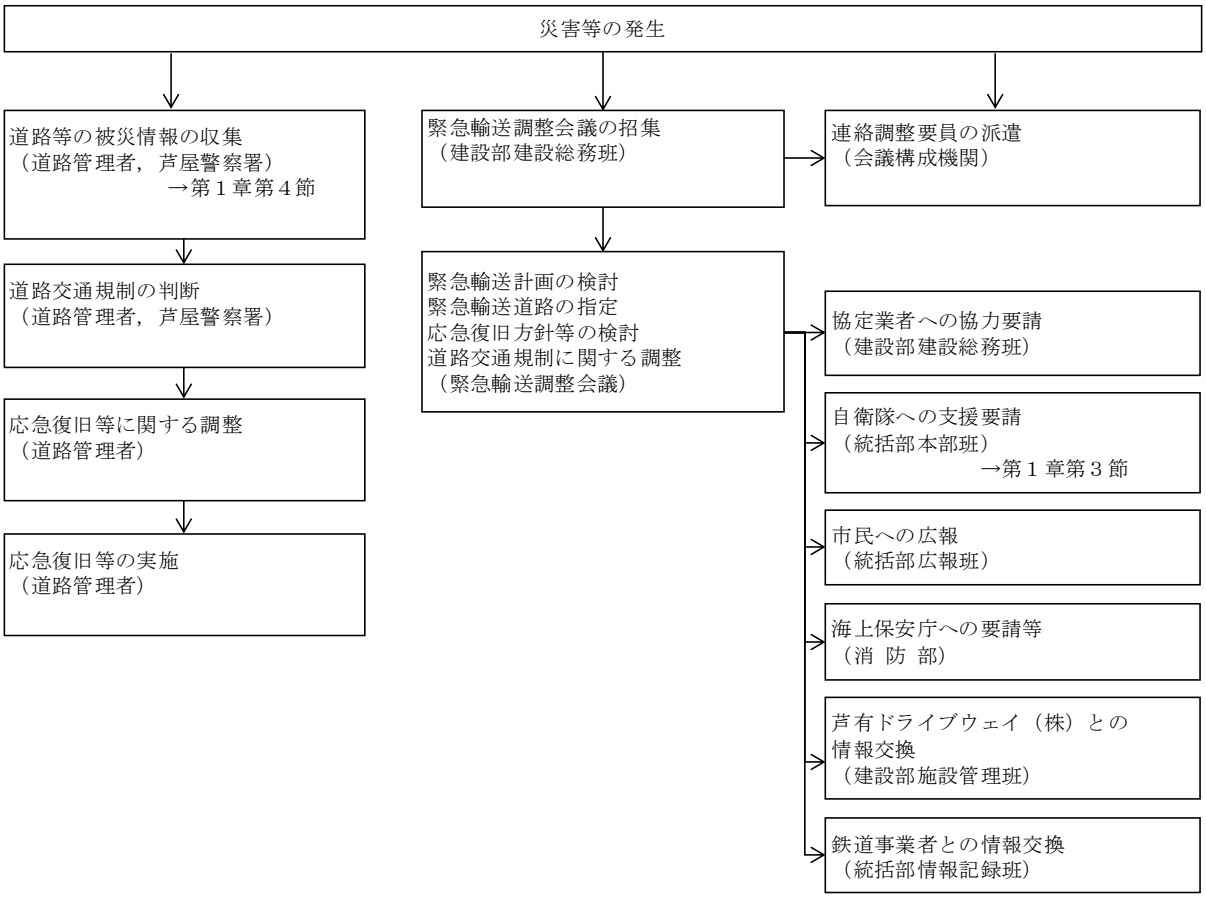

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 本部班は、災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。 (2) 広報・渉外班は、緊急輸送道路の指定、交通規制等に関して市民に広報する。 (3) 情報記録班は、鉄道事業者と情報交換を行う。
	消防部	(1) 消防部は、通行禁止区域等において必要な措置等を実施する。 (2) 消防部は、海上保安庁の機関と連絡調整を行う。
	建設部	(1) 施設管理班は、緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。 (2) 施設管理班は、芦有ドライブウェイ㈱と情報交換を行う。 ＊道路管理者の内容による。
道路管理者 (兵庫国道事務所) (県西宮土木事務所) (建設部) (阪神高速道路(株))		(1) 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧について検討する。 (2) 応急復旧工事、道路啓開作業を指示する。 (3) 緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を収集及び提供する。 (4) 道路交通規制を実施する。 (5) 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
芦屋警察署		(1) 緊急輸送道路指定路線の決定に関すること。 (2) 道路交通規制の方針決定及び実施。 (3) 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
西宮海上保安署		海上交通規制及び海上交通の確保対策に関すること。
芦有ﾄﾞﾗｲﾌﾞｳｪｲ（株）		(1) 芦有施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整。 (2) 芦有施設の応急復旧措置に関すること。
鉄道事業者 (西日本旅客鉄道) (阪急電鉄) (阪神電気鉄道)		(1) 鉄道施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整。 (2) 鉄道施設の応急復旧措置に関すること。
協定業者		協定に基づき、道路啓開及び応急復旧作業に協力する。
市民、事業所		(1) 緊急輸送道路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 (2) 災害応急活動時以外は、徒歩で行動するよう努める。 (3) 交通ルールを遵守する。

第１　被災情報及び交通情報の収集

1	災害発生後、道路管理者及び交通管理者は緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
2	道路管理者及び交通管理者は、県、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。
3	県道奥山精道線は、24 時間連続雨量が 120 ㎜を超えた場合通行止め規制となるため、累積雨量の情報を収集する。
4	芦有ドライブウェイ㈱が管理する有料道路は、連続雨量が 200 ㎜に達した場合、連続雨量が 160 ㎜に達し、かつ、時間雨量が 40 ㎜を超える場合等で通行止め規制となるため、雨量情報を収集する。

第２　陸上交通の確保

道路管理者及び交通管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

芦屋警察署、国道、県道等の道路管理者及び災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとる。

１　陸上交通確保の基本方針

(1) 災害発生直前の対策

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(3) 被災区域への流入抑制

交通管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急輸送道路について優先的にその機能の確保を図ることとする。

1	交通管理者は、混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。
2	交通管理者は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。
3	交通管理者は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。
4	現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制がいまだなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(4) 災害対策基本法に基づく交通規制

災害応急対策期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、救援物資等の輸送や、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急輸送道路の確保等が中心となるので、交通管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

(5) 道路交通法に基づく交通規制

復旧・復興期は、感染症対策、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧用の活動が本格化し、これらに並行して、道路の補修等も進

み、復興物資等の輸送が活発化することから、交通管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、交通管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取り扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

(6) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

ア　措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

イ　県公安委員会との連携

指　定　の　通　知	道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所管警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。
県公安委員会からの要請（災害対策基本法76条の4）	県公安委員会は、法第76条1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

ウ　措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

エ　市への指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は市の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

(7) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第 37 条第１項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止することとする。

(8) 道路法（第 17 条第８項）に基づく市管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、市から要請があり、かつ、道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

２ 災害発生時の交通規制等

(1) 被害地内の交通規制

実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	①道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 ②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。	道路法第 46 条第 1 項
公安委員会	①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。	道路交通法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 76 条
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	道路交通法第 5 条第 1 項
警　察　官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合。	道路交通法第 6 条第 4 項

(2) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置等を実施する。

実施責任者	範　　囲	根　拠　法
警　察　官	①通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ②措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第 76 条の 3
自　衛　官 消 防 吏 員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

３　交通規制等情報の伝達手段

1	現場の主要地点に警察官の配置を要請する。
2	標識、看板、報道機関等により一般市民に通知する。

第３　緊急輸送道路の指定調整

緊急輸送道路の円滑な指定に向けて、災害対策本部が中心となって関係機関との調整を行う。また、緊急輸送道路の指定後、迅速に情報周知を行う。

１　緊急輸送道路指定のための調整

緊急輸送調整会議	①災害対策本部が設置された場合、芦屋警察署、建設部建設総務班及び施設管理班は、道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するために、調整要員を災害対策本部に派遣する。なお、国土交通省兵庫国道事務所、県西宮土木事務所等の道路管理者にも職員の派遣の要請を行う。 ②緊急輸送調整会議は、次の事項について調整する。 ◇「第 2 節　第 3　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に示す基本方針に基づく具体的な緊急輸送計画 ◇市内の緊急輸送道路の指定 ◇緊急輸送道路等の道路啓開の実施に関する調整 ◇被災箇所の調査及び応急復旧に関する調整 ◇道路交通規制等の実施に関する調整
緊急輸送道路指定路線	緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。 ◇広域の緊急輸送道路指定路線は、国道 2 号、国道 43 号、山手幹線、阪神高速道路神戸線、県道東灘芦屋線及び県道芦屋鳴尾浜線、阪神高速道路湾岸線とする。 ◇主な防災拠点を結ぶ路線として、市道 216 号線、市道 217 号線、市道 335 号線、市道 338-1 号線、市道陽光涼風線のそれぞれ一部を指定している。 ◇上記にあげるものを除く市内の緊急輸送道路指定予定路線は、整備済みの都市計画道路とする。 ◇道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。
緊急輸送道路の決定	芦屋警察署及び県警察本部が決定する。

２　緊急輸送道路指定情報の広報

市民への広報	①緊急輸送道路が指定された場合は、統括部広報・渉外班が市民に対して広報する。 ②警察による広報は、県警察本部による。
報道機関への情報提供	市民への広報と同様の分担により行う。

第４　道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

１　緊急輸送道路等の道路啓開

緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、緊急輸送道路から通行確保を行う道

路啓開を実施する。

２　道路啓開作業等の実施手順

(1) **道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討**

建設部現地情報班は、建設業組合等との事前協定に基づき実施する。

(2) **応急復旧工事の指示**

建設部現地情報班は、復旧範囲を決定した上で、建設業組合等との事前協定に基づき実施する。

(3) **啓開作業の指示**

建設部現地情報班は、作業範囲を決定した上で、建設業組合等との事前協定に基づき実施する。

(4) **緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集と広報**

緊急輸送調整会議において相互に情報収集し、広報・渉外班を通じて市民に広報する。

(5) **道路啓開作業用資機材の調達**

前記協定業者の保有資機材を予め把握した上で、必要な機材を保有業者に要請する。

第５　海上交通規制及び海上交通の確保対策　【海上保安庁　神戸海上保安部、西宮海上保安署】

災害により海上交通に危険が生じ、又は生じるおそれのある場合は海上保安庁の機関に次の規制及び対策を要請するものとする。

海上交通規制	①状況により、港内の区域を指定して航行の制限、禁止等の措置を講ずる。 ②港内に係留若しくは停泊している船舶に対し、移動を命令し、又は制限する。 ③交通規制について、五管区地域航行警報として海上保安本部運用司令センター（神戸保安）から VHF 及びナブテックスにより周知する。 ④必要に応じ、巡視船艇及び航空機により周知する。
海上交通の確保対策	船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

第６　鉄道施設　【JR 西日本（西日本旅客鉄道株式会社）芦屋駅、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社】

１　西日本旅客鉄道の対策

鉄道施設の災害防止については、諸設備の実態を把握し、異常時に於いても機能を保持できるよう関係箇所と調整のうえ、整備を行う。

(1) **処理方の適用**

災害により鉄道輸送に影響を及ぼす事態の発生、又は、そのおそれのある場合の処理については、別に定めるものを除いて以下の処理方による。

(2) **速報及び応急処置**

1	災害発生の場合、又は乗務員等から通告を受けた場合は、関係箇所へ速報する。
2	災害発生の場合は併発事故の防止に努め、被害の拡大を防止する。
3	死傷者があるときは、救護に努め医療機関及び関係官署等の応援を求める。

(3) **災害発生時の分担**

駅　　長	総　　括
副　駅　長	各業務全般
係　　長（当直）	旅客関係総括及び関係箇所への連絡、報告、非常招集、その他
運輸管理係（運転）	運転関係全般（列車取扱い・その他運転業務）
運輸管理係（営業）	営業関係全般（窓口旅客案内及びホーム旅客案内）

(4) **非常招集**

必要により範囲を定め駅長が行う。

A・・・全　　員

B・・・半　　数

C・・・必要最少限

＜非常時連絡箇所一覧表＞

2　阪急電鉄の対策

(1) **運転規制**

ア　風害

1	風速監視表示装置及び駅長又は運転士からの報告により、風速が毎秒 20m 以上となったと認めた時は、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。
2	風速監視表示装置及び駅長又は運転士からの報告により、風速が毎秒 25m 以上となったと認めた時は、一時、列車の運転を中止する指令をする。

イ　水害

1	原則として、まくら木上面まで冠水した時、毎時 30 ㎞以下
2	レール上面まで冠水した時は運転休止
3	河川増水の場合は、別途「河川増水に対する取扱要領」による
4	法面亀裂は毎時 45 ㎞以下

(2) 乗務員の対応

ア　列車の停止

運転士は、(列車運転中に強い地震を感じたとき)、又は、(運転指令者より運転停止の指示があったとき）は、次のことに留意して直ちに列車を停止させる。

1	駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋梁上、又は閉そく信号機を越えた箇所での停止を避ける。
2	やむを得ず停止したときは運転指令者の承認を得た後移動。
3	長時間停止するときは車掌に指示し手歯止等により転動防止の処置をする。
4	地下線内においては、状況の許す限り最寄り駅まで運転の継続に努め、駅到着後停止。

イ　通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握のうえ、列車無線にて運転指令者に報告する。

(3) 活動体制

災害が発生した場合には被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、必要に応じて対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(4) 情報連絡体制

ア　災害が発生し列車運行に著しい障害が生じた場合

運輸部課長（運転担当）は、列車の運行状況等について広報部課長に連絡する。広報部課長は、必要に応じて報道機関へ連絡する。

イ　災害が発生し、列車運行に障害が生じた場合又はそのおそれのある場合

運転指令者は、その状況について関係する他社運転指令者と相互に連絡を取る。

(5) 乗客の避難誘導

駅における避難誘導	駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。なお、この場合、消防部及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。
列車乗務員が行う旅客の避難誘導	駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の緊締、手歯止の使用等により転勤防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導。この場合避難場所、乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。

(6) **事故発生時の救護活動**

緊急事態対策規程に基づいて、死傷者の救護・搬送、医療・家族への連絡、見舞い、慶弔及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理し、救護活動に当たる。

(7) **復旧対策**

復旧体制	緊急事態対策規程に基づき、現地対策本部の復旧計画対策部長は、輸送関係対策部長と協議し、速やかに復旧作業の方法、順序、復旧時間等の復旧計画を策定する。
復旧計画	復旧計画対策部長は、復旧計画に従い、人命及び財産に対し最も安全と認められる方法により、復旧作業を迅速に行い、輸送の早期回復に努める。

3 阪神電気鉄道の対策

「非常事態対策規則」及び「鉄道非常事態対策内規」等により、災害が発生した場合には、運転取扱いを規律し、被害を最小限にとどめ、輸送の安全を確保する。

発災時の初動態勢	①運行規制 ◇風害 瞬間風速が 25m/s 以上となったとき、列車の運転を一時停止 ◇水害 浸水線路（軌条面以下）　運転速度　15 ㎞/h 以下 浸水線路（軌条面以上）　運転休止 ②その他 ◇運転指令及び駅長は、列車の在線状態を把握する。 ◇鉄道非常事態対策内規に基づき、災害対策本部に救護渉外支部及び救護渉外班等を設置する。

第7 芦有施設 【芦有ドライブウェイ株式会社】

1 災害対策基本方針

「芦有ドライブウェイ維持管理規程」等により、災害のおそれがある場合は、「警戒体制」を構築し、災害が発生した場合には、「災害対策本部」を設置し、通行規制を実施するとともに被害を最小限度にとどめ、速やかに被害の復旧にあたる。

(1) **交通規制の実施基準**

種別	通行止め規制	通行注意
異常降雨	・連続雨量が 200 ㎜に達した場合 ・連続雨量が 160 ㎜に達し、かつ、時間雨量が 40 ㎜を超える場合 ・降雨による通行止めを解除後、24 時間以内に降り始めた連続雨量が 150 ㎜に達した場合 ・県道奥山・精道線が降雨等により通行止めを行う場合で、県土木から通行止めの要請があった場合	・連続雨量が 120 ㎜に達した場合 ・沿線地区のいずれかにおいて大雨警報又は洪水警報が発令された場合

種別	通行止め規制	通行注意
強風	・強風により倒竹木、樹木等の路面散乱が発生するなど、通行に支障する事象が発生した場合	・強風警報が発令された場合
霧	―	・霧が発生し、視界不良の場合
雪	・臨時パトロールで路面に積雪が確認され、冬用タイヤや滑り止め等を装着しても走行が困難な場合	・気象予測で降雪が予測される場合 ・降雪の場合
路面凍結	・臨時パトロールで路面凍結が確認され、冬用タイヤや滑り止め等を装着しても走行が困難な場合	・気象予測で路面凍結が予測される場合

※連続雨量とは、雨の降り始めから終わりまで２㎜/h を超える雨が６時間以上中断を伴わず継続した場合の累積雨量をいう。

(2) 災害の予防

芦有ドライブウェイ㈱は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道ののり面及び石積等構造物については、定期的に点検を行い、必要な防災処置を講じる。

(3) 防災体制

・警戒体制（豪雨、豪雪、台風等異常気象時）

・緊急体制（災害発生等緊急時）

ア　パトロールの強化

芦有ドライブウェイ㈱は、災害時において、芦屋－有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、関係機関に連絡する。

イ　通行禁止等の措置

芦有ドライブウェイ㈱は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のため必要な注意を行う。

2　災害発生時の救護活動

通行車両が災害を被った場合、直ちに消防部・警察署に通報し、被害者の救護活動を実施する。また、二次災害防止のための応急措置を講ずる。

3　災害応急復旧対策

管理施設の被害状況を把握し、速やかに復旧計画を策定し、安全な方法で障害物の除去等、応急復旧作業を実施し、早期に道路通行機能を確保できるよう努める。

第２節　緊急輸送活動計画

【目的】

被害の状況、緊急度、重要度を考慮しながら交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

【方針】

被災者、災害応急対策要員の移送並びに救助用物資、災害対策用資機材の輸送等は、本計画に基づき実施する。

応急対策の流れ

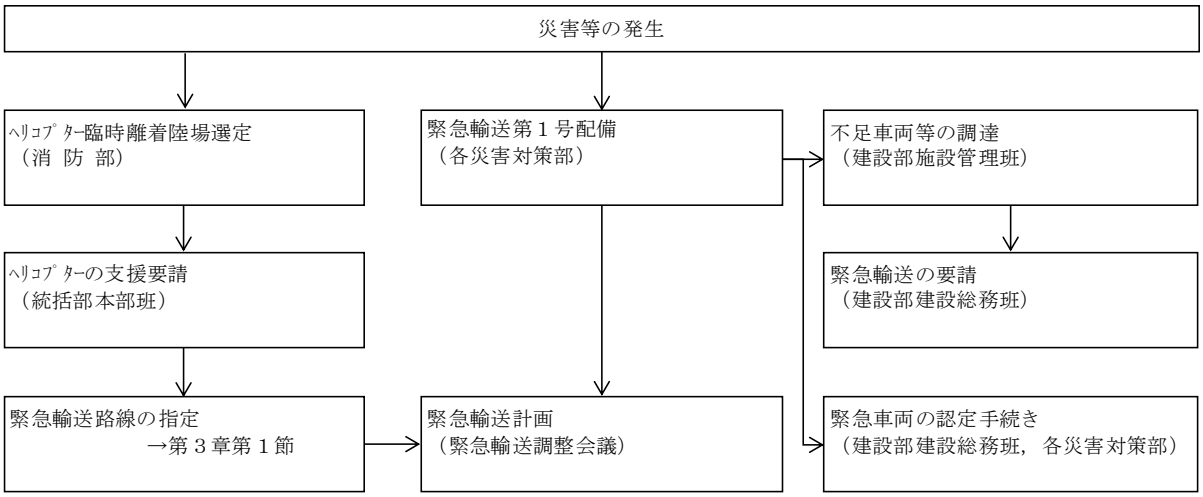

役割分担

１　実施責任

1	輸送、移送の実施は災害対策本部長がこれに当たる。
2	ただし、本市において処理できないときは、災害対策本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保、調達を行い、輸送移送の応援を実施する。

２　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 運輸業者等との協定に関すること (2) 不足車両等の調達に関すること (3) 公用車の緊急車両の認定手続に関すること (4) 緊急輸送の要請に関すること
	各災害対策部	資材等搬送車の緊急車両の認定手続に関すること
	消防部	ヘリコプターの臨時離着陸場の設置に関すること
芦屋警察署		緊急輸送車両の認定に関すること
自衛隊		緊急輸送の支援に関すること
協定業者		協定に基づく緊急輸送の協力に関すること
民間団体等		緊急輸送の協力に関すること

第１　緊急輸送システム

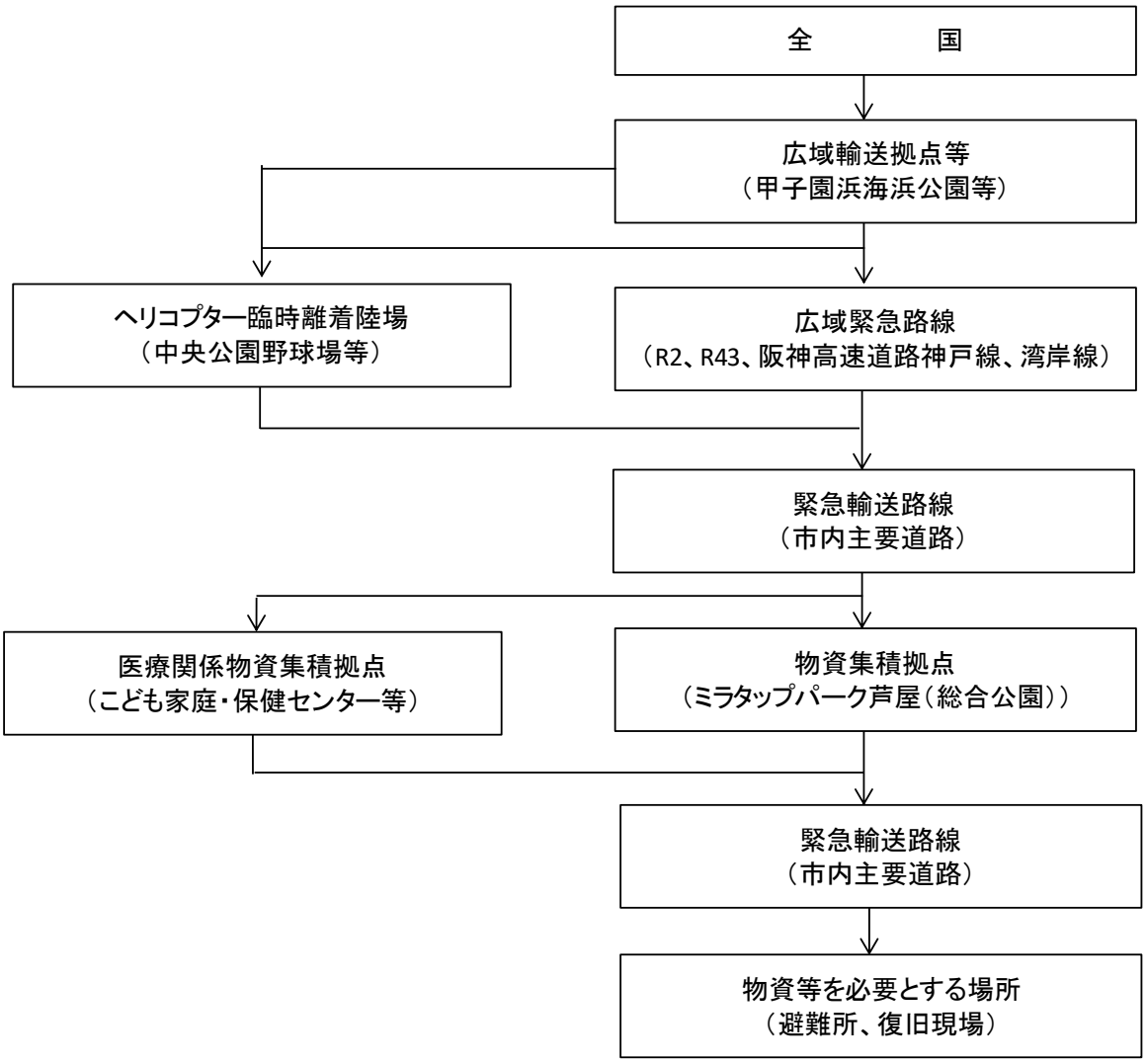

※道路寸断等により陸送できず、近隣都市の港湾岸壁等使用可能で、当該岸壁から芦屋市域まで陸送が可能な場合、海上保安庁の機関と協議し、救援物資等の緊急海上輸送を要請する。

※「災害時における施設及び救援物資集積所の利用に関する協定」に基づき、芦屋ベイコート倶楽部内の広場及び道路を利用して、耐震強化護岸からの救援物資輸送を実施するとともに救援物資集積所及び救援物資運搬を実施する。

第２　災害救助法による輸送費支出の基準

実　施　責　任	災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
災害救助法による基準	①救助のため、次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。 ◇被災者の避難 ◇医療及び助産 ◇被災者の救出 ◇飲料水の供給

	◇遺体の捜索及び処理 ◇救助用物資の整理配分 ②救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

第３　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

１　輸送に当たっての配慮事項

1	人命の安全
2	被害の拡大防止
3	災害応急対策の円滑な実施

２　輸送対象の想定

段　階	輸　送　対　象
第 1 段階	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階	①第 1 段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階	①第 2 段階の続行 ②災害復旧に必要な人員及び物資 ③生活必需品

第４　緊急輸送の実施

１　市保有車両等による緊急輸送

(1) 市保有車両等の現況

市の保有車両については、下記に示すとおりである。

資料編参照　応急-E4-1　市保有車両一覧表

(2) **市保有車両等の緊急輸送第１配備計画**

建設部施設管理班が、予め災害発生直後の第１配備計画を作成する。

1	各災害対策部所管の車両等は、各災害対策部において使用する。
2	総務課所管の車両等は、施設管理班長が別に定めておく。

(3) **市保有車両等の緊急輸送時使用手続**

各災害対策部が、総務課所管の車両が必要な場合は、建設部施設管理班に申し出て、施設管理班長の承認を受ける。

２　不足車両の調達等

車両の借上げ等	①市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、建設部施設管理班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借り上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。 ②車両等の調達先は、「輸送業者一覧表」に示す。

資料編参照　応急-E1-1　輸送業者一覧表

３　緊急車両の認定

事前届出済の車両	①緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。 ②県災害対策局災害対策課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、票章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。
災害発生後の届出	災害発生後に、車検証等必要書類を芦屋警察署に持参し、建設部施設管理班が正規の手続をとる。ただし、市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、建設部が行う。

第５　緊急輸送の要請

１　緊急輸送の要請手続　　【建設部建設総務班】

輸送関係機関等	災害時の協力協定に基づき、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。緊急輸送の要請は、県が兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」と、本市が締結した「災害時等における物資輸送等に関する協定書」及び「災害時の輸送業務についての協定書」に基づき、輸送手段の確保を図る。
県	市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。要請の方法は「第１章第３節　第２　広域的な応援体制」による。

2　緊急輸送を要請する場合の措置

緊急物資等の受入れ	食料、物資等の受入れは「第6章　食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。確保できない場合は、その人員も併せて要請する。
傷病者等の市域外への緊急輸送	傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

第6　ヘリコプターの利用

1　ヘリコプター利用の基本方針

発災直後の利用	①被害情報の収集 ②重症者の搬送
応急活動時の利用	①重症者の搬送 ②遺体の搬送 ③緊急物資の搬送 ④防災対策要員の搬送

2　ヘリコプターの離着陸場

市内には、常設のヘリコプター離着陸場はない。下記に示す場所を、県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊ヘリコプター（以後、「消防防災ヘリコプター」という。）の臨時離着陸場として使用する。

資料編参照　応急-A1-16　ヘリコプター臨時離着陸場

3　臨時離着陸場の設置

1	消防長は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時離着陸場を選定し、統括部本部班に報告する。
2	消防長は、必要がある場合、臨時離着陸場に安全管理員を派遣し、連絡調整を行う。

4　ヘリコプターの支援要請

消防防災ヘリコプター及び海上保安庁のヘリコプター等の支援要請は「第1章　第3節　第4　ヘリコプター支援要請計画」による。自衛隊ヘリコプターについては「第1章　第3節　第3　自衛隊の派遣要請」による。

第４章　被災者への的確な情報伝達活動

第１節　被災者への情報伝達活動計画

【目的】

災害発生後において、正確な災害の情報・防災に関する諸対策の周知徹底を図り、人心の安定と速やかな災害応急・復旧対策推進を行う。

【方針】

市民、報道機関並びに本市職員に対し、迅速かつ適切な広報活動を行う。

応急対策の流れ

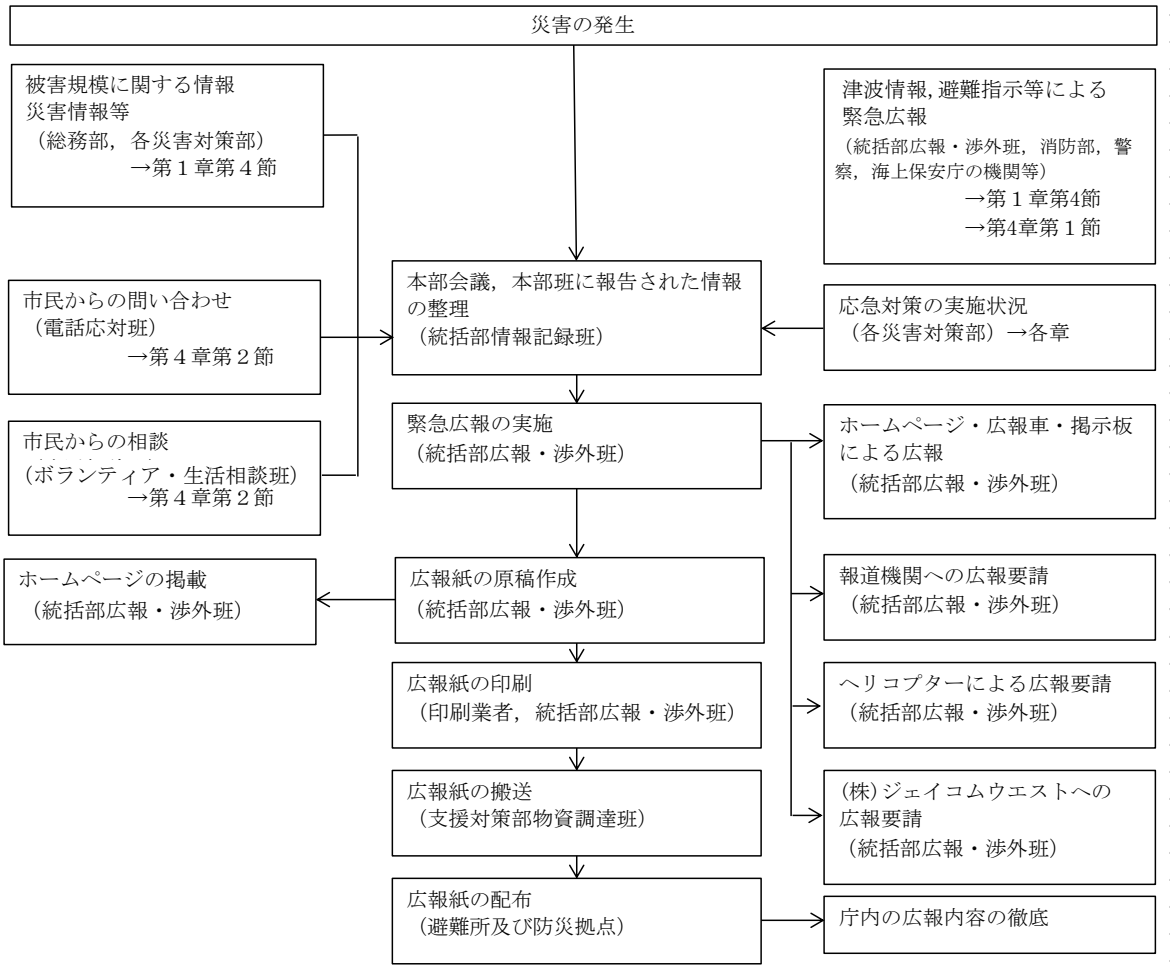

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報・渉外班は、市民の生命を確保するために必要な緊急広報を実施する。 (2) 広報・渉外班は、プレス対応を実施する。 (3) 広報・渉外班は、災害発生後定期的に記者発表を行う。 (4) 広報・渉外班は、災害広報紙を作成する。 (5) 広報・渉外班は、ホームページ等による広報を実施する。 (6) 広報・渉外班は、防災行政無線や広報車による広報を実施する。 (7) 広報・渉外班は、関係機関に広報協力を要請する。 (8) 情報記録班は、災害対策本部で収集した情報を整理し、広報・渉外班に報告する。 (9) 情報記録班は、写真や映像等を記録する。 (10) 電話応対班は、市民からの問い合わせ内容等を災害対策本部に報告する。
	各災害対策部	各災害対策部は、市民への迅速な情報提供のため、予告記事も含め、積極的に広報・渉外班に記事を提供する。
	支援対策部	(1) ボランティア・生活相談班は、災害ボランティアセンターと共有したボランティア等のＮＰＯの情報を、 災害対策本部を通じて広報・渉外班に報告する。 (2) 物資調達班は、広報紙を避難所に搬送する。 (3) ボランティア・生活相談班は、罹災証明・仮設住宅・災害援護資金・災害要因による解雇者・通学・精神的ショックへのケアなどの担当窓口を紹介し、内容を災害対策本部に報告する。
	避難所管理部	避難所担当者は、避難所で広報紙を配布する。
報道機関		市民及び他地域に対してきめ細かな広報に協力する。
自主防災組織		広報紙の配布に協力する。
市民・事業所		一時市外へ避難する場合は、統括部広報・渉外班に届け出る。
ボランティア		(1) 広報紙の配布に協力する。 (2) 市社会福祉協議会及びあしや市民活動センターのホームページ等によりボランティア等のＮＰＯの情報を発信する。

第１　広報の体制

1	災害対策本部は、災害発生後の災害情報のうち、市民の安全に係わる緊急広報（大火災発生時の避難指示等）を実施する。
2	統括部広報・渉外班は、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。
3	各災害対策部・班は、定期的に情報記録班に対して災害情報、生活情報を報告する。また、これらの情報のリスト化を図る。
4	統括部広報・渉外班長が指名した連絡員は、災害対策本部に常駐し、報道対応を行う。
5	情報伝達活動を実施するにあたり、必要な要員が不足する場合は、統括部庶務班に依頼する。

第２　広報の方法

１　広報の内容

(1) 緊急情報

統括部広報・渉外班は、統括部情報記録班から以下の情報を収集し、災害発生後、緊急に市民に広報する。なお、発災直後は混乱が予想されるため、事前に広報原稿を作成しておく。

1	災害の発生状況と応急対策の状況
2	二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性）
3	避難指示等の情報
4	市民の安否情報
5	救急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況）
6	緊急道路・交通規制情報
7	市民や事業所のとるべき措置（電話、交通機関等の利用制約、ガスの安全使用等）

(2) 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は、以下のとおりとする。

1	ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況と復旧見込み情報）
2	食料・物資等供給情報
3	生活情報（風呂、店舗等開業状況）
4	鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報
5	道路情報
6	医療機関の活動情報等

(3) 復旧情報

被災者の生活再建のために提供すべき情報の内容は、以下のとおりである。

1	ライフライン（電気・水道・ガス・電話・下水道等）の復旧情報
2	交通機関復旧情報等

(4) 避難所情報、復興情報

1	住宅情報（応急仮設住宅、空家調整等）
2	各種相談窓口の開設情報等
3	罹災証明書の発行情報
4	税・手数料等の減免措置の状況
5	災害援護金等の融資情報等

２　緊急広報の方法　　【統括部広報・渉外班】

(1) テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等による広報

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合において、その通信のための特別の必要があるときは、県知事を通じて、各放送機関に対して必要事項の放送要請

を行う。ただし、やむを得ない場合は、市長からも行う。

テレビ・ケーブルテレビでは、視覚的な情報が提供できるように、情報を報道機関に提供し、視覚的な放送要請を行う。

緊急放送要請内容	①要請の理由 ②放送事項 ③放送希望日時 ④その他必要事項
対象	災害発生予想地域の市民

(2) インターネットによる広報

インターネットの特徴である、不特定多数の者に対し同じ情報を配信できる「同報性」や迅速・正確に情報を収集して、最新の情報を提供できる「即時性」、携帯電話等からも確認できる「移動性」を活用し、情報の提供を行う。

なお、インターネットの情報を取得できない市民も想定されることから、その他の広報手段と併せて実施することが必要である。

(3) 防災行政無線等による広報

消防部と連携して防災行政無線（緊急告知ラジオ、J：COM 防災情報サービス、自動応答電話と連動）等による緊急広報を実施する。

(4) あしや防災ネットによる広報

あしや防災ネットによる緊急広報を実施する。

(5) 広報車による広報

消防部、芦屋警察署と協力して広報車による緊急広報を実施する。

3　一般広報の実施

(1) テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等による広報

統括部広報・渉外班は、必要に応じて各放送機関への放送要請を行う。（「第１章　第３節　第５　災害放送の要請」による。）

(2) 報道機関への資料提供による広報

統括部広報・渉外班は、災害発生直後に東館３階中会議室又は庁議室に特設する記者発表室において、災害対策本部がとりまとめた（1）の情報を直ちに報道機関に発表するものとする。

また、報道機関から取材があった場合にも、積極的に情報提供をするものとする。

(3) 広報紙等印刷物の発行による広報

各担当部	広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。
統括部広報・渉外班	①広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。

	②市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。 ③災害発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。
支援対策部 物資調達班	印刷された広報紙を避難所に届ける。
自主防災組織	統括部広報・渉外班と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。
各担当部	被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。

(4) **ホームページを利用した広報**

統括部広報・渉外班は、ホームページへの掲載により、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。

(5) **広報車等の利用による現場広報**

各担当部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(6) **自主防災組織等による広報**

自主防災組織は、災害対策本部の実施する広報活動に協力する。

4　報道機関への対応

報道関係の車両の駐車場所は、事前に検討しておく。また、必要に応じて電源等の提供を行う。

第３　一時市外避難者への広報

市の施策等の広報を、市内在住者だけでなく、一時市外に避難した市民にも伝達する。

1	一時市外避難者は、統括部広報・渉外班に避難先を届け出ることとする。なお、避難先の届出方法については、検討し、２の方法で周知する。
2	統括部広報・渉外班は、市外の施設管理者との連携、報道機関への要請、広報紙を直接郵送する等の方法により、一時市外避難者へ広報する。

第４　要配慮者への広報　【統括部広報・渉外班】

障がい者、高齢者等への広報	避難対策部援護班及び福祉ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対して広報紙を各戸配布するよう努める。
外国人に対する広報	ボランティア・生活相談班と連携し、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、外国語による広報に努める。

第５　災害情報の収集･整理　【統括部情報記録班】

災害時における被災地の状況その他を写真や映像等に収め、復旧対策広報等の資料として活用する。

第２節　市民等からの照会に対する対応計画

【目的】

甚大な災害が生じた場合、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を行う。

【方針】

応急対策・復旧対策に市民の要望等を反映させるため迅速な対応を行う。

応急対策の流れ

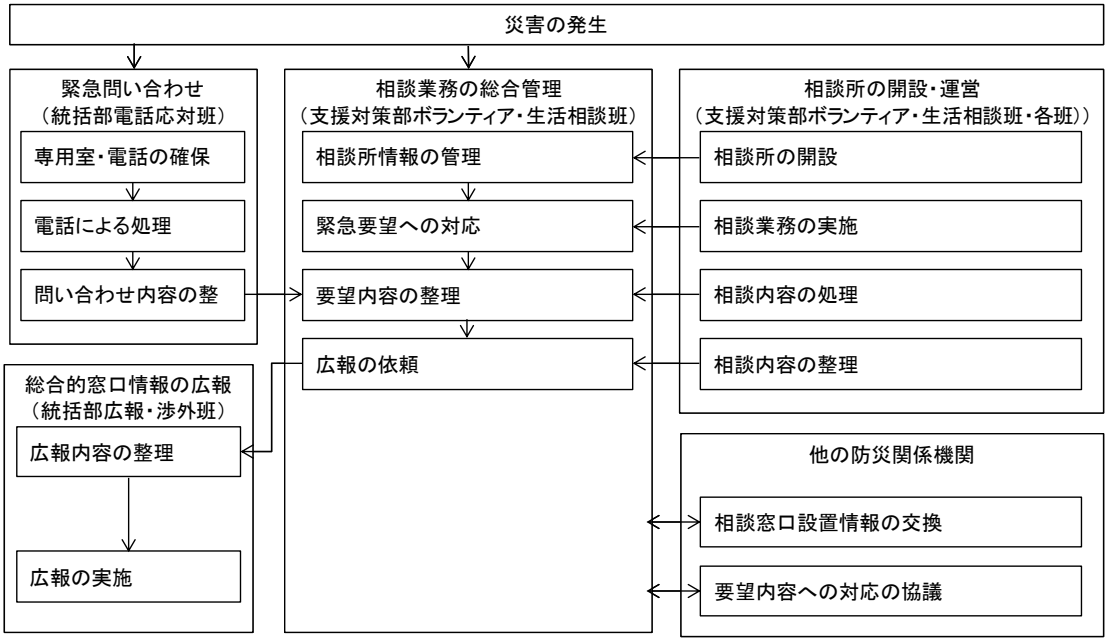

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報・渉外班は、相談所の設置状況等を広報する。 (2) 電話応対班は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。 (3) 電話応対班は、緊急問い合わせに対応するためのマニュアルを作成する。 (4) 電話応対班は、市民からの問い合わせ内容を災害対策本部会議等に報告する。
	支援対策部	(1) ボランティア・生活相談班は、関係機関の協力を得て公共施設等に臨時相談所を開設する。 (2) ボランティア・生活相談班は、他の相談所等を把握し、活動調整を実施する。 (3) ボランティア・生活相談班は、臨時相談所の設置・運営のためのマニュアルを作成する。
	各災害対策部	(1) 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 (2) 必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する
防災関係機関		(1) 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 (2) 必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する。

市民・事業所	広報紙等の市の広報内容に注意し、電話問い合わせはできるだけ控える。

第１　緊急問い合わせ対応の体制

緊急問い合わせへの対応	統括部電話応対班は、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備え、市民からの電話による問い合わせに対応する。
相談所の開設・運営	①支援対策部ボランティア・生活相談班 平時の公聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて公共施設や避難所に、相談所を設置する。 ②各災害対策部 法律相談や住宅相談、外国人市民向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。
総合的な相談窓口情報の提供	①支援対策部ボランティア・生活相談班 本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査し、統括部広報・渉外班及び統括部情報記録班へ報告する。 ②統括部広報・渉外班 本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙・ホームページ等によって広報する。

第２　緊急問い合わせ対応の方法

統括部本部班	災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を「対策本部　命令書」の様式で統括部電話応対班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
統括部電話応対班	①災害発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、「受信用紙〔市民〕」の様式に記入する。 ②市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係災害対策部長又は班長に連絡するとともに、必要に応じ、災害対策本部に報告する。 ③問い合わせに内容を整理し、頻繁に質問される項目について FAQ を作成する。また、必要に応じ、統括部広報・渉外班に翌日以降の広報紙・ホームページ等への掲載を依頼する。

資料編参照

様式-A1-2	対策本部　命令書
様式-A7-1	受信用紙〔市民〕

＜問い合わせの対応の流れ＞

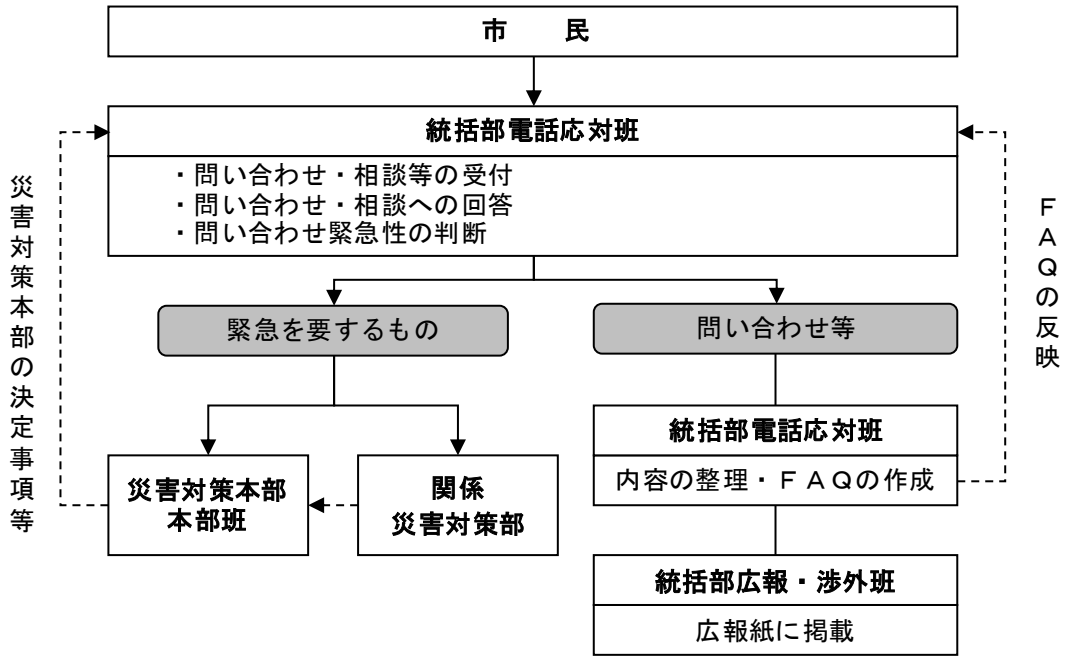

第３　相談所における要望等の処理の方法

1	相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。
2	処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた応対記録票等を用いて内容を記入する。
3	問い合わせの内容、処理方法を定期的に災害対策本部及び統括部広報・渉外班に報告する。

第４　市民等からの安否確認への対応

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

被災者の中に配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市民は、避難所等に設置された特設公衆電話を利用し、安否確認等を実施できる。また、その際、災害用伝言ダイヤル(171)の利用が可能である。

また、インターネット利用環境にある場合、災害用伝言板（web171）を利用した安否確認も可能である。

第５　安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表するため、市は、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について関係機関及び関係部署と、あらかじめ一連の手続き等を整理する。

＜兵庫県の安否不明者等の氏名等の公表方針＞

氏名等の公表について		公表の有無	遺族の同意が得られた者
安否不明者・行方不明者		○	―
死者	安否不明者・行方不明者から死者となった者	○	―
	それ以外の死者	×	○

※住民基本台帳の閲覧制限がある者は非公表

第５章　避難収容活動

第１節　避難誘導計画

【目的】

災害等発生後、被災者を速やかに避難誘導する。

【方針】

災害による避難のための立退きの指示等を、迅速に行う。

応急対策の流れ

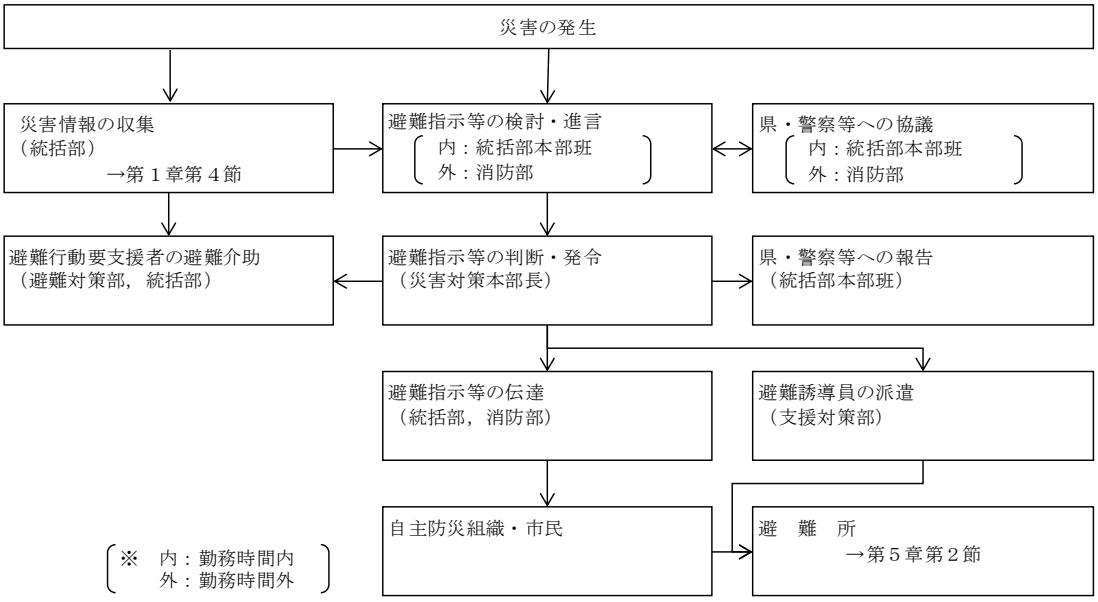

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本　部　長	(1) 避難指示等の発令 (2) 警戒区域の設定
	統　括　部	(1) 避難指示等の市民及び自主防災組織への伝達に関すること (2) 警戒区域設定後の立入禁止、制限、市民の退去の市民への伝達に関すること (3) 避難指示等の県、警察等他機関への伝達・協議に関すること (4) 要配慮者への避難指示等の伝達に関すること
	消　防　部	(1) 避難指示等の伝達に関すること (2) 火災現場等からの避難誘導に関すること
	支援対策部	避難誘導に関すること
	避難対策部	避難行動要支援者の搬送に関すること

芦屋警察署	(1) 避難の指示に関すること (2) 避難誘導の応援に関すること
市民及び自主防災組織	(1) 避難指示等の市民相互の伝達 (2) 避難時における地域の避難行動要支援者の安全確保に関する協力

第１　避難のための立ち退きの指示

１　実施責任者

実施責任者	指示	災害の種類、内容	根拠法
市長	準備	災害全般	－
	指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般 市長が指示する暇がないとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第 61 条
県知事又はその命を受けた職員	指示	洪水・高潮 地すべり	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者（市長）	指示	高潮・洪水	水防法第 29 条
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法第 94 条

２　避難指示等の概要

「高齢者等避難」とは、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、災害リスクのある区域等の居住者で高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、市長から必要な地域の居住者に対し発令される情報である。一般的に「避難指示」より前段階で発令し、災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難の完了を促す。

「避難指示」とは、「人的被害の発生する可能性が明らかに高まった」と判断された時点に発令され、災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階である。市長から必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難を完了することを促す。

「緊急安全確保」とは、既に災害が発生している又は切迫している状況で居住者等が身の安全を確保するために避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。ただし、その状況に置いて、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令される情報ではない。

避難指示等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応じて国又は県に助言を受けて判断を行うものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

市は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

	高齢者等避難 **【警戒レベル３】**	**避難指示** **【警戒レベル４】**	**緊急安全確保** **【警戒レベル５】**
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想される場合	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
市民に求める行動	①災害リスクのある区域等の居住者で要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	安全が確保できる最善の行動
伝達内容	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①勧告者 ②避難理由 ③避難順位 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示、連絡等	同左
伝達方法	①広範囲の場合：県フェニックス防災システム、テレビ、緊急告知ラジオ、防災行政無線、広報車、あしや防災ネット、J:COM 防災情報サービス、ホームページ、ＳＮＳ、庁内放送等 ②小範囲の場合：防災行政無線、広報車等 ③必要に応じ上記を併用	①高齢者等避難と同じ ②ただし、必要に応じて、戸別に口頭伝達	必要に応じ避難指示の方法を併用

3　避難指示等の発令状況及び屋内退避等が必要な場合

実態的には、災害発生直後に災害対策本部が避難指示等を出す前に、市民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。

避難指示等が必要な事態としては、二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難指示等の基準について」参照）
3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
5	その他災害の状況により、市長が認めるとき

緊急安全確保等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると想定されるときである。この時は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等が必要である。

また、災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

＜避難指示等の基準について＞

	高齢者等避難 【警戒レベル３】	避難指示 【警戒レベル４】	緊急安全確保 【警戒レベル５】
土砂災害	・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ・気象庁の「大雨警報（土砂災害）危険度分布」が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となったとき	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・兵庫県の「地域別土砂災害危険度」の土砂災害危険度推移グラフで、２時間後の予測値が基準線を超えたとき、若しくは今後超えることが想定できるとき	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握したときに、可能な範囲で発令
洪水	芦屋川が避難判断水位（１．４ｍ）に達し、更に上昇のおそれがあるとき	芦屋川が氾濫危険水位（１．７ｍ）に達したとき	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握したときに、可能な範囲で発令
高潮	【第１エリア】 ・高潮警報が発表され、か	【第１エリア】 ・高潮警報が発表され、か	・高潮警報が発表され、かつ、T.P.＋3.5m 以上に達

	つ、「※危険潮位」情報において、4 時間後の最高潮位が T.P.＋3.0m 以上 3.5m 未満と予測されるとき 【第２エリア】 ・高潮警報が発表され、かつ、「危険潮位」情報において、4 時間後の最高潮位が T.P.＋3.5m 以上と予測されるとき	つ、「危険潮位」情報において、2 時間以内の最高潮位が T.P.＋3.0m 以上 3.5m 未満と予測されるとき ・越波が確認されたとき 【第２エリア】 ・高潮警報が発表され、かつ、「危険潮位」情報において、2 時間以内の最高潮位が T.P.＋3.5m 以上と予測されるとき	し、その後潮位が上昇すると予測されるとき ・越流が確認されたとき ※防潮門扉等の海岸施設が損壊した場合は、区域を適宜判断
備考	・【第１エリア】は平成 30 年台風第 21 号で高潮による浸水実績のある地域（西蔵町・呉川町・海洋町・南浜町・涼風町） ・【第２エリア】は高潮浸水想定区域全域		
その他	災害対策本部長が必要と認めたとき		

※県・市町共同で運用する高潮危険度予測システムで計算される「危険潮位」情報

４　広域一時滞在の協議

市長は、災害の状況や津波及び二次災害の発生・拡大の予想などを踏まえ、市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難の受入れについて、他の市町村の市町村長と協議を行い、広域一時滞在の確保を行う。

また、他の都道府県への避難の受入れ協議が必要な場合は、県知事に対して県外広域一時滞在について要請し、協議を行う。

他の市町村の市町村長及び県知事と協議を行う場合は、次の事項の協議を行うものとする。

1	避難希望地域
2	避難を要する人員
3	避難期間
4	輸送手段
5	その他必要な事項

５　避難指示等及び緊急安全確保等の実施

避難指示等及び緊急安全確保等の指示は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

避難・退避の指示権の委任を受けた者	①市長の命を受け災害現場に派遣された職員 ②消防長又は統括部長の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長
緊急の場合の指示	緊急を要する場合の避難指示等については、予め市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。若しくは、屋内での待避その他の屋内における避難を指示することができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。
避難指示等及び緊急安全確保等の指示の	①避難指示等及び緊急安全確保等の指示を実施する者は、要避難地域の市民に対し、防災行政無線・あしや防災ネット・緊急速報

方　　法	メール・SNS・広報車等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示等及び屋内退避等の指示の徹底を図る。 ②テレビ・ラジオ放送により避難指示等及び緊急安全確保等の指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。(「第1章　第3節　第5　災害放送の要請」による) ③市民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示等及び緊急安全確保等の指示が確実に伝達されるよう協力する。
避難指示等及び緊急安全確保等の指示の市民への伝達事項	「避難指示書」の様式に基づき、以下の内容を伝達する。 ①避難指示等及び緊急安全確保等の指示の発令者 ②避難指示等及び緊急安全確保等の指示の対象地域 ③避難先とその場所 ④避難経路（危険な経路がある場合等） ⑤避難指示等及び緊急安全確保等の理由 ⑥注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先明記）

資料編参照　様式-1　避難指示書

6　避難指示等及び屋内退避等の連絡

市長が避難指示等及び緊急安全確保等の指示を行った場合	市長は、避難指示等及び緊急安全確保等の指示を行った場合は、県知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。また、県外広域一時滞在を行う場合は、受入れ先の都道府県知事に報告を行う。解除する場合も、同様とする。連絡の方法は、「第1章　第6節　第3　一般被害情報等の収集・連絡」による。 ①県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）、芦屋警察署 ②避難先 ③隣接市（隣接市の施設を避難のために利用する場合）
市長以外が避難指示等及び緊急安全確保等の指示を行った場合	直ちに市長に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

第2　警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができるものである。

1　設定権者

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第 1 項に基づいて市の職員に委任することができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
市　　長	災害全般	災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警　察　官 ※	災害全般	同上の場合においても市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
海上保安官	災害全般	同 上	同 上
自　　衛　　官	災害全般	同 上	同 上
消防吏員又は消防団員	災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的とするとき。	消防法第 28 条

※警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 14 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。
警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察官及び海上保安庁の機関の協力を得て実施する。

2　警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」（災害対策基本法第 60 条）と異なる点は、次のとおりである。

1	「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
2	「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
3	「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（災害対策基本法第 116 条第 2 項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

3　警戒区域設定の状況

市長は、警戒宣言が発せられた場合等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、土砂災害（特別）警戒区域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。実施は、予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。

4　警戒区域設定の実施

第 1 に準じる。

5　警戒区域設定の連絡

第１に準じる。

第３　避難システム

1　避難の流れ

市民が自ら避難する場合、又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、避難システム図の流れによる。

一時避難場所	学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。
指定緊急避難場所	「指定緊急避難場所」に示す避難場所とする。
指定避難所	「避難所一覧表」に示す指定避難所とする。
福祉避難所	「福祉避難所」に示す避難所とする。
広域避難場所	ミラタップパーク芦屋（総合公園）、芦屋市霊園一帯（芦屋市霊園、甲南高等学校・中学校、朝日ケ丘小学校、朝日ケ丘北公園）を広域避難場所とする。
津波一時避難施設	「避難所一覧表」に示す津波発生時における一時避難施設とする。

資料編参照

応急-C1-2	避難システム図
応急-C1-5	避難所一覧表
応急-C1-6	福祉避難所

2　避難誘導の方法

避難誘導の方法は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-C1-1	避難誘導の方法

3　避難の準備

1	車両による避難は、原則として禁止する。
2	避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
3	会社、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
4	市民は、日頃から次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は 15 kg、女性は 10 kgまでを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようにリュックサックに入れ、避難時に探さなくても良いようにしておく。 ①貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等） ②食料品等（水、缶詰、カップラーメン、高齢者や乳幼児のための食品等） ③応急医薬品 ④衣類（肌着、防寒着等） ⑤その他（ラジオ、懐中電灯等）

4　避難順位及び携行品の制限

避　難　順　位	①乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び介助者、日本語を解さない外国人 ②一般市民 ③自主防災組織、市職員、消防団
携　行　品　の　制　限	安全に避難するために、過重な携帯品は除外するよう指導する。

5　要配慮者への介助

要配慮者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。また、市民は、地域の要配慮者等に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに、避難確保計画を作成し、別に定める。

家族介護等で避難することができないが避難所では生活できる人	避難対策部援護班は、対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、一般の避難所に収容する。
家族介護等で避難することができず避難所で生活ができない人	対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、福祉避難所に収容する。
家族介護等で避難はできるが避難所では生活できない人	家族等の搬送により、福祉避難所に収容する。
寝たきり等で施設での生活が必要な人	対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、福祉施設での対応を要請する。
日本語を解さない外国人	統括部広報・渉外班及び支援対策部ボランティア・生活相談班は様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
他人の介護等を要する人	支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。 ①市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、あらかじめ自治会単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。 ②津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が行われたとき、避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自治会が指定する者が担当する。 ③災害が発生した場合、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
個別事項	①市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。 ②病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置 ③学校等にあっては、 ◇当該学校等の避難の安全に関する措置 ◇当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの

	者に対する保護の措置 ④社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

第４　他自治体からの広域一時滞在の受入れ

広域一時滞在の受入れについては、協議の上、受入れを行う。その際の受入れを行う指定避難所は次にあげる施設とし、不足する場合は、災害対策本部において指示を行うものとする。

広域一時滞在の受入れ協議	被災した他自治体より被災住民の受入れの協議要請があった場合は、被災住民を受入れない正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる協議を行う。
広域一時滞在の受入れ	市長は、広域一時滞在の用に供する公共施設を速やかに決定し、直ちに当該公共施設等を管理する者に通知して受入れの準備を行う。
情報共有	受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

資料編参照　応急-C1-5　避難所一覧表

第２節　避難所計画

【目的】

災害による避難所の開設並びに避難所への収容保護を実施する。

【方針】

住居が被害を受け、居住の場を失った市民や通常の生活が困難になった市民などに対して早期に住生活の場を提供する。

応急対策の流れ

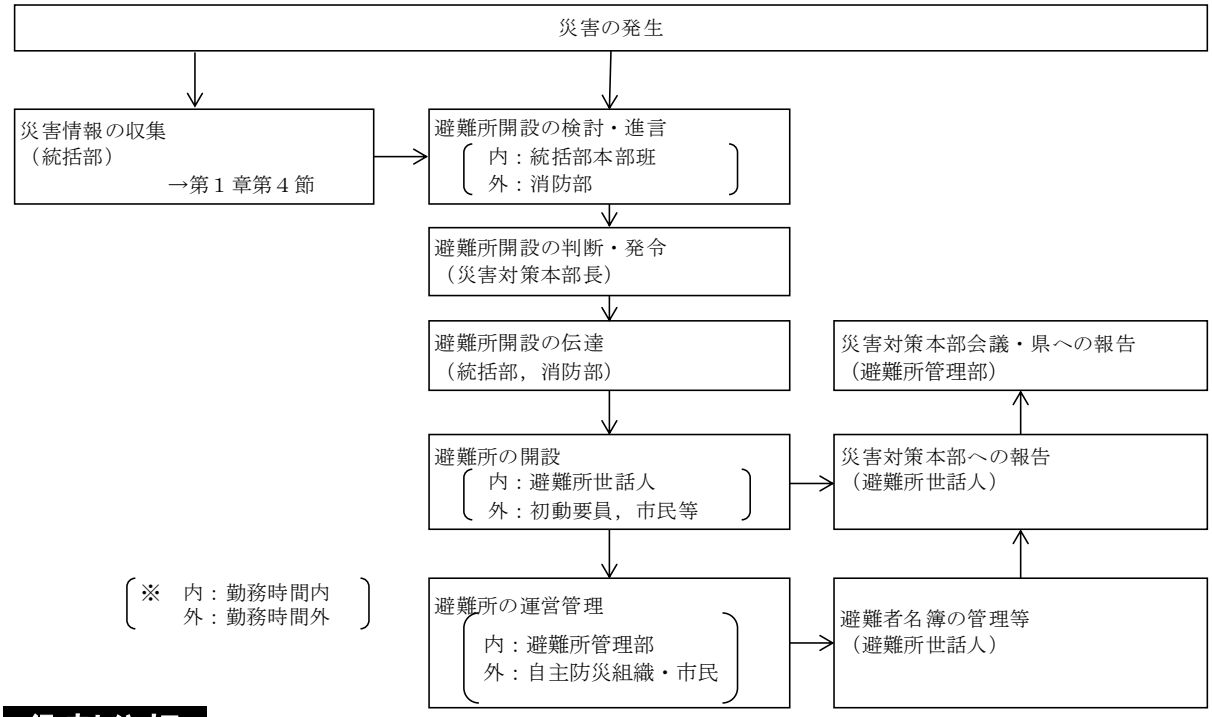

役割分担

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	避難所開設の決定。
	統括部	市民に避難所の位置を広報する。
	避難所管理部	避難所の開設、管理運営に関すること。
	教育委員会 災害対策部	避難所の開設、管理運営に関して、避難所管理部に協力する。
	避難対策部	福祉避難所の運営に関すること。

	各災害対策部	各災害対策部所管の避難者援助対策の実施に関すること。
市民及び自主防災組織		避難所担当者とともに、避難所の管理・運営を行う。
ボランティア		避難所の運営を補助する。

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の供与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参　法令-第 1-2　　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第２　避難所の開設

１　避難所の開設基準

風水害発生時

災害対策本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内 4 箇所（シスメックスＧＣＣ・岩園小学校・市民センター・潮見小学校）の避難所に対し開設を指示する。また、洪水が予想される場合は市民センター、岩園小学校、潮見小学校、高潮が予想される場合は、市民センター、岩園小学校、潮見小学校、潮芦屋交流センターの避難所に対し、開設を指示する。高齢者等避難の発令が予想される場合は、早期に下記避難所を追加開設する。

洪水	土砂災害	高潮
・西山幼稚園 ・山手小学校 ・朝日ケ丘小学校 ・山手中学校 ・精道小学校 ・宮川小学校	・西山幼稚園 ・山手小学校 ・朝日ケ丘小学校 ・山手中学校	・西山幼稚園 ・朝日ケ丘小学校 ・山手小学校 ・精道小学校 ・宮川小学校 ・ウォーターパーク（南芦屋浜下水処理場）

上記避難所で対応できないときは、状況に応じてさらに下記避難所を追加設置する。

洪水	土砂災害	高潮
・想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域にある避難所の２階以上 ・その他避難所	・三条集会所 ・岩園保育所 ・大阪ガス奥池ロッジ ・阪急以南の避難所	・想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域内にある避難所の２階以上 ・その他避難所

資料編参　応急-C1-5　　避難所一覧表

２　収容対象者

1	住居が被害を受け、居住の場を失った者

2	避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3　避難所の開設方法

災害対策本部長の命を受けて、避難所管理部長は教育委員会災害対策部と協議の上、開設が必要な避難所を避難所担当者が開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

勤務時間内に避難所を開設する場合	①避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ②避難者が収容を求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、施設管理者が避難所管理部長に避難所担当者の派遣を要請する。
勤務時間外に避難所を開設する場合	①開設する避難所の優先順位 発災直後は混乱が予想され、すべての避難所を同時に開設することは難しい。そこで、一部の避難所を優先的に開設し、避難者数に応じて開設する避難所を増やすこととする。 ②避難所の開設 ◇避難所担当者は、地震災害発生後直ちに各担当避難所を開設する。 ◇施設管理者は、地震災害発生時は直ちに対応できる体制を事前に市民と協議する。 ◇学校施設に関しては、教職員も開設する。 ③避難所開設の報告 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。 ④開設した避難所の周知 避難所を開設した場合、統括部本部班及び広報・渉外班は以下の手段を用いて、開設している避難所を市民に周知する。 ◇防災行政無線（緊急告知ラジオ、J:COM 防災情報サービス、自動応答電話と連動） ◇あしや防災ネット・緊急速報メール ◇広報車 ◇ホームページ ◇ＳＮＳ

4　臨時の避難所

指定された避難所だけでは不足する場合	事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合は、避難所管理部は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。このとき、防災中枢拠点である市役所本庁舎、分庁舎、消防庁舎は極力避ける。 なお、避難所での３密（密閉、密集、密接）を回避することにより、指定避難所だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等をあらかじめ検討しておく。
指定された避難所以外の施設に避難	避難所管理部は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所に収容スペースがない場合は、施設管理者の同意を

者が集結した場合	得た上で、避難者が最寄りの指定された避難所に届け出て、臨時の避難所として認定を受けることができる。
臨時の避難所の開設	①臨時の避難所を開設するときは、避難所管理部の要員が不足するため、他の災害対策部からの応援、派遣職員の要請、又は施設管理者へ要請する等により、避難所担当者を配置する。 ②開設後は、指定避難所と同等に扱う。 ③民間の施設等を避難所として借用した場合、避難所の閉鎖後に、市は民間施設等の管理者に対して、必要に応じて費用を支払う。

第３　避難所の運営管理

各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所への情報の提供、食料、水等の配達配布等については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、水等の配布、清掃等の避難所運営については、避難所担当者とともに、避難者、自主防災組織等が運営する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

１　避難所の運営における役割

避難所責任者	避難所責任者には、避難所管理部が指名する避難所担当者が当たる。
施設管理者	施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用について避難所担当者及び避難者に対しアドバイスをするなど、避難所運営に協力する。
学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期７日間を目安として、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、８日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で教育委員会災害対策部長の要請により協力するものとする。
運営主体	避難所の運営は、避難所責任者の権限を明確にし、女性の参画を推進すると共に避難所担当者、避難者、自主防災組織等と連携して円滑な初動対応を図るものとする。
ボランティア	ボランティアは、避難所責任者及び避難者と協議しながら、避難所運営を補助する。
配給	在宅給食困難者への配給を行う。

２　避難所の機能

避難所は、都市機能が麻痺した地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点又は地区防災拠点として次の機能を持たせる。

1	水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点
2	医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
3	情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

３　避難所管理のマニュアル

各避難所の責任者は、各班行動マニュアル等に基づき、適宜見直しながら管理運営を行う。

また、感染症対策を踏まえた対応の強化に努めるものとする。
避難所運営の留意点及びルールについては、下記のとおりである。

資料編参照

応急-D1-3	避難所運営の留意点
応急-D1-4	避難所運営のルール

第４　避難所の環境保護の方針

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

１　避難者情報の管理

1	避難所管理部避難所管理班・学校管理班は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を統括管理する。
2	避難者情報は、災害応急対策活動、又避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、避難所管理部長が災害対策本部会議に報告する。
3	各災害対策部長は、各災害対策部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、避難所管理部長に調査の実施協力を要請する。
4	避難者情報の収集及び避難者名簿の管理に当たっては、個人情報に配慮する。

２　医療・保健体制

医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	避難所に収容されている避難者に対する救護活動体制（常駐・巡回）を計画する。なお、実施においては、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員との連携・協力を計画する。
医療班	避難所生活が長期になる場合は、避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理に当たる。なお、必要に応じて、医師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援を提供する。
こども家庭・保健センター	県芦屋健康福祉事務所とともに、「心のケア」を行うための救護班の避難所巡回派遣について調整を行う。

３　避難生活の長期化への対応とプライバシー保護

避難所管理部は、避難対策部の協力を得て、避難所生活が 3 日以上の長期となる場合は、生活機器、入浴支援、洗濯支援、宿泊施設・社会福祉施設等の活用等を、各班行動マニュアル等に基づき避難者の生活を支援する。また、プライバシー保護にも配慮する。

入浴支援	避難所管理部避難所管理班・学校管理班は、避難生活の長期化に対応して、「入浴施設」に示す施設が利用できるよう検討する。また、避難所管理部が指定した場所において、シャワールーム、仮設浴場等の施設を設置する。施設の設置に当たっては、支援対策部衛生班、県又は自衛隊に支援を要請する。
雑用水の活用	避難所管理部避難所管理班・学校管理班は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等の雑用水を仮設トイレ等に活用する。
洗濯の支援	必要に応じて、各避難所に洗濯機及び乾燥機の準備に努める。施設の設置に当たっては、建設部施設管理班及び県に支援を要請する。

宿泊施設、社会福祉施設等の活用	①避難所管理部は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次避難所、ホームステイ等の紹介、調整の実施について県に協力を要請する。 ②避難対策部援護班は、避難行動要支援者のうち、援護の必要性の高い者について、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等を調整する。

資料編参

応急-B3-3	入浴施設
応急-D1-7	生活機器等一覧表

4　プライバシー保護

間仕切りの導入	避難所管理部は、避難生活の長期化に対応して、パネル等で避難者の世帯間を区切る等、避難者相互のプライバシー確保を図る。
被災者の情報収集	避難所において、避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報を収集する必要があり、避難者は、これに協力するものとする。

5　女性や子ども、性的マイノリティ等に対する対応

(1) 平常時における男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災対策

防災知識の普及・訓練を実施する際は、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図る。また、女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備として、防災安全課は必要と考えられる物資の備蓄に努める。また、人権・男女共生課は啓発紙やセミナー等の開催を通じて、男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。

(2) 関係機関との連携

平常時より、人権・男女共生課が中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握に努める。

(3) 避難所における男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく対応

要配慮者や子育て家庭に対して個の状況に応じた十分な配慮を行う。また、男女双方及び性的マイノリティのニーズや視点にも十分配慮し、相談できる体制の構築等に努めることとする。

＜配慮事項＞

1	誰もが相談できる場づくり
2	避難所名簿の性別の記述
3	物資の配布方法
4	トイレや更衣室・入浴施設の利用方法等

第５　要配慮者等への支援

１　高齢者、障がい者等への対応

(1) 寝たきり等で施設での生活が必要な者

避難対策部は、寝たきり等により施設での生活が必要なものを事前に把握し、福祉施設に収容する。

(2) 要配慮者利用施設への対応

避難対策部は、土砂災害や津波等の危険性のある区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設について、事前から状況を把握し、当該施設の所有者又は管理者が作成している避難確保計画等に基づき、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対応を行う。

(3) 福祉避難所の設置

避難所での生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、安心して生活できる環境を提供するため、福祉避難所の指定を行う。避難対策部は、要介護等により自ら避難できない者を福祉避難所に搬送する。

通院及び入所している介護者には、芦屋市訪問看護ステーションの看護師及び社会福祉協議会を通じて手配したホームヘルパーを充てる。なお、福祉避難所の指定要件は、以下のとおりとする。

1	施設自体の安全性が確保されていること。 ①原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。 ②浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。 ③近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
2	施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ①原則として、バリアフリー化されていること。 ②障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ること。
3	要配慮者の避難スペースが確保されていること。 ①要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

資料編参照　応急-C1-6　福祉避難所

(4) 要配慮者等の把握

避難所担当者	避難所を開設したとき、自主防災組織やボランティア等の協力を得て高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。 この結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等を物資調達班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。 また、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう、避難所管理部と相談する。

２　避難所、福祉避難所での情報伝達体制の整備

避難所や福祉避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するため、情報を確実に伝達し、コミュニケーションの確保を図る。

第６　大災害時における特別措置

他自治体等への避難	大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、市内において避難所を開設することができず、又は適当でない場合においては、市長は近隣自治体等の施設使用について、県知事に要請報告をする。 なお、事態が急進し、県知事に要請報告をするいとまのないときは、市長は近隣自治体に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。
避難の方法	①原則として市長が避難者を搬送する必要があるが、大災害時においてはその能力を失っているおそれがあるため、その場合は避難者の搬送も併せて相手先市町に要請する。 ②道路寸断等により陸行で避難することができず、近隣都市の港湾岸壁等が使用可能な場合は海上保安庁等の機関に要請し、巡視艇等による人員輸送等を行う。 ③要請の方法は、「第１章　第３節　防災関係機関との連携計画」による。
情報共有	広域一時滞在を受入れた市町の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

第７　避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

避難所に滞在しない在宅の被災者の情報を把握し、それらの被災者に対し、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

第８　愛玩動物の収容対策

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策や、飼い主とともに避難所へ避難してきた愛玩動物についてはマニュアルに基づき対応する。

資料編参照

応急-D1-5	愛玩動物の収容対策
応急-D1-6	愛玩動物飼育ルール

第３節　応急住宅対策計画

【目的】

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の対策を行う。

【方針】

応急仮設住宅を早期に供与できるように、住宅対策の準備を迅速に行う。

応急対策の流れ

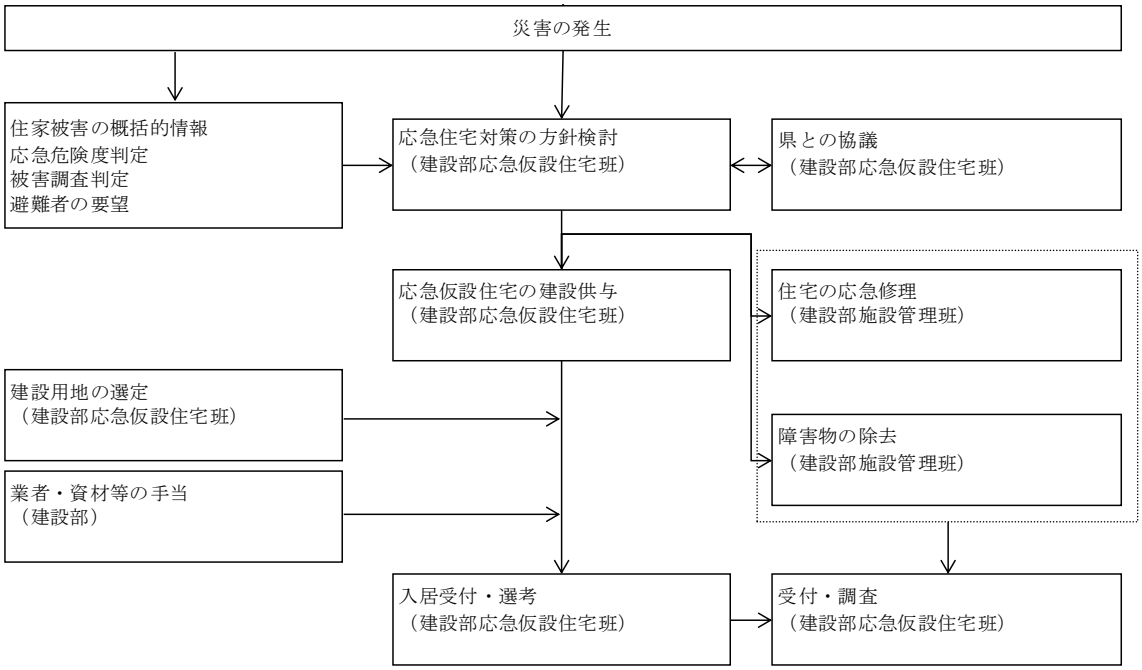

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報・渉外班は、応急住宅対策に関する広報を実施 (2) 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供
	建設部	(1) 対象者の判定のための資料作成 (2) 応急住宅対策の実施に関すること
建設業者等		応急住宅対策の実施協力に関すること

第１　住宅対策の種類と順序

１　災害直後直ちに行う必要のあるもの

1	避難所の設置による被災者の応急収容（「本章　第２節　避難所計画」による）
2	空家の調整
3	緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定

4	応急仮設住宅の建設、障害物の除去
5	建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
6	住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当て、調整

２　１の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

1	住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
2	公営住宅法による災害公営住宅等の建設
3	公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
4	罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
5	都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
6	民間住宅の復興に対する支援

第２　応急仮設住宅の供与

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の建設は県で実施する。適用市が１つのみなどの場合は、市による建設を検討することとする。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法を適用した場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参　応急-E2-3　災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準

３　入居基準

入居基準は、下記のとおりである。

資料編参　基準-E2-1　入居基準

４　応急仮設住宅建設予定地

阪神・淡路大震災時に、設置した応急仮設住宅用地で、現在も建設可能な応急仮設住宅建設予定地は、下記のとおりである。

資料編参　応急-E2-1　応急仮設住宅　住宅名・建設場所一覧表

5　供与期間

災害救助法及び建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は 2 年間とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。(特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号)」による存続期間の特例が定められている。)

6　入居選考

入居選考は、下記のとおりである。

資料編参照　基準-E2-3　入居選考

7　応急仮設住宅の建設上の留意点

1	住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの福祉仮設住宅等、可能な限り、介護等を利用しやすい構造及び設備となるよう配慮する。
2	設置戸数の決定に当たっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。
3	仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織作りを促進する。
4	地域の状況により、商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、避難対策部と協力して、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

8　応急仮設住宅の管理

県知事が設置した応急仮設住宅は、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。市長が設置した応急仮設住宅は、市長の責任において管理を行う。

9　ケア付き仮設住宅

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者等に対し、介護員及び看護師を常駐させ、身体介助サービス等を提供するとともに、保健福祉ニーズの早期発見に努め、適切なサービスが受けられるように援助するために、必要に応じて、ケア付き仮設住宅を設置する。

運営形態	介護員は昼間又は夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても配置し、サービスを提供する。
対象者	入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の高齢者等
サービス内容	①身体介助（食事、入浴、排泄、更衣、身体の清拭等の介助） ②家事援助（掃除、洗濯、調理、買物等の介助） ③夜間における臨時的対応 ④生活相談

１０　設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により、設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事と協議要請する。

１１　大規模災害時の県への供給の要請

大規模な災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

1	被害戸数
2	設置を必要とする戸数
3	調達を必要とする建設業者数
4	連絡責任者
5	その他参考となる事項

第３　空家住宅の確保

空家住宅の確保は、下記のとおりである。

資料編参照		
	応急-E2-2	空家住宅の確保

第４　住宅の応急修理及び障害物の除去

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照		
	応急-E3-2	災害救助法による「障害物の除去」の実施基準

３　災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照		
	応急-E3-3	災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準
	応急-E3-4	国の支援制度の選定フロー
	応急-E3-5	撤去に向けての実施項目

4　実施方法

住宅の応急処理	建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。
障害物の除去	建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。

5　県に対する依頼

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して調整、調達を依頼する。

また、対応が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して応援を求める。

住宅の応急処理	①被害戸数（半焼・半壊） ②修理を必要とする戸数 ③調達を必要とする資機材の品目及び数量 ④派遣を必要とする建築業者数 ⑤連絡責任者 ⑥その他参考となる事項
障害物の除去	①除去を必要とする戸数 ②除去に必要な人員 ③除去に必要な期間 ④除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤除去した障害物の集積場所の有無 ⑥その他参考となる事項

第４節　避難行動要支援者への配慮計画

【目的】
災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の人命の安全確保を図る。

【方針】
高齢者、障がい者や乳幼児等の避難行動要支援者に対し、地域住民と連携し、迅速、的確な対応を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	避難対策部	(1) 高齢者、障がい者の地震直後の安否確認 (2) 避難行動要支援者の避難所等への誘導 (3) 視聴覚障がい者に対する情報提供（手話通訳者、要約筆記者等） (4) 介護付き避難所の運営 (5) 在宅の避難行動要支援者の訪問等
	避難所管理部	避難行動要支援者に配慮した避難所の運営
	統括部	避難行動要支援者に対する情報提供
	建設部	高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供給
市民及び自主防災組織		避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難所の運営等において、地域の中で避難行動要支援者に配慮する。
ボランティア		災害対策本部及び市民等の活動に協力する。

第１　避難行動要支援者への配慮の基本方針

１　避難行動要支援者の定義

1	介護が必要な人
2	障がいのある人で、災害時の行動に支援が必要な人
3	高齢者のみの世帯でスムーズな避難ができない世帯に属する人
4	その他、災害時に自力で避難することが困難な人

２　近隣住民の助け合い

自主防災組織、自治会、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。

災害発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安否を確認することを基本とする。

３　福祉行政と地域組織との連携

避難行動要支援者への配慮は、福祉行政と、民生委員、福祉推進委員、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、地域の介護・看護事業者等で構成する避難行動要支援者支援チー

ムと連携し、実施する。

第２　発災直後の避難行動要支援者への配慮

１　在宅避難行動要支援者の安否確認

地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課は、平素より避難行動要支援者の把握に努める。災害発生時において、避難対策部は、市社会福祉協議会とともに、事前に作成した緊急・災害時要援護者台帳を活用し、在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。

２　在宅避難行動要支援者の避難所等への収容

避難対策部援護班	高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を福祉避難所等の設備の整った施設へ搬送する。

福祉避難所の計画は、「本章　第２節　避難所計画」による。

３　視聴覚障がい者に対する情報提供

避難対策部援護班	手話通訳者、要約筆記者等のボランティアを要請し、聴覚障がい者に対する支援体制を確立する。
統括部広報・渉外班	テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用することにより、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第３　その後の避難行動要支援者への配慮

避難所における配慮	避難所における避難行動要支援者への配慮は、「本章　第２節　避難所計画」による。
応急仮設住宅における配慮	応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮は、「本章　第３節　応急住宅対策計画」による。
在宅者への配慮	避難対策部援護班は、市社会福祉協議会とともに在宅の避難行動要支援者を訪問し、必要な援護措置を実施する。

第５節　外国人支援対策

【目的】

日本語を解することが困難な人の人命の安全確保を図る。

【方針】

日本語を解することが困難な人に対し、支援団体等と連携し、情報伝達を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 外国語による相談窓口、電話相談等 (2) 外国語による広報紙の配布 (3) 要配慮者に対する情報提供（外国語等、多様な媒体）
ボランティア		災害対策本部及び市民等の活動に協力する。

１　相談窓口の開設・広報紙の配布及び情報伝達　【統括部広報・渉外班】

相談窓口の開設・広報紙の配布	外国語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。
情報伝達	外国人等の（支援）団体等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第６節　通勤・通学・帰宅困難者対策

【目的】

災害により鉄道等の交通機関が停止することにより学校・事業所をはじめ、駅周辺に多数発生することが予想される通勤・通学・帰宅困難者に対して、関係機関と連携し安全を確保する。

【方針】

通勤・通学・帰宅困難者に対して、一時的な退避場所の提供、帰宅に必要な情報の提供を行うことで、安全に帰宅できるよう支援を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 通勤・通学・帰宅困難者の一時的な保護 (2) 通勤・通学・帰宅困難者への情報提供 (3) 通勤・通学徒歩帰宅者への支援
鉄道事業者等		通勤・通学・帰宅困難者等の臨時輸送

第１　学校・事業所等における対応

学校の登校中に災害が発生した場合	所定の対応策に基づき、幼児児童生徒の安全を確保し、情報収集を行う。また、幼稚園・小学校は保護者への学校での引き渡しを原則とし、中学校は安全確認後下校させることを原則とし、帰宅への支援を行う。
事業所で就業時間内に災害が発生した場合	事業所の危機管理など対応策に基づき、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し、情報収集を図りつつ、避難所への誘導など安全を確保する。また、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。

第２　駅周辺の混乱防止

通勤・通学・帰宅困難者の一時的な保護	①統括部本部班は、避難対策部援護班や避難所管理部避難所管理班・学校管理班と連携し、通勤・通学・帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、必要に応じて駅周辺の公共施設を通勤・通学・帰宅困難者の待避場所として利用するよう開設し誘導する。 ②駅周辺の事業者は、鉄道会社や市等と協力し、通勤・通学・帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、飲料水等の提供に努める。
通勤・通学・帰宅困難者への情報提供	統括部広報・渉外班は、鉄道事業者等と協力し、通勤・通学・帰宅困難者の待避場所等に公共交通機関の復旧状況、臨時輸送状況を掲示し、公共交通機関の情報提供を行う。

第３　徒歩帰宅者への支援

市	開設した待避場所等における、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。
県	県との協定によるコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、県立芦屋高

	等学校及び郵便局において情報、休憩場所等を提供する。

第４　通勤・通学・帰宅困難者等の臨時輸送

鉄道事業者等は、臨時便や振替運行等を実施し、交通手段の確保に努める。

第６章　食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第１節　応急物資等の調達・搬送活動

【目的】

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。

【方針】

発災後約 3 日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。

4 日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、市外からの大量の救援物資の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。

そこで、物流事業者等との協力の下、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。

役割分担

部	班	事務分掌	構成
建　設　部	建設総務班	輸送車両の確保	芦　屋　市
支援対策部	物資調達班	(1) 救援物資の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整 (3) 班の編成 (4) 班運営の統括、指揮 (5) 仕分け作業人員の確保	芦　屋　市 物流事業者
		(1) 道路、施設の被害状況や規制状況の把握 (2) 物資ルートの確保、選定	芦　屋　市
		(1) 避難所ごとの必要物資の把握 (2) 必要物資リストの作成 (3) 物資の調達、管理 (4) 品目ごとの在庫物資の数量管理	芦　屋　市
		(1) 荷捌き作業の統括 (2) 輸送車両からの荷卸、検品 (3) 品目ごとに仕分、数量管理 (4) 避難所ごとに物資を分配 (5) 輸送車両への物資の積込み (6) 輸送車両の配置等、配送管理 (7) 輸送車両の誘導 (8) 荷捌きの実作業	物流事業者 ボランティア
		トラックによる物資の輸送	物流事業者 トラック協会 自　衛　隊

第１　応急物資等の調達

応急物資等の調達方法は、主に以下の３つの方法が想定される。

備蓄物資	災害時の救助用として市が備蓄した食料、生活必需品を被災者に供給する。
協定事業者からの購入	災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、「災害救助に必要な生活物資の調達に関する協定書」に示す大規模店舗等に協力を要請する。又必要に応じ、市内の他の大規模店舗等から調達する。
救援物資の募集	他の自治体等からの被災者に対する救援物資を募集する。

資料編参照

応急-A7-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
6　協定等一覧	締結協定一覧

第２　救援物資の要請

1	支援対策部物資調達班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部会議に提出する。
2	災害対策本部会議は、救援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき、統括部広報・渉外班に募集の呼び掛けを指示する。
3	統括部広報・渉外班は、報道機関等に対し救援物資募集の報道を依頼する。
4	統括部本部班は、県及び他市町村などの関係機関に電話、ＦＡＸ又は衛星通信を利用して、被災地外から救援物資の要請を行う。
5	【大口物資の申し出】 企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも配慮し、物資集配センター（ミラタップパーク芦屋（総合公園）、南芦屋浜下水処理場）へ送付するよう依頼する。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資若しくは義援金等による支援を依頼する。 ①救援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること ②複数の品目を混載しないこと ③食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いする。
6	【小口物資の申し出】 発災直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を分類・仕分し被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。 このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入れは断ることとし、義援金による支援を依頼する。 なお、義援金の配分計画については、「共通編　第３部　第３章　第１節　災害義援金募集配分計画」を参照のこと。

資料編参照

応急-E4-3	応急物資等の調達方法イメージ

第３　物資集配センターの運営

１　物資集配センターの設置

設置場所	応急物資の搬送拠点として、物資集配センター（ミラタップパーク芦屋（総合公園）、南芦屋浜下水処理場）を開設する。
設置運営	支援対策部物資調達班は、あらかじめ検討した物資集配センターのレイアウトを基に、協定を結んでいる物流事業者等と協力し、物資集配センターを設営する。
運営時間	原則として午前８時から午後８時とし、物資の搬入・搬出については、午前９時から午後６時までとする。

資料編参照　応急-E4-2　　応急物資等の受入れ・搬送手順

２　避難所等のニーズ把握・物資調達

避難所ニーズの把握	避難所管理班・学校管理班は、不足している物資について「避難所収容状況調書」を用いて、物資管理担当に１日１回報告する。
必要物資の調達	報告を受けた物資管理担当は、物資集配センター内の在庫数量を確認し、不足している場合は調達する。
荷捌き担当への指示	①物資管理担当は、在庫や各避難所のニーズを勘案し、各避難所へ分配する物資名と数量を荷捌き担当へ指示する。 ②指示を受けた荷捌き担当は､配送管理スペースに必要物資を避難所ごとに配置する。
物資集配センター内の在庫管理	荷捌き担当は、荷卸・出荷時に物品ごとの数量を記録し、物資集配センター内の在庫数を把握する。把握した在庫数は、毎日夕方に物資管理担当に報告する。

資料編参照　様式-D1-1　　避難所収容状況調書

３　運搬ルートの決定

施設･搬路担当は、建設部現地情報班からの情報を参考に、各避難所を効率的に巡回する運搬ルートを決定する。

４　物資の入庫・検品

荷卸	入庫した車両から、救援物資と調達物資を分けて荷卸をする。企業から救援物資等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。
検品	救援物資については必ず中身の確認を行い､不要物資は破棄スペースに移動する。不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。

5　物資の仕分

品　目　別　仕　分	荷捌き担当は、検品した物品について品目別に配置する。
品目別数量の管理	荷捌き担当は、品目別の在庫数量を仕分・分配ごとに管理し、定期的に物資管理担当に報告する。

6　物資の分配

荷捌き担当は、物資管理担当から指示を受け、必要な物品・数量を配送管理スペースに避難所ごとに配置する。

7　物品の出庫・搬送

輸送車両の確保	建設部建設総務班は、必要な輸送車両を確保する。
物資の積込み・配送	①荷捌き担当は、配送管理スペースに置かれた避難所別の物資を輸送車両に積み込む。 ②輸送担当は、施設・搬路担当から指示を受けた輸送ルートを使い避難所へ物資を配送する。

第２節　食料の供給計画

【目的】

被災者に対して、生命維持に必要最低限の食料を供給する。

【方針】

災害時における被災者及び救助作業従事者等に対して、迅速に食料を供給する。

応急対策の流れ

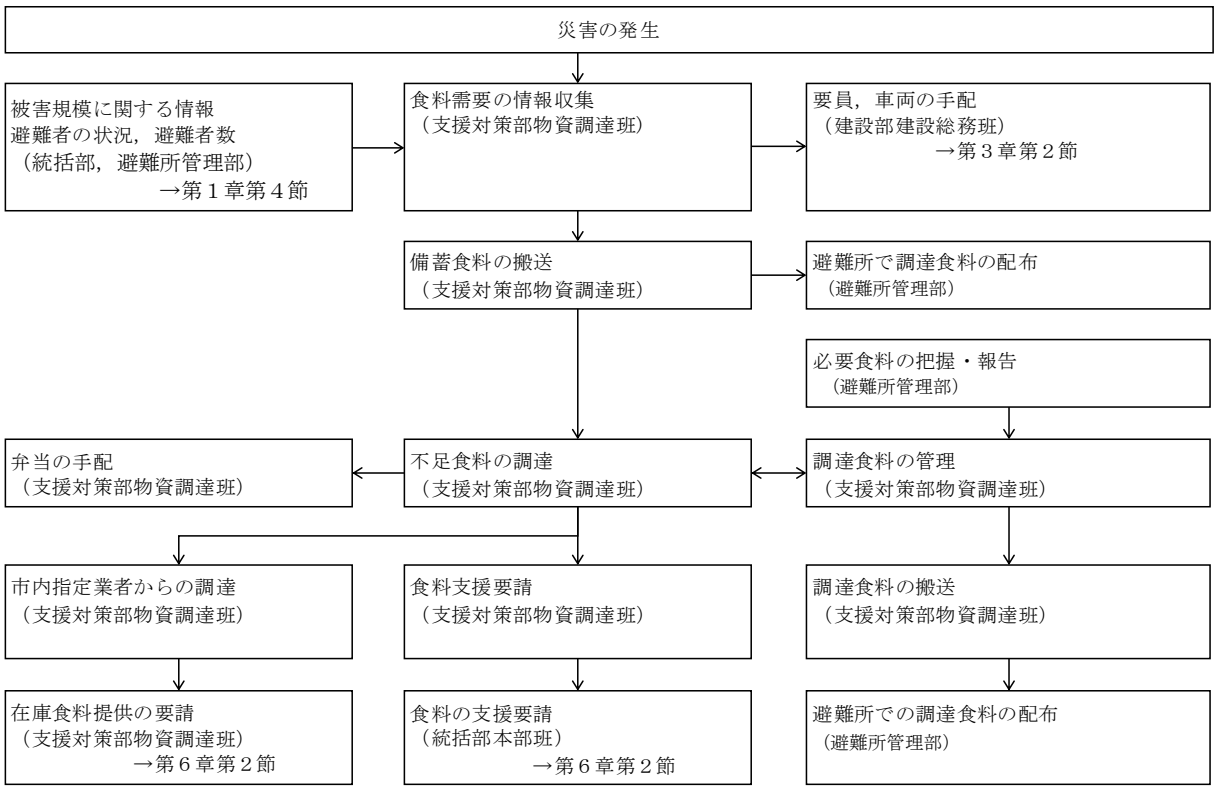

役割分担

１　実施責任

実施責任機関	対　象　者	備　　考
市長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む。以下同じ。）	災害救助法が適用された場合は、県知事が市長に委任する。
作業実施機関、災害発生機関又は市長	災害救助従事者	

2　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 救援食料品の要請 (2) 要員、車両の要請
	支援対策部	(1) 非常用食料の備蓄及び管理 (2) 備蓄食料の避難所までの搬送 (3) 食料の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 (4) 救援食料の要請に関する庶務
	避難所管理部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握及び報告
市民、事業者		(1) 非常持ち出し食料の備蓄 (2) 食料の配布
指定販売業者		(1) 在庫食料の提供 (2) 食料の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運送業者等		食料の搬送に関する協力
ボランティア		食料の搬送、調達、配布に関する協力

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照　法令-第 1-2　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第２　食料供給の方針

1　食料供給の対象者

1	避難所に収容された者
2	病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
3	応急対策活動に従事する者で、食料供給の必要がある者

2　備蓄、調達の方針

災害時における救助用として、食料を次のとおり備蓄し、調達する。なお、被災者 2 日分相当量（うち 1 日は現物備蓄）を備蓄目標とする。

1	食料は、弁当又はパンを基本とし、災害発生直後はアルファ化米又は保存パン等を供給する。なお、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズに配慮した食料の供給を行う。
2	災害発生直後に市が当面の食料を確保するために、市内小売業者と協定を締結し、在庫

	食料を調達する。
3	弁当業者との協定に基づき、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給する。
4	災害発生後、地元弁当業者の体制が整うまでの間は、他の市町等に対して、計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
5	市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。
6	食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
7	避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。

資料編参照

応急-A7-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
6　協定等一覧	締結協定一覧

＜食料の確保＞

確保の方法	食 料 の 内 容
備　　蓄	アルファ化米、保存パン等
調　　達	パン、おにぎり、お茶、弁当、育児用調製粉乳等

第３　備蓄食料の供給

発災当日は、食料の調達が困難なため１日分の応急食料を現物備蓄する。「応急物資備蓄場所一覧表」「食料調達の業務」は下記のとおりである。

資料編参照

応急-B2-4	応急物資備蓄場所一覧表
応急-B2-6	食料調達の業務

第４　食料の調達・搬送

１　弁当の調達

1	弁当を調達する場合は、物資調達班が事前に協定を締結した業者に要請する。協定締結業者及び要請の方法は、「災害救助に必要な給食の調達に関する協定書」に示すとおりである。
2	弁当業者の選定、委託に当たっては、次の点を考慮する。 ①　衛生的に安定した食事を提供できること。 ②　冷却装置を設置していること。（設置していない業者は、温食の供給に限る。） ③　自ら配送体制を用意できること。 ④　調理能力に応じて市内業者を優先し、経済復興に資する。

資 料 編 参

応急-B2-7	食料の調達・搬送

第５　食料の配給

１　避難所での配給

1	各避難所に届けられた応急食料は、避難所担当者が避難者に配給する。
2	避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

２　在宅給食困難者への配給

在宅の給食困難者は、必要な食料（高齢者用等特別の品目を含む。）の数を最寄りの避難所の避難所管理部避難所管理班・学校管理班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

３　必要人数・内容の把握

各避難所の避難所管理部避難所管理班・学校管理班は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困難者に必要な食料の品目及び数量を把握し、巡回搬送してくる支援対策部物資調達班に報告する。

第６　炊き出しの実施

１　炊き出しの目的

1	阪神・淡路大震災のように市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多く、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、早期の実施は不可能である。
2	災害対策本部からの食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食、又は被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。
3	市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊き出しによる支援を行うこともある。

第３節　飲料水の供給計画

【目的】

被災者に対して、生命維持に必要な飲料水を供給する。

【方針】

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができないものに対して、迅速に飲料水を供給する。

応急対策の流れ

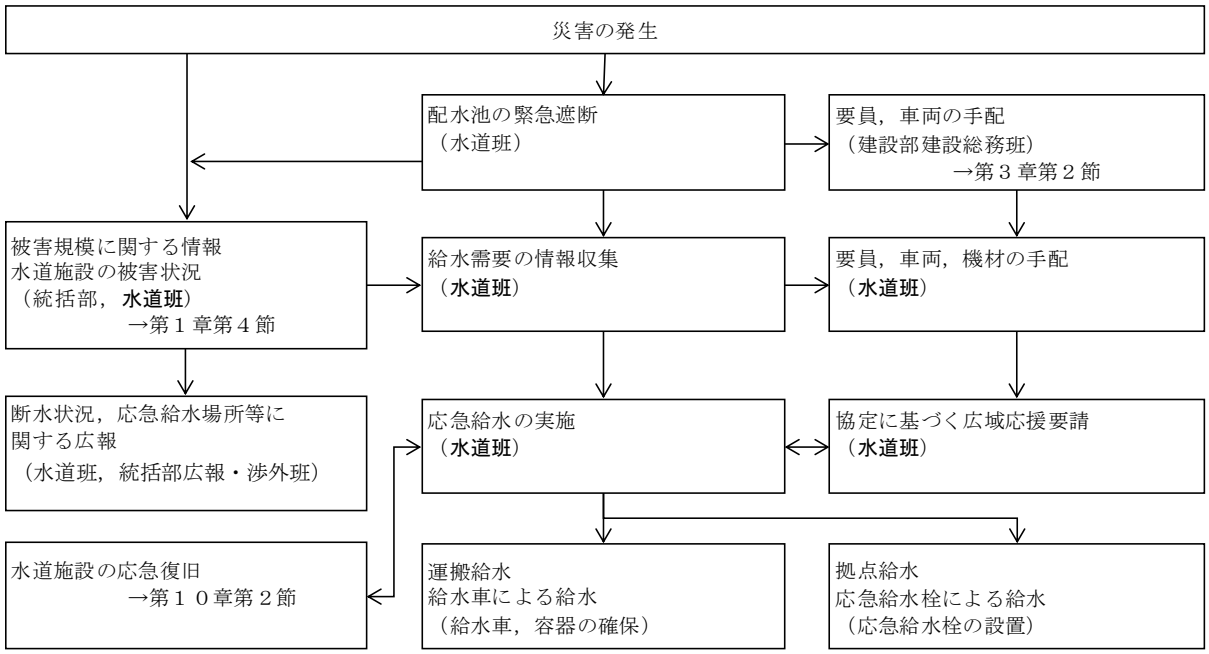

役割分担

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における飲料水供給の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
	水道班	(1) 水道施設の被害状況の把握に関すること (2) 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること (3) 応急給水の実施に関すること (4) 断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
市民、事業所		(1) 発災後３日分（できれば７日分）の非常用飲料水及び容器の備蓄 (2) 風呂の残り水、井戸水等による雑用水の確保

ボランティア	応急給水の協力に関すること

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については、同法に準じて、感染症予防事業その他として実施する。

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照　応急-F1-1　災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準

第２　発災直後の応急給水の実施

１　発災直後の情報の収集

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	用水供給事業体（阪神水道企業団）へ連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
3	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

２　飲料水兼用耐震性貯水槽の利用による応急給水

1	各小学校等に設置されている飲料水兼用耐震性貯水槽の利用は、避難所管理部避難所管理班・学校管理班、上下水道部水道班が応急給水を実施する。
2	緊急停止システムが正常に機能していることを確認したのち、上下水道部水道班から避難所管理部避難所管理班・学校管理班へ連絡する。

３　広報

1	応急給水を実施するに当たり、給水車による給水場所、給水時間を防災行政無線等や広報車で行う。
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

４　応援要請

市内民間給水装置工事事業者	上下水道部水道班は、必要に応じて、芦屋市水道災害応援協定に基づき、芦屋市水道工事業協同組合に応援要請を行う。
他の市町村水道事業体	上下水道部水道班は、独自で応急給水が不可能な場合は、兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、阪神ブロックの代表者を通じて、兵庫県水道災害対策本部（兵庫県企業庁）又は、日水協兵庫県支部に必要な応援要請を行う。
自衛隊	自衛隊には、「第１章　第３節　第３　自衛隊の派遣要請」により、災害対策本部を通じて要請を行う。

5　目標水量と応急給水の目標

応急給水の目標は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。段階が進むにつれて応急給水所を増やし、市民が近い場所から給水を得られるようにする。

地震発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離
地震発生～ 3 日間	3ℓ/人・日	概ね 1 ㎞以内
～10 日間	3ℓ～20ℓ/人・日	概ね 250m 以内
～15 日間	20ℓ～100ℓ/人・日	概ね 100m 以内
～21 日間	被災前の供給量	各戸給水

(1) 給水の方法

1	飲料水兼用耐震性貯水槽からの拠点給水と、給水タンク車による運搬給水を実施する。 なお、飲料水兼用耐震性貯水槽（100t）の設置場所は、以下のとおり。 ①宮川小学校 ②朝日ケ丘小学校 ③浜風小学校 ④山手小学校 ⑤潮見小学校 ⑥山手中学校（＊60t） ⑦岩園小学校 ⑧ミラタップパーク芦屋（総合公園） ⑨精道小学校 ⑩西芦屋町ポケットパーク（＊60t） ⑪打出浜小学校
2	配水管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水車による運搬給水を実施する。
3	各戸への給水仮管からの給水や、宅内仮設給水栓による給水を実施する。

6　応急給水実施の優先順位

病院等の緊急を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。

7　給水拠点の確保

給水拠点	給水拠点は、被災直後は浄水池、拠点配水池で行い、その後、配水管の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やしていく。
給水拠点が被災した場合	浄水場、配水池が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

8　応急給水用資機材の備蓄・調達

応急給水用資機材	災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

応急給水用資機材の調達	被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定を結び調達が容易となるようにする。

＜応急給水用資機材備蓄状況＞

（令和6年4月1日現在）

種　類	容　量	数　量	保管場所
加圧式給水タンク車	1.7t	1台	東館地下駐車場
給水タンク	1t	1台	潮見町浜倉庫
ポリタンク	20ℓ	60個	潮見町浜倉庫
		170個	第一中区配水池
非常用飲料水袋	6ℓ	960枚	東館書庫
応急給水槽（車両搭載用）	1t 0.25t	4袋 5袋	潮見町浜倉庫 潮見町浜倉庫

第４節　生活必需品の供給計画

【目的】

被災者に対して、当面の生活に必要な物品を供給する。

【方針】

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必要品を迅速に供給する。

応急対策の流れ

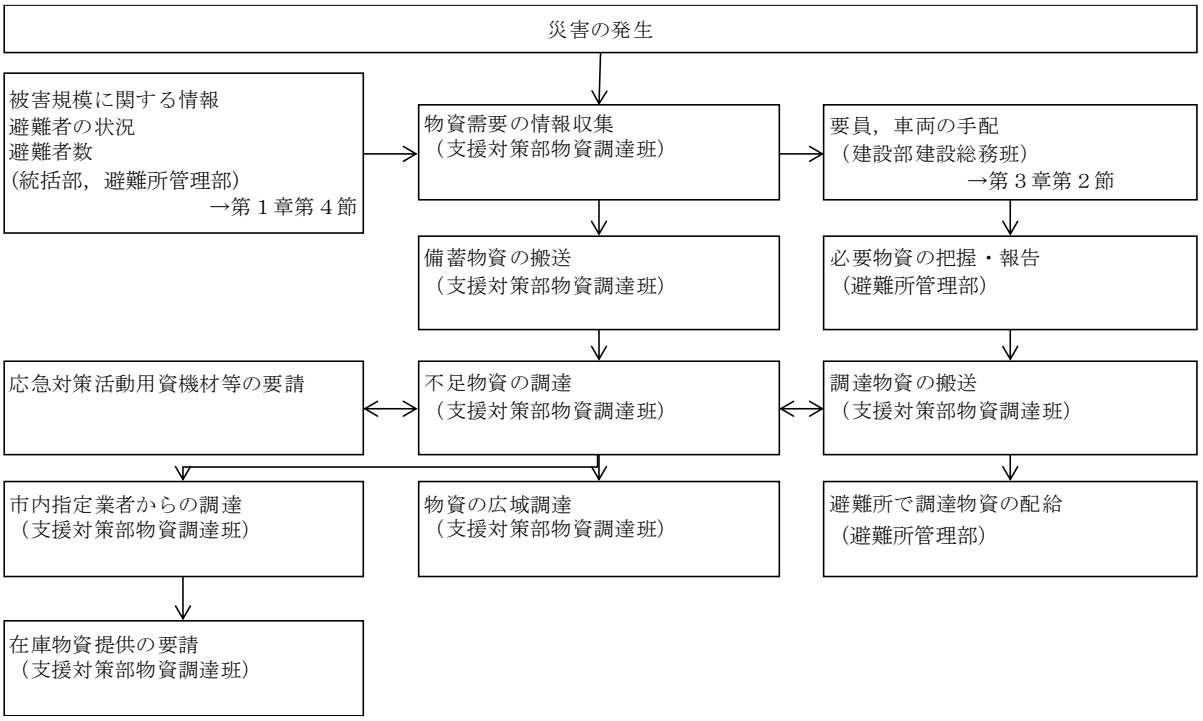

役割分担

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における、被災者に対する給付の実施は、市長が県知事の委任を受けて行う。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者に対する物資供給計画の実施は市長が行う。 なお、災害時における災害救助用物資並びに復旧資材等については、県知事は市長の要請に基づき調整及び調達等を行う。

2　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 救援物資の要請 (2) 要員、車両の要請
	支援対策部	(1) 物資の備蓄及び管理 (2) 備蓄物資の避難所までの搬送 (3) 物資の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 (4) 救援物資の要請に関する庶務
	避難所管理部	(1) 避難所における物資の配布 (2) 必要物資の把握及び報告
市民、事業者		(1) 発災後3日分程度の非常持ち出し品の備蓄 (2) 物資の配布
指定販売業者		(1) 在庫物資の提供 (2) 物資の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運送業者等		物資の搬送に関する協力
ボランティア		物資の搬送、調達、配布に関する協力

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-B2-8	災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準

第２　生活必需品供給の方針

1　応急物資供給の対象者

1	避難所に収容された者
2	災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（自宅等）

2　応急物資の内容

最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。

確保の方法	応 急 物 資 の 内 容
備　　蓄	毛布、ブルーシート
調　　達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、毛布、ブルーシート 冬季用‥‥カイロ 物資集積拠点用‥‥ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）

第３　備蓄物資の供給

備蓄物資の内容	発災当日は物資の調達が困難なため、応急物資を備蓄するように努める。応急物資の備蓄場所及び内容は下記に示すとおりである。
備蓄物資の搬送	「本章　第２節　食料の供給計画」に準じる。

資料編参照　応急-B2-4　　応急物資備蓄場所一覧表

第４　物資の配給

避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所管理班・学校管理班が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。
在宅生活困難者への配給	①在宅生活困難者は、必要な物資の品目及び数を最寄りの避難所の避難所管理班・学校管理班に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所管理班・学校管理班は、避難所収容者及び届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目及び数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる支援対策部物資調達班に報告する。

第７章　自発的支援の受入れ

第１節　災害ボランティア受入れ計画

【目的】

大規模災害時において災害ボランティアの受入れ態勢を整備し、被災者に対する効果的な救援活動を実現する。

【方針】

発災後に災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティアの支援活動を受入れるため、ボランティア活動の調整に関する事項について定める。

応急対策の流れ

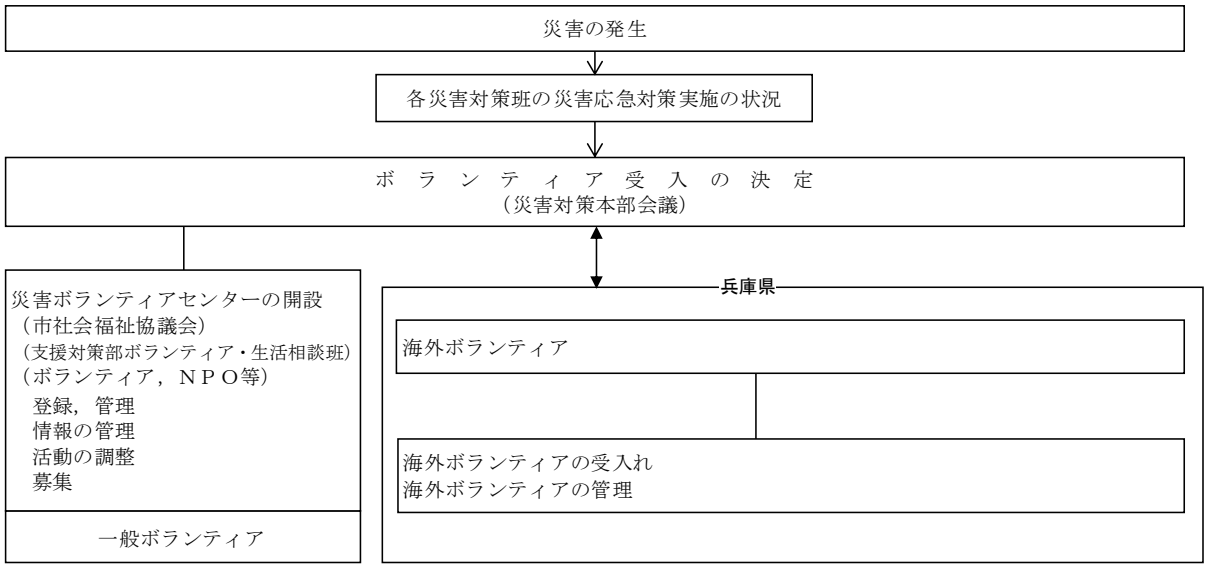

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	ボランティア受入れの指示
	支援対策部	(1) 災害ボランティアセンター運営への支援と協働 (2) 窓口へのボランティア需要や活動状況の報告 (3) 国、県を通じての海外からのボランティア受入れの調整 (4) ボランティア・生活相談班は、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設を要請
	統括部	広報・渉外班は、災害ボランティアセンター等のボランティア募集について協力
	各災害対策部	各災害対策部におけるボランティア需要や活動状況のボランティア・生活相談班への報告
市民、事業所、自主防災組織		市民等は、自ら地域の応急対策活動に協力する。

第１　災害ボランティアセンター

開　　設	① 災害発生後、支援対策部ボランティア・生活相談班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ②ボランティア団体及びＮＰＯ等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③支援対策部ボランティア・生活相談班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。
業　　務	①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティア需要情報に基づき、ボランティア団体及びＮＰＯ等の活動の調整を行う。 ③ボランティア団体及びＮＰＯ等の情報収集及び調整を行う。 ④ボランティア団体及びＮＰＯ等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。 ⑤新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、定期的な健康管理の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

＜災害ボランティア活動支援体制＞

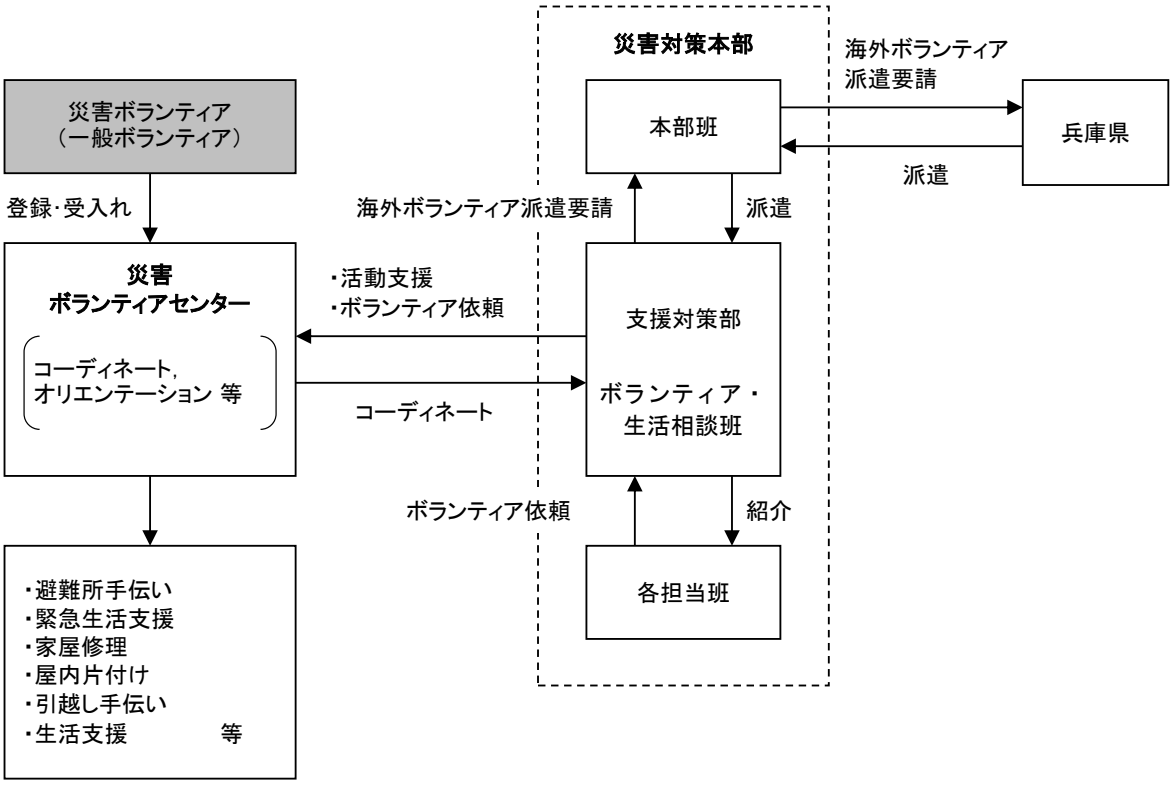

第２　ボランティア受入れ

１　ボランティア

海外からのボランティア	海外からの救援物資の提供や救援隊派遣などの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ）ボランティアの受入れについては、国、県と協議の上、市災害対策本部でその対応を協議する。
防災エキスパート	兵庫県防災エキスパート登録制度を活用し、地震・風水害などの大規模災害時に、公共土木施設等を迅速かつ的確で効果的に災害復旧を図るための被災情報の収集などを支援するボランティア活動を行う。

２　一般ボランティア

ボランティアの協力に当たっては、各災害対策部がボランティア・生活相談班に要請する。要請を受けたボランティア・生活相談班は、災害ボランティアセンター等に依頼する。

1	災害情報、生活情報等の収集、伝達
2	避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
3	救援物資、資機材の配分、輸送
4	軽易な応急・復旧作業

第３　ボランティア活動への支援

1	ボランティア活動が効果的に行えるように、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとつなぐ市の窓口を設置し、情報共有を図ることで連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
2	安全にボランティア活動を行えるように災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティアコーディネーター等がボランティアを希望する人の情報を災害ボランティアセンターに伝え、ボランティアを求める人とつなぎ、ボランティア活動を支援する。
3	ボランティア活動は、あらかじめ活動の前日までに居住地等の市社会福祉協議会でボランティア保険災害特例型への加入手続を行うように呼びかける。

第８章　遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

第１節　遺体対応計画

【目的】

大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体対策を遅滞なく進める。

【方針】

地震災害により行方不明者、死者が発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、これらの捜索、遺体の処理及び収容、火葬等を円滑に推進する。

応急対策の流れ

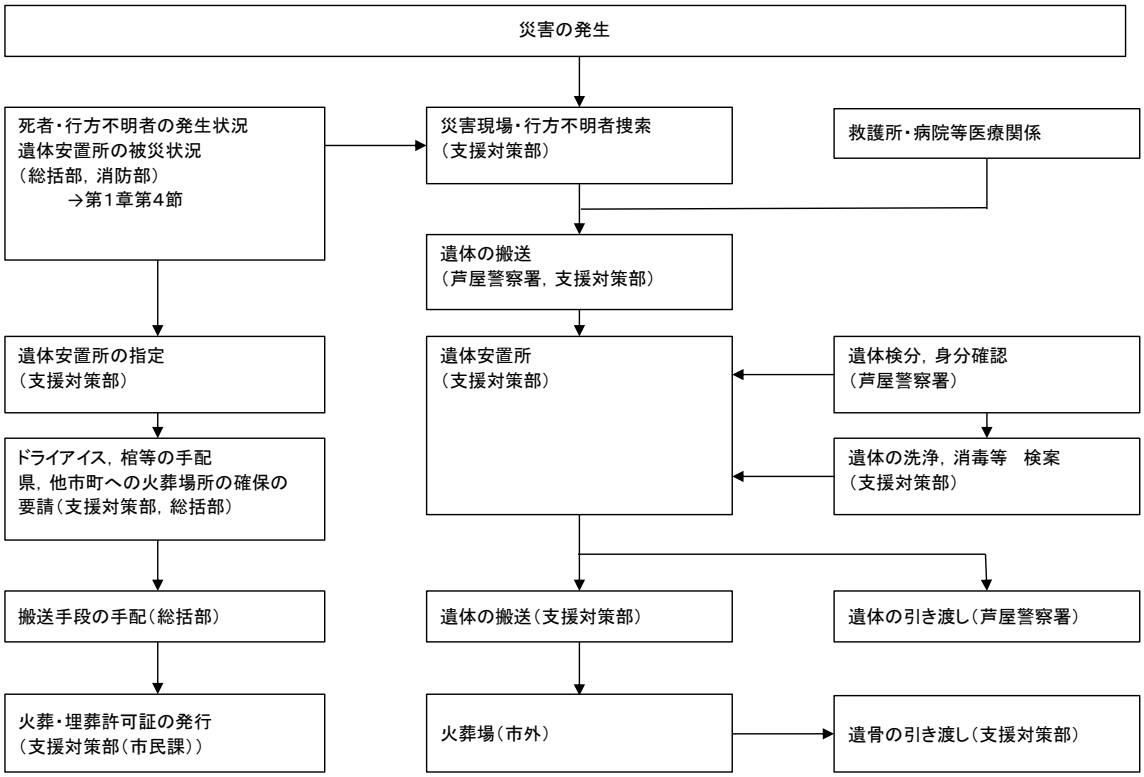

役割分担

１　実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「遺体の捜索、処理（洗浄、縫合、消毒）及び埋葬」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2　役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 遺体の搬送のための車両の調達に関すること
	支援対策部	(1) 関係機関（消防部、警察、病院等）との調整に関すること (2) 火葬・埋葬許可証の発行に関すること（市民課） (3) 遺体安置所の開設と管理に関すること (4) 行方不明者の相談、身元確認に関すること (5) 納棺、遺体の安置、身元不明者に関すること (6) 遺体の火葬場への搬送に関すること (7) 遺骨の遺族への引き渡しに関すること (8) 火葬の実施に関すること（応援要請） (9) 行方不明者の捜索に関すること
芦屋市医師会（芦屋市歯科医師会含む）		(1) 遺体の検案に関すること (2) 遺体の洗浄、消毒に関すること (3) 遺体安置所への医師の派遣
芦屋警察署		(1) 遺体の捜索に関すること (2) 遺体の検分又は検視に関すること (3) 行方不明者相談、身元確認への協力に関すること (4) 身元引受人への遺体の引渡しに関すること
葬儀業者		(1) 納棺用品等必要器材の提供に関すること (2) 納棺用品等必要器材の広域調達の協力に関すること (3) 遺体安置所から火葬場への搬送の協力に関すること
自主防災組織		遺体及び行方不明者の捜索に関すること

第１　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「遺体の捜索」「遺体の処理」及び「遺体の埋葬」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-B6-2	災害救助法による「遺体の捜索」及び「遺体の処理」の実施基準
応急-B6-3	災害救助法による「遺体の埋葬」の実施基準

第２　遺体の収容

発見した場合の措置	①遺体を発見した場合は、速やかに芦屋警察署に連絡する。 ②芦屋警察署は、遺体検分その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は支援対策部）に引き渡す。

資料編参照

様式-B6-1	遺体連名簿

第３　遺体の処理

１　遺体処理のための書類

遺体処理に当たって、書類を整理する。

資料編参照		
	様式-B5-3	遺体処理台帳
	様式-B5-5	遺体・遺骨・遺留品処理票

２　遺体の処理方法

(1) 遺体の処理

遺体の処理は、以下に掲げる範囲内において行うものとする。

1	遺体の洗浄、消毒等の処置
2	遺体の一次保存
3	検案

(2) 資機材等の調達

1	災害発生や事故等発生後、遺体の処理に係わるドライアイス、棺等の資機材を事前計画に従って、速やかに調達する。
2	資機材等の調達が困難な場合は、県に調整を要請するほか、下記に示す団体に協力を要請する。

資料編参照		
	応急-B5-1	遺体処理資機材の調達先

(3) 遺体の身元確認

1	身元が確定した遺体については、引取人に引き渡す。
2	遺体の身元が明らかでない遺体又は確認できない遺体については、警察官から検視調書を受け、その後処理する。

(4) 遺体安置所

遺体安置所は、災害の状況に応じ、避難所等に使用されていない南芦屋浜下水処理場等の公共施設を中心に選定する。

資料編参照		
	様式-B5-2	遺体氏名札

(5) 遺体の処理方法

1	遺体の洗浄、消毒を行い遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳及び遺体・遺骨・遺留品処理票に記録し、遺体安置所に提出するものとする。
2	遺体は一定期間経過後、身元不明で、かつ引き取り手のないときは行旅死亡人として取扱う。
3	遺体処理に要する車両は、以下のとおりである。

（令和６年４月１日時点）

種　　別	車　　種	台　　数	所　　管	備　　考
小型四輪	トラック	2	環境課	薬剤散布車

３　遺体処理の期間

1	遺体処理の期間は原則として、災害発生や事故等発生から 10 日間とする。
2	災害発生や事故等発生から 10 日間で処理が終了しないときは、期間の延長手続（県知事への申請手続）をとる。

第４　遺体の埋葬

死者の遺族において対応が不可能な場合に、支援対策部が対応する。

埋葬・火葬に関する書類	埋葬・火葬を実施するために必要な、「埋葬台帳」の書類を作成する。
埋葬方法	①対象者は、災害によって死亡した者とする。 ②市内の火葬場が稼働していないことが予想されるため、県及び他市町に協力を要請し、火葬場を確保する。 ③遺体の移送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、建設部建設総務班へ確保を依頼する。 ④火葬後の遺骨は、支援対策部遺体安置班が一時保管する。
埋葬の期間	①遺体の火葬・埋葬の期間は原則として、災害発生から 10 日間とする。 ②災害発生や事故等発生から 10 日間で火葬・埋葬が終了しないときは、期間の延長手続（県知事への申請手続）をとる。

資料編参照

様式-B5-4	遺体送付票
様式-B5-6	埋火葬台帳

第２節　感染症対策活動計画

【目的】

災害後の感染症の発生を未然に防止する。

【方針】

災害発生時における感染症対策措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期する。

応急対策の流れ

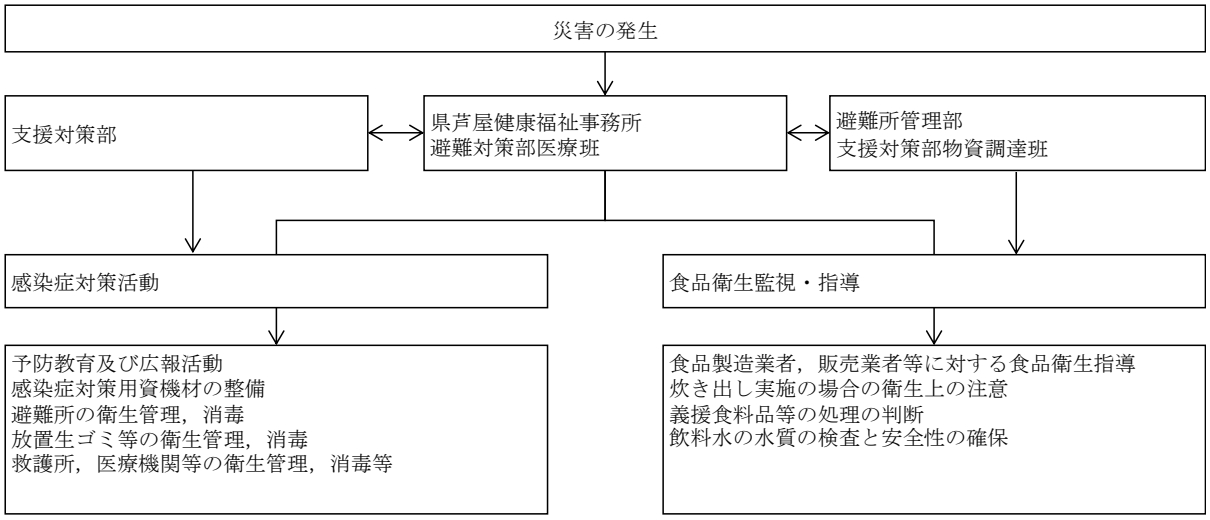

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	広報・渉外班は、感染症対策、食品衛生上の注意事項について市民に広報する。
	避難対策部	医療班は、救護所等の衛生管理、消毒に関すること。
	避難所管理部	(1) 避難所の衛生管理に関すること。 (2) 避難所の食品衛生に関すること。
	支援対策部	(1) 物資調達班は、調達食料品の食品衛生に関すること。 (2) 衛生班は、感染症対策の実施に関すること。 (3) 衛生班は、感染症対策用資機材の調達に関すること。
	上下水道部	家庭用水の供給に関すること。
県芦屋健康福祉事務所		(1) 感染症対策活動の指導に関すること。 (2) 食品衛生監視・指導に関すること。

第１　感染症対策活動

１　予防教育及び広報活動の推進　【支援対策部衛生班】

平時からパンフレット等啓発用資材の整備を図るとともに、これらを使用して市民への予防教育を行い衛生管理の指導に努める。

２　清潔方法　【支援対策部衛生班】

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。

３　消毒方法　【支援対策部衛生班】

被害の状況により、次の事項について消毒方法を施行することとし、そのために必要な感染症対策用薬剤等の備蓄、調達を行う。

1	家屋の消毒
2	便所の消毒
3	ゴミ置き場、溝渠の消毒
4	患者輸送容器などの消毒

資料編参照　応急-B3-1　消毒の薬剤所要量の算出方法

４　ねずみ、昆虫等の駆除　【支援対策部衛生班】

県の指示に基づき速やかにねずみ、昆虫等の駆除を実施する。

資料編参照　応急-B3-2　ねずみ等駆除の薬剤所要量の算出方法

５　家庭用水の供給等　【上下水道部水道班】

県の指示に基づき速やかに家庭用水の供給をすることとし、容器による搬送等現地の実情に応じた方法によって行う。

６　患者等に対する措置

被災地において、入院の必要な新感染症又は、1 類、2 類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、県と協議する。

７　避難所の感染症対策指導等　【支援対策部衛生班、医療班】

「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（兵庫県）等を参考に、避難所、福祉避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、円滑な避難所の開設及び運営体制の構築に努めるとと

もに、県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

８　報告　【支援対策部衛生班】

県芦屋健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害感染症対策所要見込額を報告する。

９　災害感染症対策完了後の措置　【支援対策部衛生班】

災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県芦屋健康福祉事務所を経て県に提出する。

第２　食品衛生監視

災害時における食品の衛生管理について定める。

１　食中毒の防止

支援対策部物資調達班	県芦屋健康福祉事務所に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点（ミラタップパーク芦屋（総合公園）、南芦屋浜下水処理場）に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。
避難所管理部及び支援対策部物資調達班	県芦屋健康福祉事務所に対して食品衛生監視員を避難所に派遣するよう要請し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を受け、改善を図る。
県芦屋健康福祉事務所	市の要請を受け、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

２　食中毒発生時の対応方法

県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

第３節　清掃計画

【目的】

市民の生活環境の保持を図る。

【方針】

災害発生時の廃棄物の収集、運搬、処分及びし尿応急汲取り処分を迅速に行い、被災地の環境整備を促進する。

応急対策の流れ

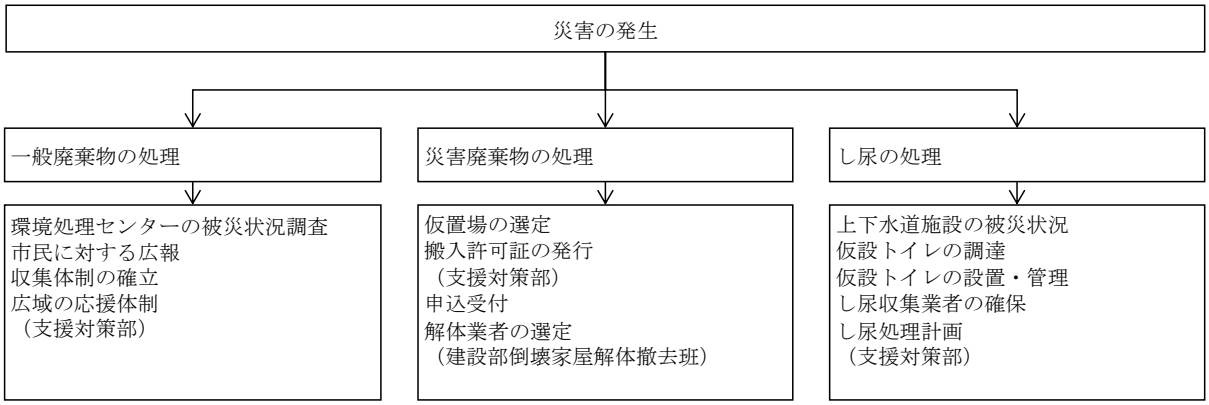

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) ごみ・し尿の収集についての市民への広報 (2) 清掃に関する広域応援要請に関すること (3) 必要人員の臨時雇用の調整
	支援対策部	(1) 被災状況の調査と収集、処分計画の作成 (2) 災害廃棄物（がれき）の発生状況の調査 (3) 災害廃棄物（がれき）集積場所候補地の選定（事前計画）と調整に関すること (4) 備蓄トイレ、レンタル仮設トイレの確保及び設置に関すること (5) 応急汲取りの実施に関すること (6) バキュームカー、汲取り要員の確保に関すること (7) 生活ごみ収集及び処理に関すること (8) ごみ焼却施設の被災調査及び応急復旧に関すること (9) 家屋の解体撤去に関すること（仮置場への搬入まで）
市民、事業所、自主防災組織		(1) 災害発生後、収集を開始するまでごみを出さない (2) 地域の清掃に関すること

第１　被災家屋の処理

災害の程度により、市直営だけでなく、市民による自主解体も考慮に入れる必要があるため、下記のように処理を行う。ただし、公費による家屋解体が認められた場合であり、阪神・

淡路大震災では、大企業（中小企業法適用以外の企業）は、公費解体の対象外になったため、注意が必要となる。

資料編参照　応急-E3-1　　従来の基準

建設部倒壊家屋解体撤去班は、処理の基準を国に確認し、早急に市の方針を決定の上、市民に広報する。また、自主解体に公費負担を認める場合は、可能な限り早急に解体経費を算出し、県と協議の上、市民に広報する。

第２　解体現場における指導

建設部倒壊家屋解体撤去班は、解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。

また、建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言するものとする。

第３　仮置場の配置

支援対策部災害廃棄物処理班は、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場を確保する。

災害発生時の状況により、市内に仮置場を確保することに限界があるため、兵庫県内に仮置場の確保ができるよう県に協力要請を行う。

第４　仮置場の運営計画

１　人員・誘導等

仮置場の運営は、下記に基づき行う。

支援対策部災害廃棄物処理班は、仮置場に必要人員を配置し、搬入車両を誘導し、ごみの種類ごとに指定の場所に降ろすよう指示をする。

資料編参照　応急-B4-3　　仮置場の運営計画

２　搬入許可書の発行

解体現場から仮置場又は最終処分場への搬出に際して、市内の廃棄物であることを証明する災害廃棄物搬入許可書を発行する。

搬入許可書は、期間の経過とともに偽造されるおそれがあるため、許可書を変更するなどの偽造防止を講ずる。

第５　排出ルール（ごみの分別等）

一般廃棄物の排出場所は、通常のごみステーションとし、災害廃棄物は、別途指定する。

1　廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、下記のとおり分類することができる。なお、災害廃棄物（がれき）の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

資料編参照　応急-B4-4　排出ルール

2　廃棄物の収集等

(1) 一般廃棄物の収集、処分

「通常の一般廃棄物」及び「災害により発生する一般廃棄物」については、市の通常の処理及び他市の応援、許可業者など民間収集業者の協力により、支援対策部災害廃棄物処理班が処理処分を行う。

収　　集	①人員の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。 ②被災状況により、交通の支障箇所などを早期に確認し、臨時収集計画により収集する。 ③収集体制が不十分な場合は、周辺自治体、廃棄物処理業者への協力要請を行う。 ④パイプライン収集地域については、被災状況の把握に努め、早期の復旧に努める。 ⑤当初の収集は、許可業者など廃棄物運搬業者に協力を要請する。
処　　分	可燃物の処理を参照（第 7-6　処理計画）

(2) 災害廃棄物の解体、運搬、処理処分

「災害により発生する災害廃棄物」については、自衛隊、土木建築・解体業者などの協力を求めて解体、運搬を行い、処理処分については、周辺自治体、産業廃棄物処理業者、大阪湾広域臨海環境整備センターなどの協力を求める。

第６　ごみ発生量の推計

災害発生後、支援対策部災害廃棄物処理班は、被害状況の把握に努め、ごみの発生量を推計する。

資料編参　応急-B4-2　ごみ発生量の推計

第７　処理計画

1　処理方針

一般廃棄物及び災害廃棄物は、分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

特に、災害により発生する災害廃棄物については、仮置場の確保が最小限となるため、仮

置場での分別作業スペースの確保が困難と予測されるので、建設部倒壊家屋解体撤去班及び支援対策部災害廃棄物処理班は、解体現場で分別を徹底するよう指導する。

焼却対象ごみ	可燃物
リサイクル対象ごみ	①不燃ごみ（金属くず→選別後、リサイクル） ②粗大ごみ（木材→破砕処理後、合板又は製紙原料） ③畳（茶畑等の肥料） ④コンクリートガラ（→再生砕石、埋立用材） ⑤混合ガラ（木くず混じりのガラ→セメント原料） ⑥テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機（→リサイクル） ⑦パソコン（→メーカーリサイクル）
処理方法が異なるごみ	①フロンガス使用家電製品（→専門業者処理） ②その他ごみ（消火器等→専門業者処理）

2　対象処理量の把握（推計）

災害発生後、対象処理量を推計する。

3　可燃物、不燃物の量の区分

対象処理量は、可燃物、不燃物に区分して推計する。

推計が不可能な場合、水害の場合は、重量比で可燃 60%、不燃 40%を目安とする。また家電類は別途、発生数量（台数等）を把握する。ただし、水害以外の場合は、重量比で可燃 20%、不燃 80%を目安とする（阪神・淡路大震災の事例による）。

4　仮置場への搬入

仮置場では、可燃・不燃・家電製品等にできるだけ細分化して分別する。また、搬入される廃棄物のうち、不燃物については、可能な限り現場で区分し、金属類の回収を行う。

効率的に搬出できるよう可燃物（可能な範囲で、木くず、畳、一般ごみに区分）、不燃物に区分する。また、家電製品は、別途区分して仮置きする。

5　分別・破砕の実施

混合ごみ等について、仮置場において、可燃・不燃・家電製品等に分別する。また、粗大ごみ（机、タンス等）については、減容化のため、破砕処理を行う。現地で重機等による粗破砕処理が必要であり、量が多い時は、破砕機を設置する。

6　可燃物の処理

不燃物は、廃棄物処理業者による域外処理委託をする。

1	自己処分を原則として、環境処理センターの稼働を確保する。
2	収集量に焼却量が追いつかないとき及び不燃、粗大ごみの選別破砕能力を超えたときは、場内に仮置きを考慮すると同時に可燃物は、県下の他市町や近隣府県の市町へ応援を求める。

７　不燃物の処理

金属くず等リサイクル可能なものを極力回収したのち、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分する。

８　家電類の扱い

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機については、家電リサイクル法に基づきリサイクルする。

リサイクルが困難な状態のもの及び上記 6 品目以外のものについては、従来からの廃棄物処理（粗大ごみとしての破砕・分別処理等）を行うとともに、フロン類及び金属類の回収処理を行う。

リサイクル費用は、現在、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象になることから、災害発生時点で対象となるか確認を行う。

９　環境汚染が懸念される廃棄物の処理

アスベストなどの有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）などの規定に従い、適正な処理を進める。

１０　仮置場への搬入ルールの市民・業者への周知

仮置場への搬入については、可燃・不燃・家電製品等に細分化して分別するため、市民や業者に対して、分別の種類等を情報発信し、周知することで、搬入の積込み時に分別を行うなど配慮を促す。

第８　応援の要請

市は、近隣市町等の応援のみでは対応が困難な場合は、協定書に基づき、支援対策部災害廃棄物処理班が速やかに県に対して広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行う。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、芦屋市社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第９　仮設トイレの配置計画・管理計画

避難所を設置し、水道が使用できない場合等は、支援対策部衛生班は仮設トイレを設置する。また、定期的に汲み取りを行う。

仮設トイレ及びその他資機材の備蓄

大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、これに備え、仮設トイレを備蓄する。

その他資機材の備蓄は次のとおりである。

資料編参照　応急-B2-2　　地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表

第１０　市民への広報

仮置場付近の市民へは、十分に説明を行い、理解を求める。

状況によっては、関連自治会を経由して防塵マスクの配布なども考慮する。

市民に対する広報は、統括部広報・渉外班が実施し、車両及び（株）ジェイコムウエスト広報チャンネルにより、収集計画、ごみを出す際の注意事項を広報する。

広報を行う項目は、概ね次の事項とする。

1	収集の曜日
2	収集する品目
3	ごみステーションの位置
4	注意事項（収集日以外は、ごみを出さないこと及び分別の徹底など）

第１１　海洋不法投棄の防止

災害により発生した災害廃棄物（がれき）などを海洋への不法投棄を防止するため、海上保安庁等の機関と連携を密にし、監視体制の強化と不法投棄防止対策を講ずる。

第１２　一般廃棄物処理施設の復旧

一般廃棄物処理施設が被災した場合、復旧に当たっては、事故防止など安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。

一般廃棄物処理施設は、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第１３　水害廃棄物の発生量推計方法

「芦屋市災害廃棄物処理計画（平成 18 年 3 月）」に基づき、水害発生後、被害状況の把握に努め、被害状況等から、発生量を推計する方法は下記のとおりとする。

資料編参照　応急-B4　-5　震災廃棄物の処理の基準

第４節　保健衛生計画

【目的】

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

【方針】

健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

応急対策の流れ

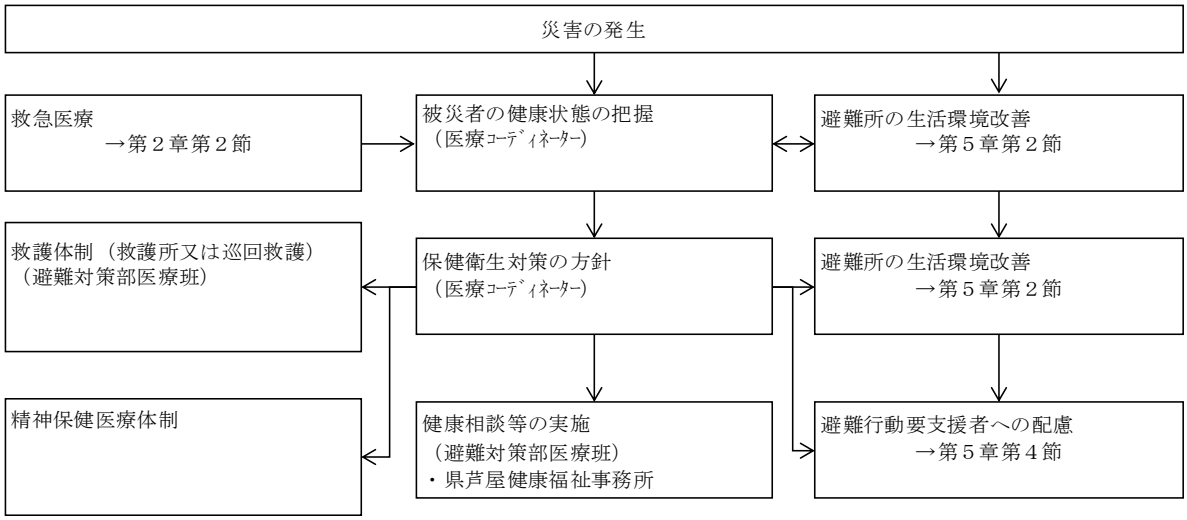

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	保健衛生対策の実施についての市民への広報
	避難対策部	(1) 医療班は、被災者の救護活動の実施に関すること (2) 健康相談の実施に関すること
	避難所管理部	(1) 避難所の環境改善の実施に関すること (2) 要配慮者への配慮に関すること
	医療コーディネーター	(1) 被災者の健康状態の把握に関すること (2) 保健衛生対策の方針決定に関すること
	支援対策部	避難所等の衛生対策の実施に関すること

第１　健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、避難対策部医療班及び県芦屋健康福祉事務所が連携をとりながら実施する。

巡回健康相談等の実施	①避難所や被災家庭での二次的な被害を被ることを避けるため、生活環境の整備や被災者のなかで、ケアの必要な人々を確実に把握するよう、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。 ②応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、日常生活への移行が進むよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。 ③県芦屋健康福祉事務所は、サービスの提供に向け保健・医療・福祉等について市に助言を行うとともに、各関係機関及び関係者との連携を図るためのコーディネートを行う。 ④巡回健康相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、医療やケアの必要な人に継続したサービスが提供できるよう、被災者のストレスなど心の問題を含めた相談体制の充実や健康増進支援に努める。そのためにも、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム、保健・医療・福祉等関係機関、ボランティアとの連携･コーディネートを図る。
巡回栄養相談の実施	①県芦屋健康福祉事務所及び避難対策部医療班は相互に協力して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 ②県芦屋健康福祉事務所は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について市に助言を行う。 ③避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。 ④巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者を始め、被災者の栄養状態の把握に努める。

第２　精神保健医療対策

災害直後の精神科医療の確保と災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確保する。

災害直後に既存の医療機関が対応できない場合は、必要に応じて県に「ひょうご DPAT」活動拠点本部の設置を要請する。県芦屋健康福祉事務所は、その調整を行う。避難対策部医療班及び避難所管理部又は教育委員会災害対策部は、これに協力する。

精神保健医療は、次の対策を実施する。

1	精神科夜間診療体制や精神科、救護班の巡回派遣の確保
2	こころのケア体制の整備
3	こころのケアに対する相談・普及啓発活動
4	児童、生徒のこころのケア

第３　こころのケア対策の実施

１　被災者等のこころのケア対策

1	市は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。
2	精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行うこととする。 また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。
3	既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」の派遣を芦屋健康福祉事務所を通じて要請する。

第９章　社会秩序の維持・物資の安定供給

第１節　社会秩序の維持計画

【目的】

災害により被災者が精神的に不安定となっている状況のなかで、流言飛語や社会混乱を防ぎ、社会秩序を維持する。

【方針】

被災地及びその周辺（海上を含む。）においては、警察、県・市町等の行政機関、自主防犯組織、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う等総合的な災害対策を推進し、安全確保に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	広報・渉外班は、災害に関する正確な情報を市民に伝達する。
	消防部	パトロールを実施する。
	各災害対策部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施する。
芦屋警察署		流言飛語等の取締り及び防犯パトロールを実施する。
市民、事業所、まちづくり防犯グループ		(1) 災害に関する正確な情報を入手する。 (2) まちづくり防犯グループは、地域において防犯パトロールを実施する。

１　災害警備

1	消防部は、芦屋警察署と協議し、防火パトロールに併せて防犯パトロールを実施する。
2	海上のパトロールについては、海上保安庁等の機関にパトロールの強化を要請する。
3	自衛隊は、防災関係機関と連携し、必要な支援を行う。

２　社会秩序維持のための対策

災害対策本部による広報内容、手続	統括部広報・渉外班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。
供給物資の迅速・均等な配分の実施	支援対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の災害対策部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。
正確な情報の入手	市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又は報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされることがないよう留意する。

3　自主防犯組織

まちづくり防犯グループは、自ら防犯パトロールをし、地域の安全を維持する。

第２節　物価の安定・物資の安定供給計画

【目的】

被災地内で物資を安定供給して生活の維持を図る。

【方針】

生活必需品等の物価が高騰、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報・渉外班は、物資供給に係わる正確な情報を市民に伝達する。 (2) 電話応対班は、市民からの苦情等の情報を収集する。
	支援対策部	(1) ボランティア・生活相談班は、市民からの苦情等の情報を収集する。 (2) 物資調達班は、商業施設等の被害状況、営業状況の調査の実施に関すること。 (3) 物資調達班は、商業者に対する営業再開の要請等に関すること。 (4) 物資調達班は、商業者の営業再開を支援するための災害対策本部内の連絡調整に関すること。 (5) 物資調達班は、商業者に対する物価安定に関する要請等に関すること。
商業者等		(1) 店舗等の早期の営業再開 (2) 物価安定のための営業努力
物価調査モニター		価格状況のモニターの実施
市民		(1) 物資供給に関する正確な情報を入手する。 (2) 災害発生後の買い占めなどがないよう、事前の備蓄を行う。

１　量販店等の営業状況調査等の実施　【支援対策部物資調達班】

県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための災害対策本部内の連絡調整等の対策を講じる。

２　営業努力の要請　【支援対策部物資調達班】

市内の量販店、商店街、生活協同組合コープこうべ、芦屋市商工会等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

３　物価の監視　【支援対策部物資調達班】

物価監視・苦情窓口	統括部電話応対班、支援対策部ボランティア・生活相談班に寄せられる電話、物価調査モニター等の協力等による通報により、物価の実態に関する情報収集に努める。
県への要請	県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給、流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

第１０章　施設・設備及びライフラインの応急復旧活動

第１節　施設、設備の応急復旧活動計画

【目的】

応急対策活動を迅速に実施していくため、施設、設備の早期復旧を図る。

【方針】

災害発生後、応急対策活動を実施する上で必要となる施設、設備の被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握
	建設部	施設管理班は、市庁舎等防災拠点を最優先に応急復旧する。
	各災害対策部	⑴ 各災害対策部所管施設、設備の被害状況の把握 ⑵ 各災害対策部所管施設、設備の応急復旧措置に関すること。
建設業組合等		施設、設備の応急復旧の協力に関すること。
防災関係機関		各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること。

第１　市の施設、設備の応急復旧

１　市の施設、設備の応急復旧活動

1	市の管理する施設、設備等の管理者は、公共施設の緊急点検を実施する体制を確保する。
2	災害後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。
3	被害の状況に応じて応急復旧にとりかかる体制を確保する。

２　市の施設、設備の応急復旧活動の支援要請

市の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業組合等に支援要請を行い、復旧を図る。

３　防災拠点となる施設、設備の早期応急復旧

1	災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、施設、設備の応急復旧を実施する。
2	災害対策本部、病院等の応急対策活動に必要な拠点施設につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

４　代替施設、設備の確保

災害応急対策の拠点となる市の施設、設備で被害状況から早期の応急復旧が困難であると判断される場合、代替施設や代替設備の調達を行う。

災害規模が大きく、市だけでは調達できない場合は、県及び関係機関、建設業組合等の協力を得て調達を行う。

第２　関係機関の管理する施設、設備の応急復旧

１　関係機関の管理する施設、設備の応急復旧活動

1	防災関係機関の管理する施設、設備の応急復旧状況を確認する。
2	防災関係機関の施設と市の防災拠点につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

２　関係機関の管理する施設、設備の応急復旧の確認

防災関係機関の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業組合等に支援要請を行う。

第２節　ライフライン応急復旧活動計画

【目的】

市民が健全な生活を維持していくために、ライフラインの早期復旧を図る。

【方針】

災害発生後ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること。 (2) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の広報に関すること。 (3) ライフライン事業者との復旧方針の調整に関すること。 (4) ライフライン復旧拠点の選定に関すること。
	上下水道部	(1) 上水道施設の応急復旧に関すること。 (2) 公共下水道の応急復旧に関すること。 (3) 下水処理場の応急復旧に関すること。
大阪ガスネットワーク（株）		ガス施設の応急復旧に関すること。
関西電力（株）及び関西電力送配電（株）		電力施設の応急復旧に関すること。
西日本電信電話（株）		公衆電気通信設備の応急復旧に関すること。

第１　ライフライン応急復旧の調整

１　ライフライン情報の収集・提供

ライフライン被害情報の収集のための体制の確保	各ライフライン関係機関は、「第１章　第４節　災害情報の収集・連絡計画」により、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。 統括部情報記録班は、収集した情報を整理し、広報及び調整会議等の資料とする。
市民へのライフライン情報の提供のための広報の実施	統括部広報・渉外班は、情報記録班が整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。
報道機関へのライフライン情報の提供	統括部広報・渉外班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。
各ライフライン関係機関への情報提供	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

2　ライフライン復旧の調整

ライフラインの総合的復旧のための調整会議の開催	「第１章　第３節　第１　防災関係機関との連携」に基づき、建設部現地情報班は、必要に応じてライフライン連絡調整会議を招集する。
ライフライン復旧調整会議での協議事項	①被害状況等の報告 ②工事のスケジュール調整 ③資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整 ④その他必要な事項

3　ライフライン復旧拠点の選定

1	復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保
2	地震後の空地利用状況調査の手順の策定
3	ライフライン復旧拠点の選定
4	ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理

第２　水道施設の復旧計画

1　初動体制

上下水道部における初動体制によるが、災害発生後は応急給水を優先する。

2　発災直後の情報の収集・提供

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	用水供給事業体（阪神水道企業団）へ連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
3	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
4	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

3　広報

1	応急復旧を実施するに当たり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力を依頼し、テレビ、ラジオ等による情報提供を行う。

4　応援要請

独自で応急給水が不可能な場合は、兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、阪神ブロックの代表者を通じて県水道災害対策本部（県企業庁）又は日水協兵庫県支部に必要な応援要請を行う。民間事業の応援が必要な場合は、芦屋市水道災害応援協定に基づき、芦屋市水道工事業協同組合へ応援要請をする。

5 応急復旧の基本方針

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

復旧計画	復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。 なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
給水装置の復旧活動	公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。 なお、給水に支障を来すものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。

本市水道の貯水池、配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧班の編成連絡等の事項を定める。

6 応急復旧の目標

阪神・淡路大震災においては、応急復旧に6週間を要したが、同規模の災害においても3週間で完了することを目標として対策を講ずる。

7 応急復旧用資機材の備蓄・調達

応急復旧用資機材	災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。応急復旧用資機材設置場所は、上下水道部芦屋浜資材倉庫とする。
応急復旧用資機材の調達	被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定に基づき調達する。

第３　下水道施設の復旧計画

１　初動体制

(1) 下水道班及び下水処理場班の設置

災害発生後は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、上下水道部に下水道班及び下水処理場班を設置する。

(2) 動員体制

非常配備体制の確立	災害時には、各班において次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。 ①市民への対応 ②被害状況の把握 ③その他関連機関との情報交換等
勤務時間外動員体制	勤務時間外に災害が発生した場合、下水道課では、あらかじめ数人の職員を指定しておき、これらの職員を中心として初動体制を確立する。 さらに、被害状況に応じ、定められた災害時集合場所に参集し、応急対策に従事する。 また、下水処理場では、緊急連絡網により、職員の初動体制を確立し、勤務時間外を業務委託している業者と協同し、下水処理場班が設置されるまでの間、対応する。

(3) 情報収集

マニュアルに基づき、下水道施設及び関連施設からの情報収集を行う。

下水道施設の情報収集	災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。 ①処理場施設の被害状況 ②管渠施設の被害状況 ③排水設備の被害状況
関連施設からの情報収集	災害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。 したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて情報収集する。 ①河川施設の被害状況 ②水道施設の被害状況 ③ガス施設の被害状況 ④道路被害状況及び交通情報 ⑤電気通信障害に関する情報 ⑥関連業者の稼働状況
各ライフライン関係機関への情報提供	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

(4) 伝達体制

上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段

を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。

2 応急対策

災害復旧資機材の整備・調達	災害発生時必要とされる復旧資機材は分割･保管し、災害発生後直ちに使用可能な状況であるようにしておく。しかし、災害復旧時に資機材等が不足した場合は、他の市町、業者等から調達する。
下水道施設被害調査	処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の市町職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。
応急復旧の基本方針	下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。 また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。
応急復旧方法	①処理場・ポンプ場 運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。 ②管渠 流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。 ③排水設備 市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し､修理の対応可能な施工業者を紹介する。

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、兵庫県、他の市町、関連機関、建設業組合等及び芦屋市排水設備指定工事店等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

第４ ガス施設の復旧計画 【大阪ガス株式会社】

名　　称	所　在　地	連絡電話番号
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4丁目5－3	TEL　078-303-8600【自治体専用】 FAX　078-303-7864【自治体専用】 TEL　0120-719-424【ガス漏れ専用電話】

1 応急対策

災害が発生した場合、「災害対策規程」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

兵庫事業部の供給エリア内で風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、兵庫事業部内に災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策要員の確保

災害時は「災害対策規程」に基づき、緊急呼出し装置等により要員を呼び出す。

必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立し、呼出しをする。

(3) 情報の収集伝達

情報の収集	風水害時は気象情報の収集に努める。 本社で集約した情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造所、各事業所へ伝達され、必要な措置を講ずるシステムになっている。
関係機関との情報交換	災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を、専用線等により防災関係機関に対して伝達する。 ①被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等 ②支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量 また、必要に応じて大阪ガスネットワークより連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

(4) 復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(5) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要に応じてお客様に対し、テレビ・ラジオ等の情報機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報する。

(6) 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このため、被災箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害のおそれがある場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

この場合も、被害のない地域についてはガスの供給を継続する。

2　復旧対策

復旧計画	災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

復旧要員の確保	社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワーク単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。
他機関との協力体制	復旧を促進するため、地域防災機関、防災機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。また、復旧用地（ガス供給設備の復旧活動に資するための前線基地等の用地）については、自社用地を活用しつつ、被害状況を勘案し、必要となった場合は、市災害対策本部に復旧用地の確保について要請を行う。

第５　電力施設の復旧計画　【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】

関西電力及び関西電力送配電の各機関は、災害により機能が停止した電力の早期復旧のため、次のとおり応急対策を実施することとする。

名　称	所　在　地	連絡電話番号
神戸本部 阪神配電営業所	尼崎市西長洲町２丁目 33 番 60 号	（平日・休日・夜間） ０８００―７７７－３０８１

１　災害応急対策に関する事項

(1) 対策組織要員の確保

1	夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
2	対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに参集する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく

(3) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

ア　情報の収集報告

(ｱ) 一般情報

1	気象、地象情報
2	一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
3	社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
4	その他災害に関する情報（交通状況等）

（ｲ）関西電力及び関西電力送配電被害情報

1	電力施設等の被害状況及び復旧状況
2	停電による主な影響状況
3	復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
4	従業員等の被災状況
5	その他災害に関する情報

イ　情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ　通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(4) 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

調達	予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 ①現地調達 ②対策組織相互の流用 ③他電力会社等からの融通
輸送	復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。
復旧用資機材置場等の確保	災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア　広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ　広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(8) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
通信設備	共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ　災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

2　災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

①　地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

1	復旧応援要員の必要の有無
2	復旧要員の配置状況
3	復旧用資機材の調達
4	復旧作業の日程
5	仮復旧の完了見込
6	宿泊施設、食糧等の手配
7	その他必要な対策

②　本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第６　電気通信施設の復旧計画　【西日本電信電話株式会社】

災害時における電気通信設備の維持並びに被害を迅速かつ的確に復旧を行い、通信の確保を図るための災害応急対策に関する計画は、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところに従い対処するものとする。

１　担当機関

芦屋市地域における電気通信設備の災害予防、準備警戒、情報伝達、復旧活動等の応急対策については、西日本電信電話株式会社兵庫支店が担当する。

２　電気通信施設の所在地、名称

名　　称	所　在　地	連絡電話番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16 階	設備部災害対策室 TEL　078-393-9440 FAX　078-326-7363

３　災害時の活動体制

災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

４　災害対策本部の設置

災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他状況により、災害応急対策及び、災害復旧を実施する。

名　　称	所　在　地	連絡電話番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 4 階	災害対策本部室 （設備部災害対策室） TEL　078-393-9440 FAX　078-326-7363

5　災害対策本部の組織及び所掌事項

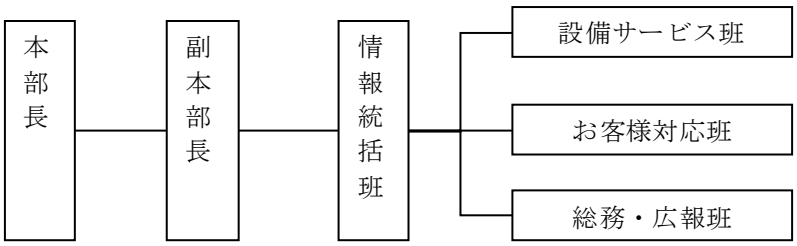

所　掌　事　項	①情報統括班 災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。 また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整 ②設備サービス班 被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施 ③お客様対応班 ユーザへの対応 ④総務・広報班 社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、 兵站活動、報道対応

6　電気通信サービスの確保

災害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合、又は被災するおそれのある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

7　応急復旧

(1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

1	自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
2	衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
3	電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
4	応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

5	非常用可搬形ディジタル交換装置の運用
6	臨時・特設公衆電話の設置
7	停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

1	通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
2	非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
3	被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
4	「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。
5	一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。 （ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）
6	ＮＴＴ西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。

提供の開始	①災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のため通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合開始する。 ②被災地の方は、本人、家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板（web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。
伝言の条件等	①災害用伝言ダイヤル（171） ◇登録できる電話番号（被災地電話番号）……加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯番号の電話番号 ◇伝言録音時間 …… 1伝言あたり30秒間録音 ◇伝言保存期間 …… 提供終了まで ◇伝言蓄積数 …… 1電話番号あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。 ②災害用伝言板（web171） ◇登録可能な伝言…… 定型文及びテキスト情報（伝言1件あたり100文字） ◇伝言登録数 ……伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される） ◇伝言板(伝言メッセージボックス)数……●利用者情報なしの場合：1 件 ●利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要 ◇伝言保存期間 ……提供終了まで（ただし最大で6ヵ月） ◇伝言のセキュリティ……伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能 ◇伝言通知機能……利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセー

	ジの通知を行うことができる。
提供時の通知方法	①テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。 ②電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」をご利用して頂きたい旨の案内を流す。 ③避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 ④防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

(5) **復旧順位**

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて、下記の電気通信サービスの復旧順位を参考として、適切な措置により回線の復旧を図る。

＜電気通信サービスの復旧順位＞

	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、（別表）新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの。

第１１章　二次災害の防止活動

第１節　土砂災害対策計画

【目的】

降雨等による土砂災害、浸水等に備え、二次災害防止施策を講じる。

【方針】

降雨等による二次的な土砂災害危険箇所等（土砂災害危険箇所等とは、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害（特別）警戒区域等の法指定区域、山腹崩壊危険区域及び崩壊土砂流出危険区域）の点検は、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	避難指示等の発令
	統括部	避難指示等の市民及び関係機関への伝達に関すること。
	建設部	(1) 土砂災害危険箇所等の巡視・調査に関すること。 (2) 土砂災害危険箇所等の応急復旧に関すること。
	消防部	(1) 土砂災害危険箇所等の巡視に関すること。 (2) 避難指示等の市民への伝達に関すること。
国土交通省六甲砂防事務所 県西宮土木事務所 県六甲治山事務所		(1) 土砂災害危険箇所等の調査に関すること。 (2) 土砂災害危険箇所等の応急復旧に関すること。
消防団・自主防災組織		避難指示等の市民への伝達に関すること。
建設業組合等		土砂災害危険箇所等の調査及び応急復旧の協力

第１　土砂災害等対策の基本方針

建設部及び消防部は、災害発生直後に国土交通省六甲砂防事務所、県西宮土木事務所、県六甲治山事務所と連絡をとりながら、降雨等による二次的な土砂災害危険箇所等の点検を、専門技術者等を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第２　二次災害防止のための応急復旧対策の実施

１　点検調査及び応急工事等の実施

1	土砂災害危険箇所等の点検は、危険が想定される個所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
2	土砂災害危険箇所等点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。
3	二次災害のおそれがある場合、「第５章　第１節　避難誘導計画」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。
4	二次災害が防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。 ①仮排水路の設置 ②不安定土砂の除去 ③ブルーシートによる崩壊面の被覆 ⑤土のう積み ⑥仮設防護柵の設置

２　市民への広報

二次災害に関する情報は、「第４章　第１節　被災者への情報伝達活動計画」に基づき、次の事項を市民に伝達する。

1	二次災害の発生が予想される箇所
2	避難場所
3	避難時の注意事項、携行品等

第３　警戒体制

１　海面等の監視

監視員の配備	海面等の監視には、消防部が当たる。
量水標等の設置箇所	「注意報・警報の種類、位置及び水位」に示す。

２　土砂災害に関する監視

土石流の予想される箇所への監視	国土交通省六甲砂防事務所は、土石流の予想される７箇所にワイヤーセンサー（土石流発生感知装置）を設置し監視を行う。 この装置は、土石流によりワイヤーセンサーが切断されると、市民に知らせるためのサイレンが鳴り、本市には、消防本部（0797-32-2345）に対して、電話により自動的に連絡が入る仕組みになっている。 ワイヤーセンサー設置箇所は、「六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制」に示す。
降雨に対する監視	市内の雨量計設置箇所を「雨量計設置箇所一覧表」に示す。
土砂災害警戒区域	市内の土砂災害警戒区域を「防災情報マップ」に示す。

資料編参照

応急-10	雨量計設置箇所一覧表
応急-11	六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制

第２節　被災宅地の二次災害防止計画

【目的】

災害等により、被災を受けた擁壁・のり面等を含む建築物の敷地等（以下「被災宅地」という。）において、その後の降雨又は地震の発生等に対して二次災害を防止する。

【方針】

建築又は土木技術者等を活用して、被災宅地に対する危険度判定を速やかに行い被害の状況を的確に把握し、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策及び立入禁止等の措置並びに二次災害防止のための応急措置を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 被災宅地危険度判定調査の必要性を判断する。 (2) 被災宅地危険度判定調査を実施する。 (3) 被災宅地の擁壁やのり面等が崩壊しそうな場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応する。
	統括部	広報・渉外班は、被災宅地危険度判定調査の実施区域及び趣旨内容等を広報する。
県災害対策本部		被災宅地危険度判定調査に協力する。

第１　被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアルに基づき、建設部が災害発生直後に実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災宅地危険度判定士（危険度判定が可能な土木技術者）に協力を要請する。

１　市内の状況把握及び被災宅地危険度判定実施の必要性の判断と被災宅地危険度判定士の要請

災害対策本部	①災害発生後の概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定実施の必要性の検討を行う。 ②被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、災害対策本部長は県に対し被災宅地危険度判定士の派遣の要請を行う。
建設部 現地情報班	被災宅地危険度判定に係わる調整を実施する。

２　被災宅地危険度判定作業の準備　　【建設部現地情報班】

被災宅地危険度判定作業に必要なものを下記に基づき準備する。

資料編参照　応急 E5-14　被災地宅地危険度判定作業の判定資機材一覧

３　被災宅地危険度判定作業の広報　【建設部現地情報班】

被災宅地危険度判定の実施に係わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を広報・渉外班に依頼する。

1	被災宅地危険度判定結果標識を事前に広報する。
2	被災宅地危険度判定結果の市民への理解 ①広報紙等により、被災宅地危険度判定結果の意味を市民に周知する。 ②被災宅地危険度判定士は、市民の求めに応じて、危険度判定結果を現地において説明する。

４　被災宅地危険度判定作業の実施　【建設部現地情報班】

被災宅地危険度判定を実施するに当たり、宅地判定実施計画書を作成する。

第２　被災住宅の応急措置

被災宅地危険度判定の結果に基づいて、崩壊が起こりそうな擁壁・のり面のある宅地内の危険な建築物又はその宅地に接し危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置をとるとともに、二次災害防止のための応急措置をとる。

第３節　高潮、波浪等の対策計画

高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うことにより、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

実施内容は、「第５章　第１節　避難誘導計画」及び管理者の計画による。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	海岸保全施設等の調査及び応急復旧に関すること。
	消防部	(1)浸水危険箇所の巡視に関すること。 (2)浸水危険箇所からの避難誘導の緊急実施に関すること。
芦屋警察署		浸水危険箇所からの避難誘導の実施に関すること。
県尼崎港管理事務所		海岸保全施設等の調査及び応急復旧に関すること。
市民		高潮及び波浪が発生した場合は、直ちに海岸付近から避難する。

第１２章　応急教育対策活動

第１節　応急教育対策活動計画

【目的】

災害の予防、応急対策、復旧を通じて教育効果の達成を図る。

【方針】

幼稚園児及び小中学校児童生徒の教育を中断することなく教育目的を達成する。

応急対策の流れ

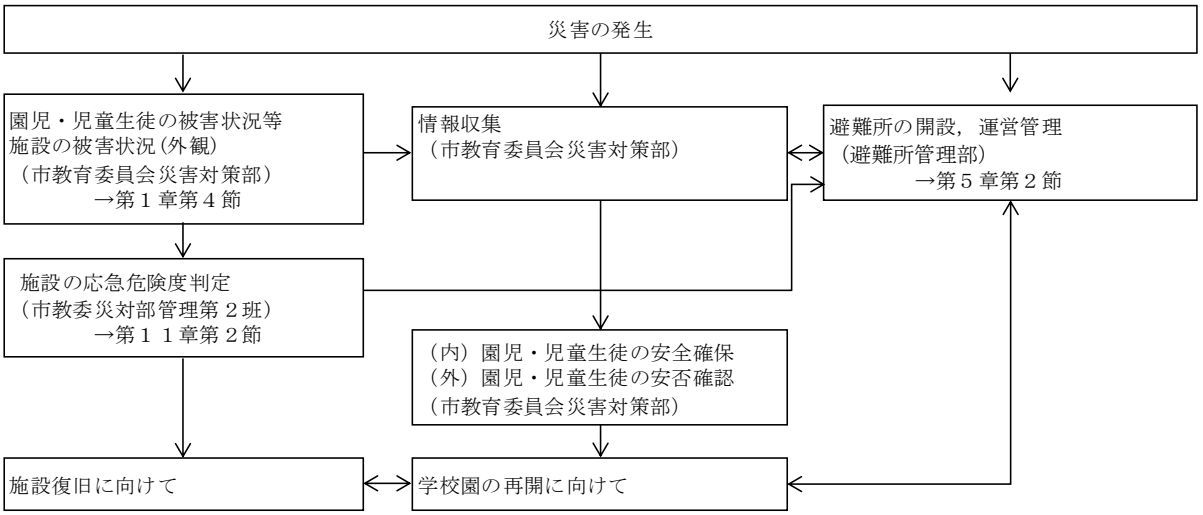

役割分担

実　施　担　当		実　施　内　容
災害対策本部	教育委員会災害対策部	(1) 園児・児童生徒及び教育施設の被害状況の調査に関すること。 (2) 園児・児童生徒の安全確保に関すること。 (3) 教育施設の応急復旧対策に関すること。 (4) 応急教育の実施に関すること。 (5) 教材、学用品等の調達及び給付に関すること。 (6) 就学奨励費の給付等、園児・児童生徒の教育援護に関すること。 (7) 給食等の措置に関すること。 (8) 教育施設の被害状況の調査に関すること。 (9) 県教育委員会等関係機関との連絡・調整に関すること。 (10) その他応急教育対策に関すること。 (11) 文化財産の被害調査及び応急手当に関すること。

第１　教育委員会防災計画

１　教育施設及び園児・児童生徒の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、次の項目について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に連絡報告する。

1	園児・児童生徒の罹災状況
2	教育関係職員の罹災状況
3	学校園施設の被害状況
4	その他の教育施設の被害状況
5	応急措置を必要と認める事項

２　教育施設の応急復旧対策

1	軽易な校舎・園舎の被害については、速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学・通園の危険がなくなったときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。
2	被害が甚だしく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校園を閉鎖し、復旧が終わるまで管理者を置く。
3	運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎・園舎の復旧完了をまって復旧する。
4	破損、冠水等によって使用不能となった園児・児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業の支障のないようにする。
5	避難所の設置等で、体育館・ホールを中心として使用することとするが、校舎・園舎の被害の程度を考え、関係機関と協議のうえ、措置する。
6	学校園以外の教育施設については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとる。

３　応急教育の実施場所

1	校舎の著しい被害、避難者の収容、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校園又は、その他の教育施設を使用して授業を実施する。
2	市教育委員会は事態に即応して、授業の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

４　応急教育の実施方法

応急教育の実施に当たっては、園児・児童生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等にあわせて登校・下校時刻、授業時数、授業時間、休憩時間等を決定する。また、その後の状況変化に応じ、段階的に改定していく。

５　災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照　法令-第 1-2　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

６　就学奨励費の給付、その他必要な補助

被災により、就園学することが著しく困難になった園児・児童生徒が相当数に達し、就学奨励費（通学用品費、給食費等）の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められる場合は、関係機関と協議のうえ措置をする。

この場合においては、学校園長の申請に基づき措置する。

７　給食の措置

1	次の場合には、園児・児童・生徒に対する給食を一時中止する。 ①災害の程度が甚大で、学校給食施設が災害救助のため使用されている場合 ②給食施設が被災し、給食が不可能な場合 ③伝染病、その他の危険の発生が予想される場合 ④給食用物資の入手が困難な場合 ⑤その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
2	その他災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を充分に行う。

８　教育実施者の確保

教員の罹災等により通常の授業が行えない場合、次の方法によって教員を確保する。

1	市教育委員会は、各学校の教員不足等の状況により、応急的な教員組織を考え、出務等を指示する。
2	状況によっては、あらかじめ、県教育委員会において用意された教員の補充を受ける。

９　その他必要とする事項

1	学校園以外の教育機関の応急復旧期間中は、市民の利用を一時停止することがある。
2	災害時の市教育委員会事務局と学校園との連絡は、常時規定されている相互連絡の方法によって行うものとし、またこれらによらない連絡方法についても別に定めておく。
3	その他緊急事態発生による特別の措置については、その都度関係者が協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

第２　学校関係防災計画

１　警報発表時の対応

(1) 大雨・洪水・暴風警報発表時における園児・児童生徒の登下校園

幼稚園 ・ こども園	①午前 7 時の時点で警報発表中の場合は、臨時休園とする。 ②当日がミルク給食のとき、市教育委員会から牛乳ストップの連絡を業者に行う。 ③園児が在園中に警報が発表された場合、市教育委員会からその旨連絡する。その場合は、園長の判断により安全適切な処置をとる。 ④テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報お収集する。 ⑤上記以外の警報（波浪、高潮警報等）については除外する。ただし、

	状況によりその限りではない。大雪、風雪の場合も概ね風水害の場合に準じて対応する。
小・中学校	①午前7時の時点で警報発表中のとき、自宅待機とする。 ②午前9時までに警報が解除されない場合、臨時休校とする。 ③午前9時までに警報が解除された場合､解除次第登校することとする。 ④児童生徒が学校にいるときに警報が発表された場合、市教育委員会からその旨連絡する。その場合、校長の判断によって安全適切な処置をとる。 ⑤上記以外の警報（波浪、高潮警報等）については除外する。ただし、状況によりその限りではない。大雪、風雪の場合も概ね風水害の場合に準じて対応する。

(2) 警報発表時における学校給食の実施について

1	午前7時時点で警報発表中のとき、児童は自宅待機となるため、給食は中止とする。
2	給食中止に伴う牛乳とパンの納入ストップは、市教育委員会から業者へ連絡する。
3	午前 9 時までに警報が解除されたときは、給食を実施するかの判断は学校長の判断で決める。
4	パンと牛乳については、午前 9 時までに学校から連絡する。他の物資で利用できるものは使う。
5	当日が米飯のときは、調理可能であれば実施してもよい。

2 児童生徒の避難誘導に関する指示

管理者（校長・教頭・園長）は、災害が発生した時間等により、次のとおり対応する。いずれの場合においても、児童生徒の安全確保及び安否の状況を整理し、逐次市教育委員会災害対策部に報告する。

なお、管理者不在時の指揮体制についても各学校園で明確にしておく。

(1) 勤務時間外の場合

県費職員	校長から職員連絡網で出勤を指示する。 ①1号体制……校長・教頭 ②2号体制……校長・教頭・他3名 ③3号体制……全教員

(2) 園児・児童生徒の場合

在校中	校区内の被害状況を把握する。
登校中又は下校中	状況に応じて、園児児童生徒の安全確認に地域に出向く。

＜校区内の被害状況＞

被害の状況	下校の方法
地域の被害が少ない場合	教員による誘導下校を原則とする。
地域の被害が大きい場合	幼稚園・小学校においては、保護者又は、地域の児童関係者が学校まで迎えに来ることを原則とし、中学校は安全確認後下校させることを原則とする。

(3)園児・児童生徒の対応

災害発生の時期	園児・児童生徒の対応
園児・児童生徒が在宅中のとき	学校園からの指示があるまで自宅で待機する。
〃　登校中のとき	原則として自宅の方が近ければ自宅に帰る。
〃　下校中のとき	原則として学校園の方が近ければ学校園に引き返す。

3　被災園児・児童生徒の応急教育指導に関する対応

応急教育指導のための準備	災害発生日を基準として、被災園児・児童生徒の名簿を作成する。 市教育委員会に不足教科書・文具類の依頼をする。
学校再開の手順	①市教育委員会により開かれる「緊急校園長会」において、情報を整理し、学校園再開の方途を探る。 ②市教育委員会により開かれる「緊急校園長会」において、授業再開計画（授業日程)、また教職員の確保について検討する。 ③早期授業再開のため、市有施設、近隣小中学校、県立芦屋高等学校などの一部施設の借用について検討し、市教育委員会より依頼する。 ④被災状況及び避難状況に応じて、早期に2部授業及び分散授業などが開始できるよう、市教育委員会と対応を相談する。
幼稚園再開の手順	学校再開の手順に準じる。

4　緊急時に地域住民に対応できる体制づくり

1	学校施設を避難所として使用する場合は、「第5章　第2節　避難所計画」によるが、学校園施設管理者としては、次の点に留意する。 ①校門及び体育館等のスペアキーは、防災BOXに収納。 ②大規模災害において、交通手段が困難なときに備え、全教職員の出勤方法・出勤時間を確認しておく。 ③地域住民に避難所として開放できる使用施設については、市教育委員会作成の「いのち」を守る防災マニュアルに従い、全職員が確認しておく。 ④学校園内で避難所開設に向けての職員の体制を組織しておく。 ⑤緊急避難生活物資の所在を全職員が確認しておく。 ⑥緊急物資を保管するスペースを確保する。
2	PTAは、各学校園の防災活動に関わる組織を確立しておく。

5　避難所の開設と運営に関する基本的事項

1	緊急避難が生じた場合は、校長の判断で、避難者の受入れを第一に考え、学校の施設を状況に応じて順次開放する。
2	各避難所の責任者は避難所管理部が派遣する避難所担当者代表者（係長級）が務め、避難者に関わること及び災害対策本部との連絡調整にあたる。施設管理に関することは、当該学校園長があたる。
3	避難所運営については、1週間を目途に避難者を班分けし、できる限り避難者による自主運営が図れるよう努力する。
4	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期1週間をめやすとして、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生

	徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で市教育委員会災害対策部長の要請により協力するものとする。

芦屋市水防計画

令 和 6 年 10 月 修 正

芦 屋 市 防 災 会 議

第１章 総　　則 1
１．１ 目的 1
１．２ 用語の定義 1
１．３ 水防の責任等 5
１．４ 水防計画の作成及び変更 7
１．５ 津波における留意事項 8
１．６ 安全の配慮 8
第２章 水防組織 9
２．１ 水防本部の機構 9
２．２ 水防本部の組織 10
２．３ 水防本部事務分掌 11
２．４ 水防実員 14
２．５ 消防団の水防分担 15
第３章 重要水防箇所 16
第４章 予報及び警報 17
４．１ 気象庁が行う予報及び警報 17
４．２ 水位周知河川における水位到達情報 22
４．３ 水位周知下水道における水位到達情報 24
４．４ 水位周知海岸における水位到達情報 25
４．５ 水防警報 25
第５章 水位等の観測、通報 29
５．１ 水位の観測、通報 29
５．２ 雨量の観測、通報 30
第６章 気象予報等の情報収集 32
第７章 通信連絡 33
７．１ 通信連絡系統 33
７．２ 災害時優先通信の取扱い 35
７．３ その他の通話施設の使用 35
第８章 水防施設及び輸送 36
８．１ 水防倉庫及び水防資器材 36
８．２ 輸送の確保 37
第９章 水防活動 38

９．１ 水防配備 38
９．２ 巡視及び警戒 41
９．３ 水防作業 42
９．４ 警戒区域の指定 42
９．５ 避難のための立退き 43
９．６ 決壊・漏水等の通報及びその後の措置 45
９．７ 水防配備の解除 46
第１０章 水防信号、水防標識等 47
１０．１ 水防信号 47
１０．２ 水防標識 47
１０．３ 身分証票 48
第１１章 協力及び応援 49
１１．１ 河川管理者の協力 49
１１．２ 下水道管理者の協力 49
１１．３ 水防管理団体相互の応援及び相互協定 49
１１．４ 警察官の援助要求 50
１１．５ 自衛隊の派遣要請 50
１１．６ 国（河川事務所、地方気象台等）との連携 51
１１．７ 企業（地元建設業等）との連携 51
１１．８ 住民、自主防災組織等との連携 51
第１２章 費用負担と公用負担 52
１２．１ 費用負担 52
１２．２ 公用負担 52
第１３章 水防報告等 54
１３．１ 水防記録 54
１３．２ 水防報告 54
第１４章 水防訓練 56
第１５章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 57
１５．１ 洪水、内水、高潮対応 57
１５．２ 津波対応 58
第１６章 水防協力団体 60
１６．１ 水防協力団体の指定 60
１６．２ 水防協力団体の業務 60
１６．３ 水防協力団体の申請・指定及び運用 60

第１章　総　　則

１．１　目的

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号、以下「法」という。）第４条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である芦屋市が、同法第３３条第１項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

１．２　用語の定義

(1) 芦屋市水防本部

市域における水防を統括するため、市に設置する水防本部をいう。

(2) 水防管理団体（法第２条第２項）

水防の責任を有する市（本市）をいう。

(3) 指定水防管理団体（法第４条）

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして県知事が指定した水防管理団体（本市）をいう。

(4) 水防管理者（法第２条第３項）

水防管理団体である市の長（芦屋市長）をいう。

(5) 消防機関の長（法第２条第５項）

消防本部を置く市の消防長をいう。

(6) 水防警報（法第２条第８項）

国土交通大臣又は県知事が、それぞれ指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第１号：待機
水防警報第２号：準備
水防警報第３号：出動
水防警報第４号：解除

(7) 水防警報河川又は水防警報海岸（法第 16 条）

国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

県知事が前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

水防警報河川：芦屋川

水防警報海岸：尼崎西宮芦屋港海岸（西宮芦屋地区）

(8) 洪水、津波又は高潮予警報（法第 10 条、法第 11 条）

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については国土交通大臣又は県知事と気象庁長官が共同して）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

(9) 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川。

水位周知河川：二級河川（芦屋川）

(10) 水位周知下水道（法第 13 条の２）

県知事又は市町長が、雨水排水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設）をいう。

(11) 水位周知海岸（法第 13 条の３）

県知事が高潮により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。

(12) 水位到達情報

水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた特別警戒水位（※）への到達に関する情報のことをいう。

このほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

※　河川においては氾濫危険水位としている。

(13) 洪水浸水想定区域（法第 14 条）

上記(9)により指定した河川について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

(14) 雨水出水浸水想定区域（法第 14 条の２）

上記(10)により指定した排水施設等について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は、当該排水施設

から河川等へ雨水を排出できなかった場合に浸水が想定される区域をいう。

(15) 高潮浸水想定区域（法第 14 条の３）

上記(11)により指定した海岸について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域をいう。

(16) 芦屋市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ協力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めて設置する機関をいう。

(17) 水防指令

水防本部長（市長）が、水防態勢に入る必要があると認めたとき、関係機関に対し非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第１号＝第１非常配備態勢

水防指令第２号＝第２非常配備態勢

水防指令第３号＝第３非常配備態勢（全員）

(18) 水防団待機水位〔通報水位（法第 12 条第１項)〕

河川にかかる量水標管理者（土木事務所長等。以下同じ）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。

（参考）概ね以下のように設定している。

〔水防団待機水位（通報水位）=氾濫注意水位（警戒水位）×0.7〕

(19) 氾濫注意水位〔警戒水位（法第 12 条第２項、第 17 条)〕

増水時に水防管理者が水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として県知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者（土木事務所長等）は、水防本部長に報告することとなっている。

（参考）概ね以下のように設定している。

①　改修済区域　　氾濫注意水位（警戒水位）=計画高水位×0.6～0.7

②　未改修区域　　氾濫注意水位（警戒水位）=護岸高×0.5

(20) 避難判断水位

市が発する高齢者等避難の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。

(21) 洪水特別警戒水位（法第 13 条第１項、第２項）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（市長が発令する避難の目安)。

(22) 雨水出水特別警戒水位（法第 13 条の２第１項、第２項）

雨水出水による災害の発生を特に警戒をすべき水位をいう。

(23) 高潮特別警戒水位（法第 13 条の３）

警戒水位を超える水位であって、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

(24) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれのある水位をいう。

(25) 水防連絡会

各県土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等関係機関と組織する会をいう。

(26) 土木事務所（長）等

県西宮土木事務所（長)、県尼崎港管理事務所（長）をいう。

１．３　水防の責任等

(1) 兵庫県の責任（法第３条の６）

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

(2) 市の責任（法第３条）

市は、管轄区域内における水防を十分に果たさなければならない。

(3) 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第 10 条第１項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(4) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任

（法第 10 条第２項、法第 13 条１項、法第 13 条の４、法第 14 条、法第 16 条第１項・第２項）

国土交通大臣は、洪水予報を行った場合若しくは洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町長に通知しなければならない。

(5) 県知事の責任

（法第 10 条第３項、法第 11 条、法第 13 条第２項・第３項、法第 13 条の２第１項、第 13 条の３、第 13 条の４、法第 14 条第１項・第３項、第 14 条の２第１項・第３項、第 14 条の３第１項・第３項、法第 16 条第１項・第３項）

①県知事はあらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

②県知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。

ア　洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域

イ　水位周知下水道にかかる雨水出水浸水想定区域

ウ　水位周知海岸にかかる高潮浸水想定区域

③県知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発令しなければならない。

④県知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。

⑤県知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は③の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなけ

ればならない。

⑥県知事は、あらかじめ指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑦県知事は、洪水予報を行った場合若しくは特別警戒水位（洪水、雨水出水、高潮）に達したときは、その旨を関係市町長に通知しなければならない。

⑧県知事は、国土交通大臣から河川の水位が洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

(6) 防災会議の責任（法第 15 条第１項・第２項）

①防災会議は、水防計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　洪水予報及び特別警戒水位（洪水、雨水出水、高潮）到達情報の伝達方法

イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮にかかる避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

オ　大規模な工場その他の施設（エを除く）であって市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。）

カ　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

②防災会議は、浸水想定区域内に前項エ及びオの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法を定めるものとする。

(7)（法第 13 条の２第２項、法第 14 条の２第１項・第３項、法第 15 条第３項）

①市長は、あらかじめ指定した排水施設について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

②市長は、あらかじめ指定した排水施設について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。

③市長は、水防計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努めるも

のとする。

(8) 水防計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（法第 15 条の３）

①要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。

②洪水時の避難のための訓練を行うこと。

③自衛消防組織を置くように努めること。

(9) 水防管理者の責任（法第 17 条）

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

(10) 警察署の任務（法第 22 条）

警察署は水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

(11) 通信機関の責任（法第 27 条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

(12) 河川にかかる量水標管理者（土木事務所長等）の責任（法第 12 条）

河川にかかる量水標管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 一般市民の義務（法第 24 条、法第 29 条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

１．４　水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。また、市は水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会等の設置

本市では水防協議会を設けず、防災会議をもって、これに充てるものとする。

１．５　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団（消防団）員自身の避難により利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

１．６　安全の配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員等（水防活動に従事する者）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、下記の点について配慮し水防団（消防団）員等は自身の安全を確保しなければならない。

①水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。またラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。

②水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団（消防団）員等を随時交代させる。

③水防活動は原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

④指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団（消防団）員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに待避を含む具体的な指示や注意を行う。

⑤指揮者は水防団（消防団）員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団（消防団）員等へ周知し、共有するほか、活動中の不測の事態に備え、待避方法、待避場所、待避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。

⑥津波浸水想定区域内にある水防団（消防団）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、水防団員が自身の安全を確保できないおそれがある場合は安全確保を優先して避難する。

第２章　水防組織

２．１　水防本部の機構

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

２．２　水防本部の組織

水防本部の組織は、以下のとおりである。

＜芦屋市水防本部組織表＞

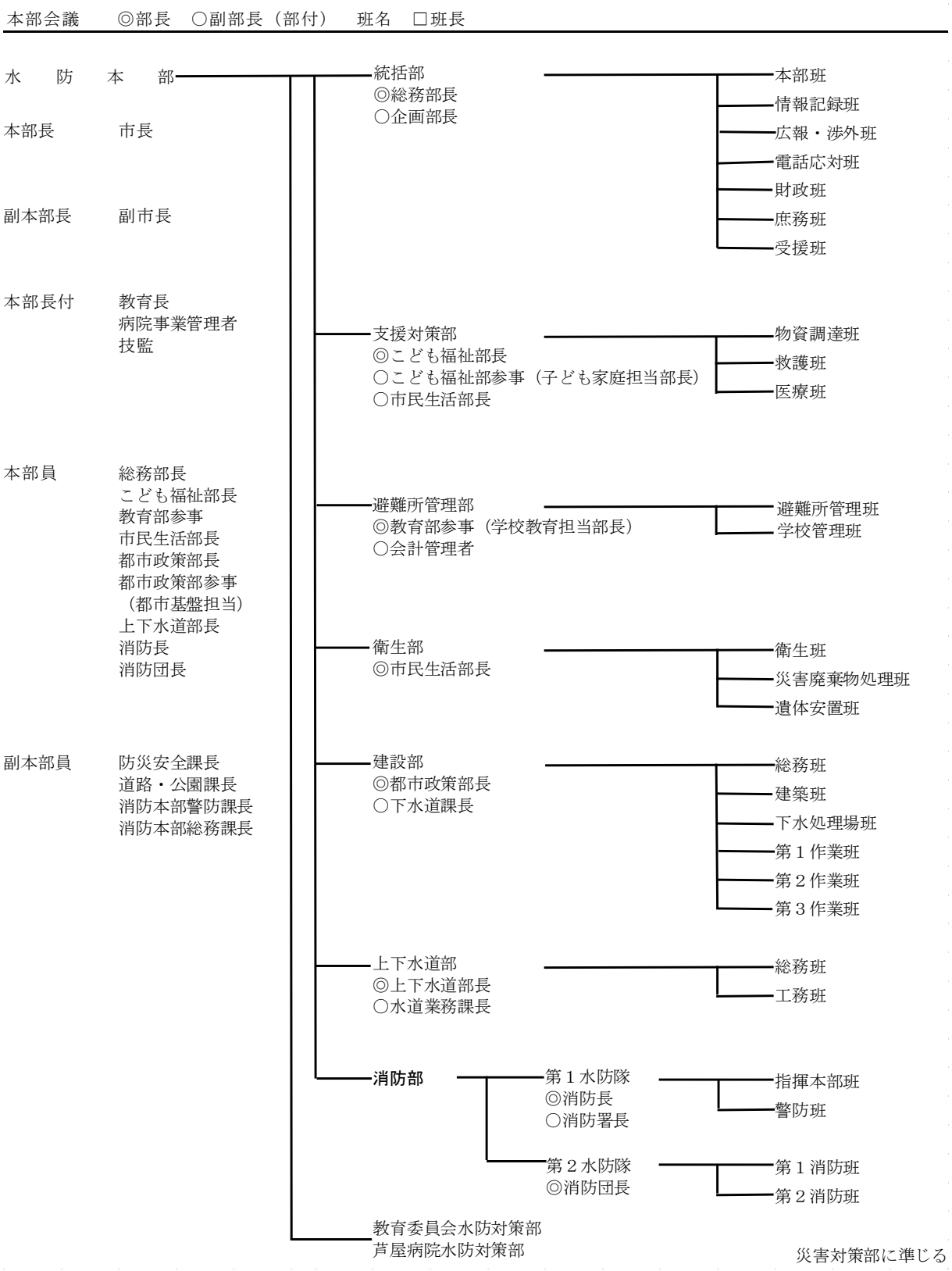

２．３　水防本部事務分掌

水防本部及び各部の事務分掌は、以下のとおりである。

(1) 本部

役名	職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部事務を総括し、各部を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長 病院事業管理者 技監	本部長、副本部長を補佐し、ともに事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	総務部長 こども福祉部長 教育部長 市民生活部長 都市政策部長 都市政策部参事 上下水道部長 消防長 消防団長	本部長の命を受け、各班を指揮監督する。
副本部員	防災安全課長 道路・公園課長 消防部警防課長 消防部総務課長	本部員を補佐するとともに、水防本部の庶務を担当する。

(2) 各部

部・隊名	班　名	事　務　分　掌	構成課等
統括部	本部班	(1)　水防本部の設置及び解散に関すること。 (2)　本部会議の招集、進行及び記録に関すること。 (3)　配備体制、本部員の招集及び各部・隊間の配置調整に関すること。 (4)　本部からの各部・隊への指令の伝達に関すること。 (5)　各部・隊に対する業務の調整及び緊急割当に関すること。 (6)　水防対策全般の総括指導に関すること。	防災安全課 総務課 DX 行革推進課 秘書・広報課 国際文化推進課（国際交流係） 市民参画・協働推進課 法務ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ課 監査事務局 公平委員会事務局 選挙管理委員会事務局 課税課 債権管理課 財政課 人事課 政策推進課 契約検査課
	情報記録班	(1)　気象及び被害状況の情報収集に関すること。 (2)　各部・隊の対策実施状況の把握に関すること。 (3)　被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関すること。	
	広報・渉外班	(1)　避難命令、勧告その他市民に対する必要事項の伝達に関すること。 (2)　報道機関その他対外発表に関すること。 (3)　本部長秘書及び特命に関すること。 (4)　見舞い者等の応援及び義援、見舞金品の受付に関すること。 (5)　水害現場視察に関すること。 (6)　議会との連絡その他渉外に関すること。	

部・隊名	班 名	事 務 分 掌	構成課等
統括部（続き）	電話応対班	(1) 電話の受理、交換に関すること。 (2) FAX で受理した情報（気象情報等）の関係部への送信に関すること。	防災安全課 総務課 DX 行革推進課 秘書・広報課 国際文化推進課(国際交流係) 市民参画・協働推進課 法務ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ課 監査事務局 公平委員会事務局 選挙管理委員会事務局 課税課 債権管理課 財政課 人事課 政策推進課 契約検査課
	現地情報班	(1) 被害状況の現地調査に関すること。 (2) 現地状況の本部への報告、連絡に関すること。	
	庶務班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 本部管理用資機材及び本部員の食料調達、配備に関すること。 (3) 本部に係る資金前渡の準備及び義援金、見舞金品の保管に関すること。 (4) 本部員の医療に関すること。 (5) 他の部・隊の所轄に属さないこと。	
	施設管理班	(1) 緊急輸送のための車両等の確保及び配備に関すること。 (2) 本部及び庁舎内の整備総括に関すること。 (3) 私有財産の保全及び応急処置に関すること。	
避難対策部	物資調達班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 救護に必要な医療品及び資材の調達に関すること。 (3) 衣料、生活必需品、建築資材その他日用応急物資の調達、斡旋に関すること。 (4) 応急食料の調達に関すること。	地域経済振興課 市民課 保険課 監査指導課 地域福祉課 生活援護課 障がい福祉課 高齢介護課 こども政策課 ほいく課 こども家庭・保健ｾﾝﾀｰ
	援護班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること。 (3) 義援金等の配分に関すること。 (4) 罹災証明に関すること。 (5) 罹災者の生活援護に関すること。 (6) 厚生年金の貸付に関すること。 (7) 高齢者の生活援助に関すること。	
	医療班	(1) 罹災者の医療に関すること。 (2) 医療団その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること。 (3) 市立芦屋病院との連携に関すること。	

部・隊名	班 名	事 務 分 掌	構成課等
避難所管理部	避難所管理班	(1) 避難所の設営及び撤収に関すること。 (2) 収容避難者の世話及び調査に関すること。 (3) 応急炊き出しに関すること。	人権・男女共生課 上宮川文化センター・隣保館・児童センター 国際文化推進課(文化推進係) 管理課 学校教育課 学校支援課 保健安全・特別支援教育課 教職員課 社会教育推進課 市民センター・公民館 スポーツ推進課 青少年育成課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 図書館 会計課
衛生部	衛生班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 遺体の捜索・収容及び処理に関すること。 (3) 防疫に関すること。 (4) し尿の応急収集・処理に関すること。	環境課 環境施設課 収集事業課
	救助班	(1) 被災者の救出・搬送に関すること。 (2) 避難誘導に関すること。 (3) 市公共建築物及び土木施設防護活動（建設部）の支援に関すること。 (4) じんかい、汚物の応急収集・処理に関すること。 (5) 遺体の捜索・収容活動（部内衛生班）の支援に関すること。	
	遺体安置班	(1) 遺体安置所への収容及び安置に関すること。 (2) 火葬に関すること。	
建設部	総務班	(1) 隊に係る情報の収集及び報告に関すること。 (2) 隊内各班活動の調整及び消防部第 1 水防隊との連絡調整に関すること。 (3) 施設の応急措置用資機材の調達、配備に関すること。 (4) 労務者の応急雇入れ及び応急作業の業者委託に関すること。 (5) 応急仮設住宅の入居者の選定及び管理に関すること。	都市政策課 建築課 建築住宅課 まちづくり課 都市整備課 道路・公園課 基盤整備課 下水処理場 下水道課
	建築班	(1) 応急仮設住宅の建設計画並びに工事施工に関すること。 (2) 市公共建築物の損壊に応急措置に関すること。	

	下水処理場班	下水処理場とポンプ場の運転に関すること。	
	第 1 作業班	(1) 道路、橋りょう、河川、下水道等土木施設の防護及び損壊応急措置に関すること。 (2) 山崩れ、崖崩れ等損壊危険箇所の防護、応急措置に関すること。 (3) 応急水防活動に関すること。	
	第 2 作業班		
	第 3 作業班		

部・隊名	班 名		事 務 分 掌	構成課等
上下水道部	総務班		(1) 情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 備蓄資機材の整備に関すること。 (3) 応急資機材の調達に関すること。	水道管理課 水道業務課 水道工務課
	工務班		(1) 水道施設の防護及び応急措置に関すること。 (2) 応急給水及び飲料水の供給に関すること。 (3) 応急作業の業者委託に関すること。 (4) 給水に係る広報に関すること。	
消防部	第 1 水防隊	指揮本部班	(1) 水災、火災の警備及び防ぎょ活動に関すること。 (2) 予・警報、通信統制、情報及び記録等に関すること。 (3) 人員、資機材の輸送及び管理に関すること。 (4) 救急活動に関すること。 (5) 水防本部設置に伴う本部支援に関すること。	総務課 警防課 救急課 予防課 消防署 消防団 指令課
		警防班		
	第 2 水防隊	第 1 消防班		
		第 2 消防班		
教育委員会水防対策部			災害対策部に準じる。	
市立芦屋病院水防対策部				
各部・隊共通事項			(1) 被害状況及び応急対策状況その他水防活動に必要な情報の収集、連絡に関すること。 (2) 他部・隊との調整及び応援協力に関すること。 (3) 本部長の特命に関すること。	

2．4 水防実員

水防実員は、次表のとおりである。

（令和 6 年 4 月 1 日時点）

水 防 実 員								
建設部	部長	課長	課長補佐	係長	係員			計
	2	11	5	25	45			88
消防部 第 1 水防隊 （消防職員兼務）	消防長	室長	課長	課長補佐	係長	係員		
	1	2	5	1	21	85		115
消防部 第 2 水防隊 （消防団員兼務）	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
	1	2	6	4	5	13	91	122
合 計								325

２．５　消防団の水防分担

消防団の水防分担は、次表のとおりである。

（令和６年４月１日時点）

名称	水防地区名	消防分団名	団員定数	担当主要河川及び池
芦屋市消防団	山手水防地区	山手分団	134	芦屋川（国道２号以北）
	岩園水防地区	岩園分団		宮　川（国道２号以北）及び仲ノ池
	打出水防地区	打出分団		宮　川（国道２号以南）堀切川
	精道水防地区	精道分団		芦屋川（国道２号以南）

第３章　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。重要水防箇所は以下のとおりである。

主要河川・海岸	延長（m）	地　　点	危険理由	対策工法	備考
芦　屋　川	100	芦屋川右岸河口付近	樋門があるため	積土俵	要注意区域

第４章　予報及び警報

４．１　気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する特別警報、警報及び注意報

神戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を近畿地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの概要は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想さたときに発表される
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(2) 水防活動用注意報及び警報の種類・基準

(R6.5.23 時点)

種類		単位	基準
大雨	特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	警報（土砂災害）	土壌雨量指数基準	152
	警報（浸水害）	表面雨量指数基準	23
	注意報	土壌雨量指数基準	103
		表面雨量指数基準	11
洪水	警報	流域雨量指数基準	芦屋川流域=9.2
	注意報	流域雨量指数基準	芦屋川流域=7.3
高潮	特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
	警報	潮　　位　（単位 m）	T.P.＋2.2m*
	注意報	潮　　位　（単位 m）	T.P.＋1.2m

(3) 津波注意報、警報の種類及び発表基準

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約３分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

地震発生後、予想される津波の高さが 20cm 未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

①津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	発表官署
			数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3m を超える場合	10m＜予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
		5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m	10m			
		3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m	5m			

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1m を超え、3m 以下である場合	1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m 以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m	1m	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※１津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※２「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

②津波情報の種類と発表内容

大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻（※１）や予想される津波の高さを5 段階の数値（メートル単位）又は2 種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、前項（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（注）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（ＶＴＳＥ41）に含まれる。

※１　この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※２　津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜最大波の観測値の発表内容＞

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表 （津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※３）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「観測中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）＞

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定とも数値で発表

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局地的に、予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

⑤津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容	発表官署
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0..2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。	

（注）「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（ＶＴＳＥ41）で発表される。

(4) 警報等の伝達経路及び手段

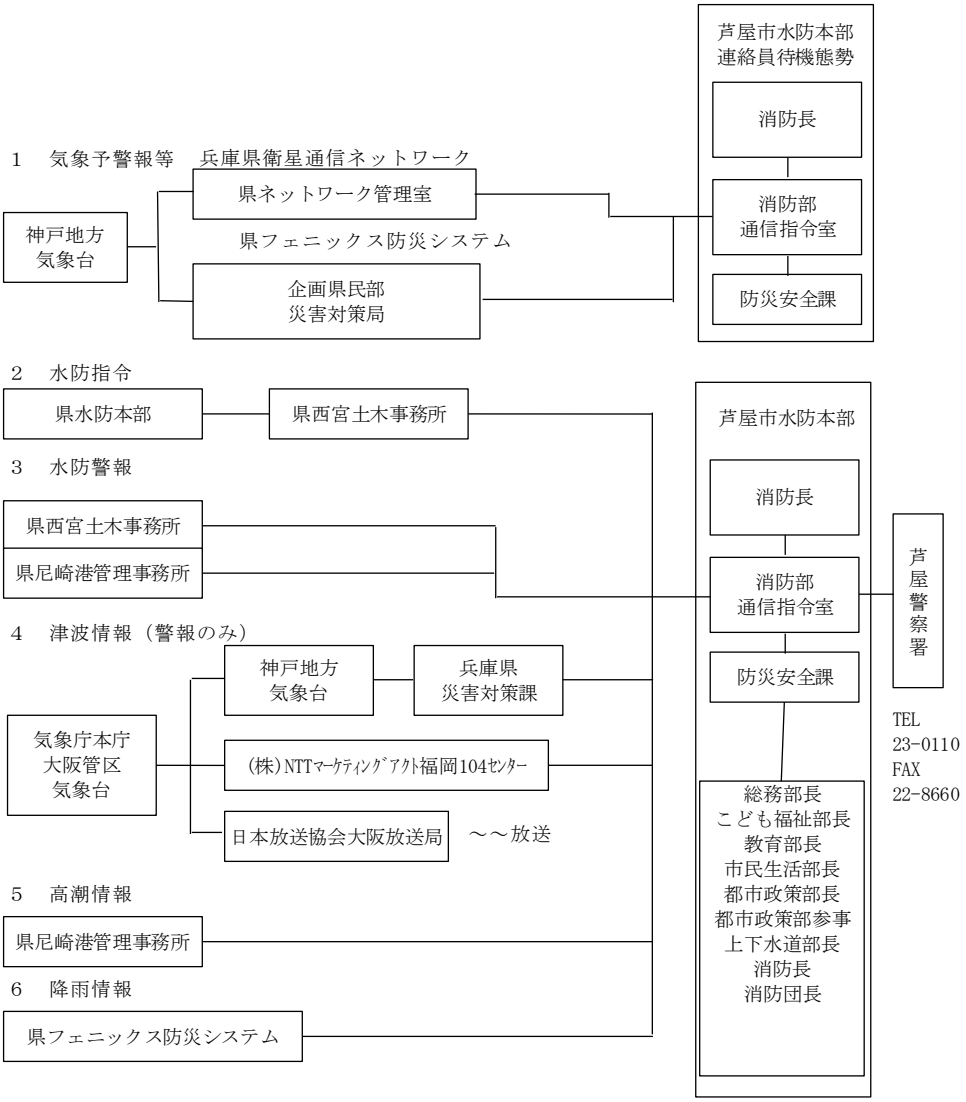

4．2　位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第１３条第１項及び第２項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、県知事が指定した河川については県知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、又は、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(2) 県が行う水位到達情報の通知（水防警報と同じ）

水位到達情報の通知を行う河川名、対象となる基準観測所は次のとおりである。

河川名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）
芦屋川	芦屋市松ノ内町	0.80m	1.10m	1.40m	1.70m

＜情報伝達ルート（水防警報と同じ）＞

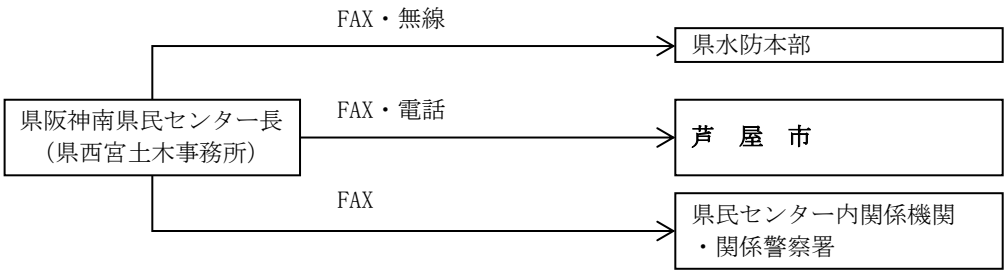

４．３　水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、県知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、県知事が指定した水位周知下水道について通知をした県知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

市長は、市長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、以下のとおりである。

種類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき
内水氾濫危険情報解除	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り氾濫のおそれがなくなったとき

４．４　水位周知海岸における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、県知事が指定した海岸について、水位が高潮氾濫危険水位（法第１３条の３に規定される高潮特別警戒水位）に達したとき、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道危機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、県知事が指定した海岸について通知をした県知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、以下のとおりである。

種類	発表基準
高潮氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき
高潮氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
高潮氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を下回ったとき

４．５　水防警報

４．５．１　安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないなどの判断を行う。

４．５．２　洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は県知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

①水防警報の種類、内容及び発令基準

種 類	内 容	発令基準
1 号（待機）	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
2 号（準備）	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
3 号（出動）	水防活動に出動させるもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
4 号（解除）	水防活動を終了させるもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

②水防警報の発令基準

	水 位 計			
	1 号（待機）	2 号（準備）	3 号（出動）	4 号（解除）
芦屋川	0.80m 通報水位とする	0.90m 氾濫注意水位と 通報水位の中間	1.10m 氾濫注意水位とする	0.80m 通報水位とする

(2) 県が行う水防警報

水防警報を行う河川名、対象となる基準観測所は次のとおりである。

河川名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）
芦屋川	芦屋市松ノ内町	0.80m	1.10m	1.40m	1.70m

＜情報伝達ルート＞

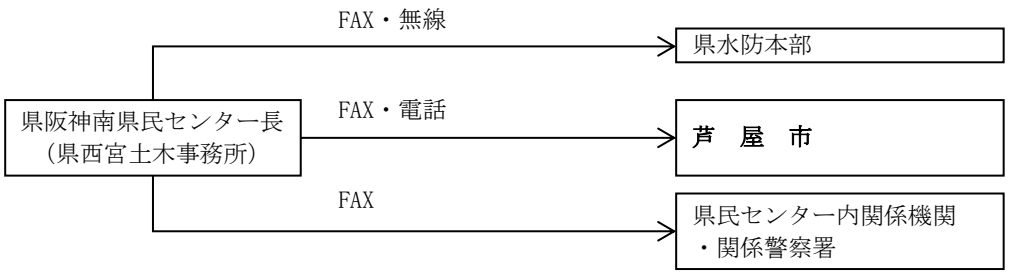

４．５．３　高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

県知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は県知事が指定した海岸について水防警報を発令したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。 気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(2) 県が行う水防警報

水防警報を行う海岸名、区域、観測所、発令潮位は、次のとおりである。

海岸名	地区名、位置	水位計（検潮所）	通報潮位（m）	警戒潮位（m）
大阪湾沿岸	尼崎西宮芦屋港海岸（西宮芦屋地区）全域	西宮	T.P.+1.70	T.P.+2.20

４．５．４　津波に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

県知事は、津波の水防警報を受けたときは、水防を行う必要がある旨の警告を行うとともに、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。水防警報の種類、内容及び発表基準は、以下のとおりである。

ただし、水防団（消防団）員等が各水防活動場所において、前もって定めた「活動可能時間」を確保できないおそれがあり、水防団（消防団）員等が自身の安全を確保できないと判断する場合は、安全確保を優先して避難させることとする。

種類	内容	発令基準
第３段階（出動）	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報・警報が発表されるなど水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
第４段階（解除）	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	・気象庁から津波注意報・警報が解除されたとき。 ・巡視等により被害が確認されなかったとき。 ・応急復旧が終了したときなど水防活動の必要があると認められなくなったとき。

第５章　水位等の観測、通報

５．１　水位の観測、通報

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が２箇所（松ノ内町、宮塚町）ある。

(2) 潮位観測所

県管理の潮位観測所が１箇所（西宮市）ある。

(3) 水位の通報

水防法第１２条に基づき、水防管理者が水位の状況を通報すべき連絡先は、以下のとおりである。

県西宮土木事務所	TEL	0798-39-6131	
県尼崎港管理事務所	TEL	06-6412-1361	
西宮市水防本部	TEL	0798-35-3626	防災危機管理課
神戸市水防本部	TEL	078-322-6232 078-325-8522	危機管理室 （夜）消防局警防部警防課

(4) 通報の時期・通報連絡系統

量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位（指定水位）若しくは通報潮位又は氾濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達した時より、ただちに以下の各項により通報を行う。

西宮市水防本部及び神戸市水防本部への通知については、必要な情報の連絡を行う。

① 通報時期

1	水防団待機水位（指定水位）に達した時より、この水位が下がるまでの間の１時間ごと。
2	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
3	氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。
4	最高水位に達したとき。
5	氾濫注意水位（警戒水位)、水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき。

② 通報連絡系統

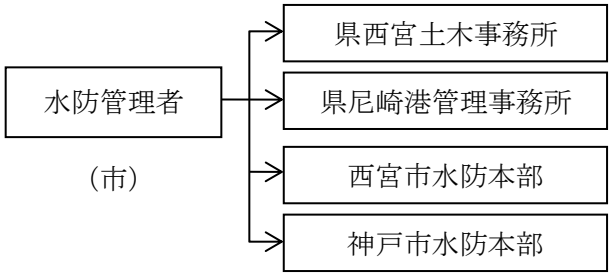

(5) 水位の報告

量水標等の監視は消防部（第 1 水防隊・第 2 水防隊）及び現地情報班が当たり、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したときは、直ちに水防管理者に報告する。

＜量水標等の位置及び水防団待機水位・氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険水位＞

河川名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	備　考
芦屋川	0.80	1.10	1.40	1.70	兵庫県西宮土木事務所設置（松ノ内町）テレメータ
宮　川	－	－	－	2.13	兵庫県西宮土木事務所設置（宮塚町）テレメータ

５．２　雨量の観測、通報

(1) 雨量観測所

雨量観測所は、国土交通省管理の雨量観測所が３箇所、市管理の雨量観測所が２箇所（内、１つは県と共同管理）ある。なお、雨量の観測は消防部が行い、水防本部の指示により毎時ごとの雨量を測定し、水防本部へ報告する。

＜雨量計設置箇所一覧表＞

観　測　所　名	所　在　地	設　置　者	備　考
奥　池	奥池南町 34 番 1 号	六甲砂防事務所	降雨状況通知システム
荒 地 山	奥山 1－25	六甲砂防事務所	
柿　谷	奥山 1 番地 1(柿谷堰提内)	六甲砂防事務所	
奥　池	奥池南町	県西宮土木事務所	テレメーター
消防署奥池分遣所	奥池南町 34 番 5 号	芦　屋　市	
消防本部	精道町 8 番 26 号	芦　屋　市	

(2) 雨量の通報

管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報を県西宮土木事務所及び県尼崎港管理事務所に通報する。

(3) 通報連絡系統

雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

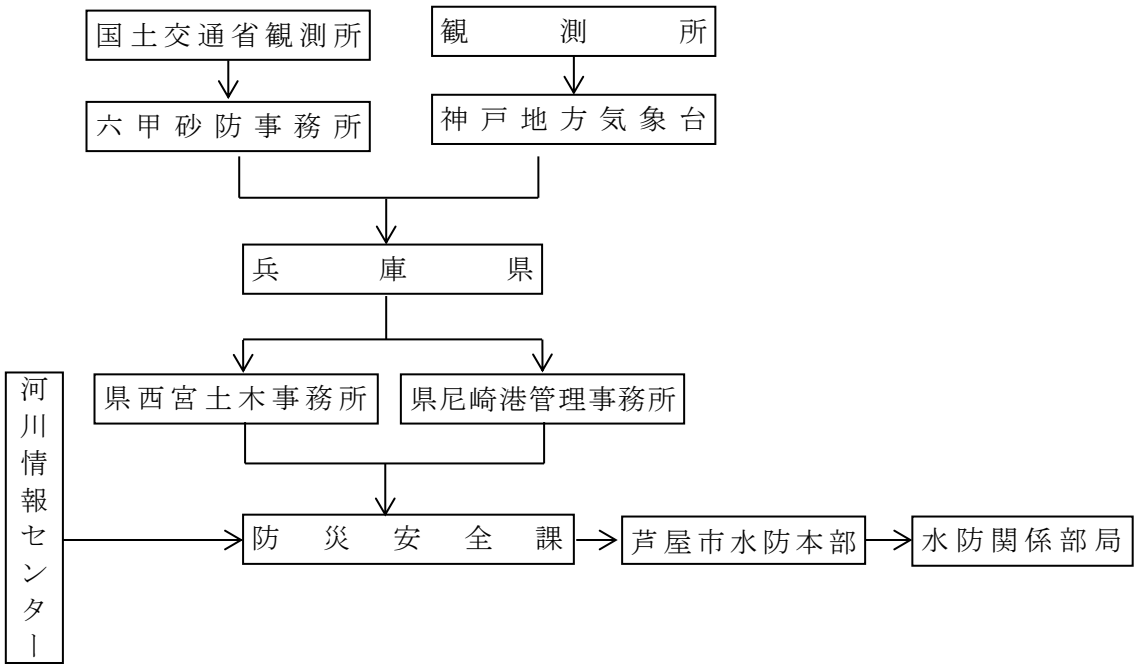

(4) 土石流感知装置の監視

土石流感知装置が作動したときは、消防部通信指令室に情報が入るため、直ちに水防管理者に連絡する。

＜土石流感知装置設置箇所一覧表＞

（六甲砂防事務所）

観測所名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	備　考
東高座谷	I-239	芦屋川	高座川		三条町	
梅谷	I-240	芦屋川	高座川	梅谷音川	神戸市本山町	三条町に流入
道畦谷	I-244	芦屋川	芦屋川	道アゼ谷	奥山	
滝ヶ谷	I-252	芦屋川	芦屋川	滝ケ谷	奥山	
柿谷	I-258	芦屋川	芦屋川	柿谷	奥山	
宮川	I-260	宮　川	宮　川		剣谷	
長背	I-262	宮　川	宮　川		剣谷	

第６章　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

種別	管理者	名称	アドレス
気象情報	気象庁		https://www.jma.go.jp/jma/index.html
	県	兵庫県防災気象情報	http://hyogo.bosaiinfo.jp/
雨量・河川水位	国土交通省	川の防災情報	https://www.river.go.jp/
潮位・波高	国土交通省港湾局	ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）	https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/
	気象庁	潮位観測情報	https://www.jma.go.jp/jp/choi/
		波浪観測情報	https://www.jma.go.jp/jp/wave/
	県	海の防災情報	http://www.hyogo-kouwan.info/jsp/
防災情報	県CGハザードマップ	県防災（気象）情報	http://web.bosai.pref.hyogo.lg.jp
		地域の風水害対策情報	http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/
		ひょうご防災ネット	https://bosai.net/
	市	あしや防災ネット	https://bosai.net/ashiya/

第７章　通信連絡

７．１　通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

①洪水に関わる連絡系統

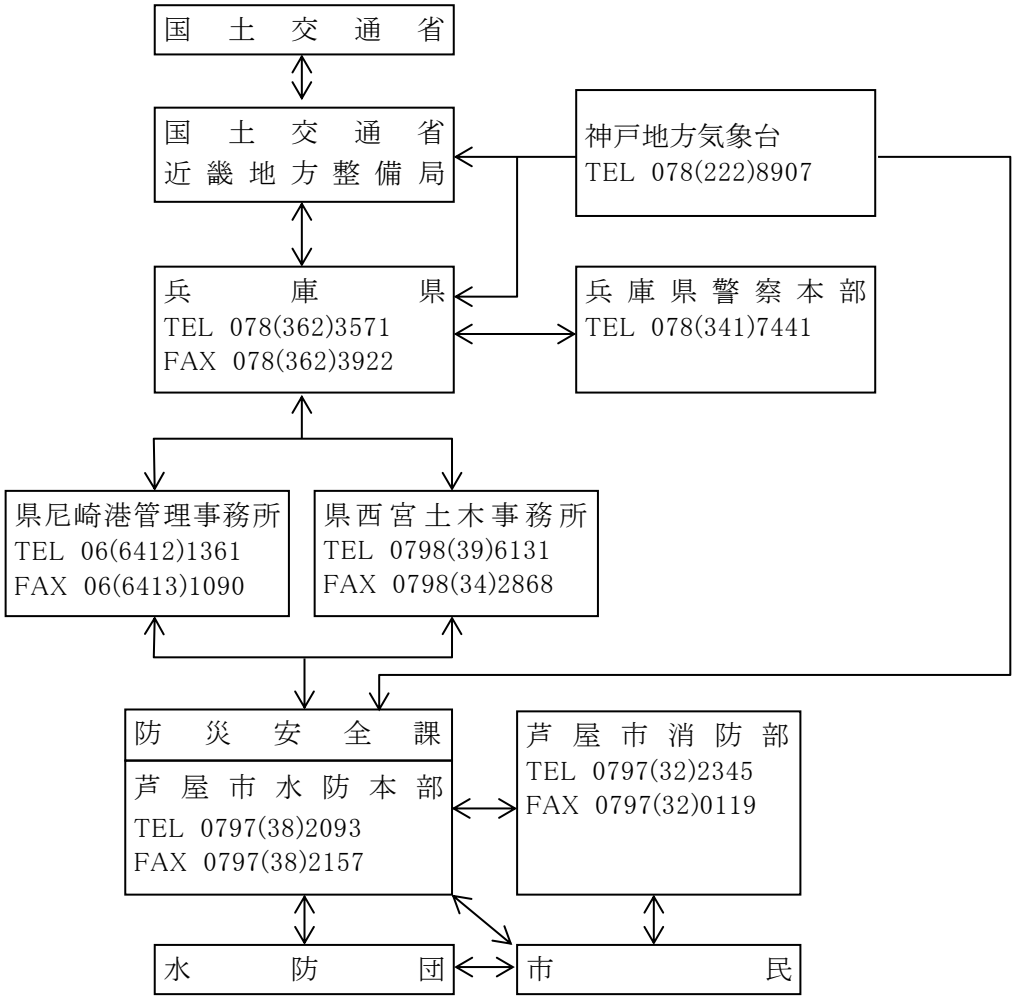

②津波、高潮に関わる連絡系統

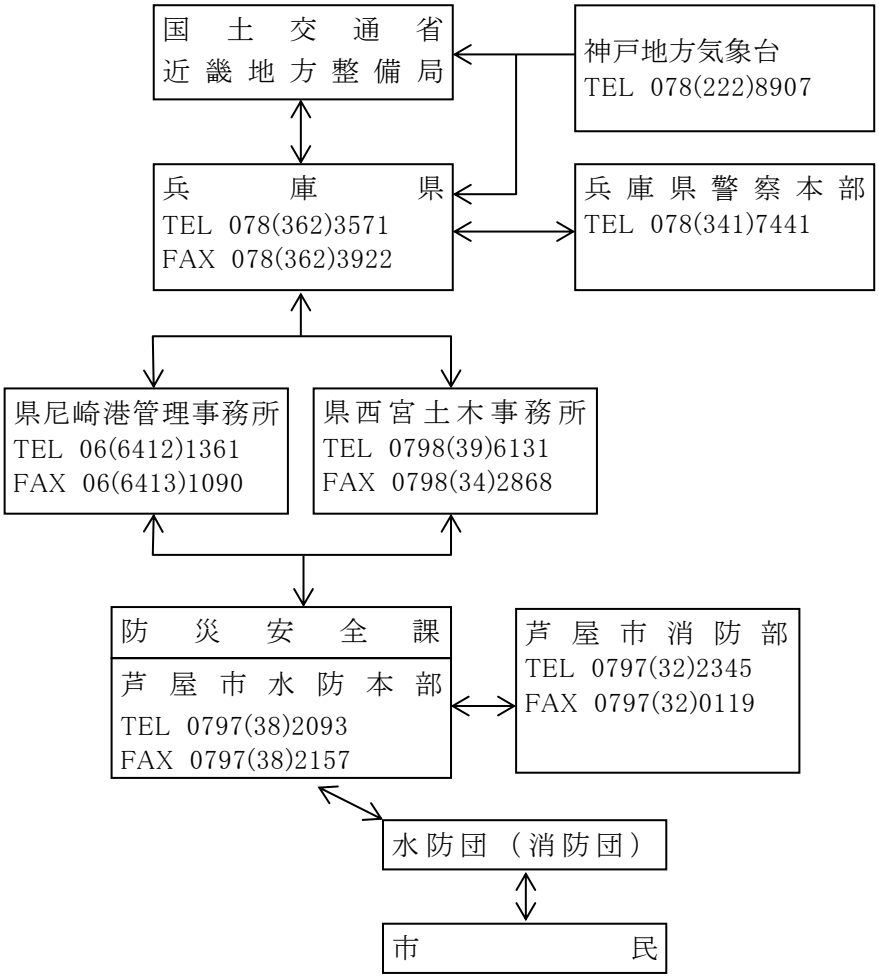

＜津波注意報・警報等の連絡系統図＞

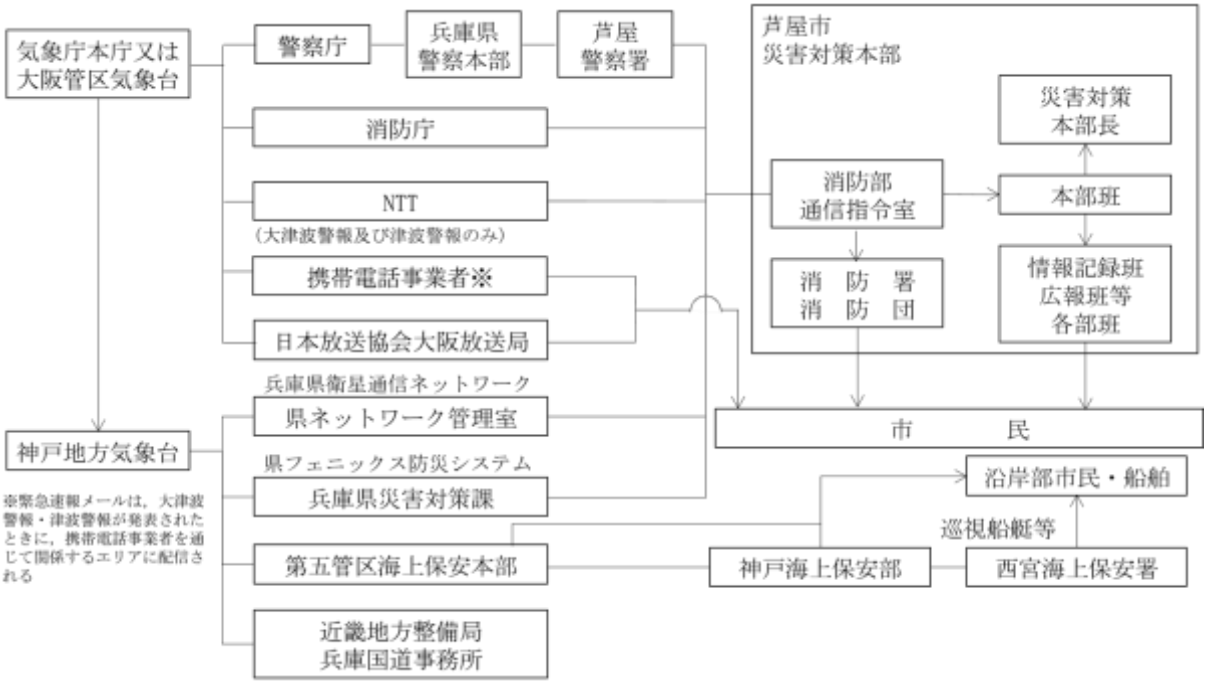

7．2　災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、災害時優先通信の確保を行う。

7．3　その他の通話施設の使用

水防時において、前項の災害時優先通信が使用できない場合も想定されるため、自主防災組織などへの多重の通信手段の確保を進める。

第８章　水防施設及び輸送

８．１　水防倉庫及び水防資器材

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、以下のとおりである。

(1) 水防倉庫

名称	所在地	管理責任者	備考
水防倉庫	芦屋市精道町８番 26 号	消防長	

(2) 備蓄器具資材一覧

品名	数量	品名	数量	品名	数量
かけや	18 丁	番線切り	13 丁	くい 3 m 以下	361 本
スコップ	307 丁	トラロープ	800m	針金	116 kg
たこづち	5 丁	一輪車	5 台	釘(50mm～90mm)	65 kg
のこぎり	68 丁	かすがい	142 本	おの	11 丁
バール	18 丁	竹材	33 本	かま	27 丁
しの	24 丁	ナイロンひも	1 巻	つるはし	13 丁
土のう袋	2,100 枚	ラワン材(ラワン、杉)	11 枚	ペンチ	9 丁
ビニールシート	200 枚	堰用土留鋼板	126 枚	ハンマー	18 丁
コンパネ	25 枚	土留鋼板用杭	177 本	土のう(吸水土のう含)	337 袋
水中ポンプ	2 台				

(3) 排水ポンプ設置場所、排水能力

ポンプ場名 管理者	所在地 (電　話)	排水ポンプ				原動機		用途
		口径	台	排水量	排水量計	出力	台	
大東ポンプ場 下水処理場長	大東町 14-23 (32-2239)	700mm	4	65m³/分	260m³/分	ディーゼル 108PS モーター 75KW	2 2	雨水
南宮ポンプ場 下水処理場長	南宮町 17-29 (31-7666)	800mm	2	85m³/分	170m³/分	ディーゼル 220PS	2	雨水
芦屋下水処理場 下水処理場長	若葉町 1-2 32-1291 庁内 2877	1,200mm	4	200m³/分	800m³/分	ディーゼル 780PS	4	雨水
		500mm	3	35m³/分	105m³/分	モーター120KW	3	汚水
		600mm	2	42m³/分	84m³/分	モーター140KW	2	汚水

(4) 水防隊車両

車両別 / 所属別	車両数 トラック	消防車両	その他	計	責任者	通信連絡	配置場所
都市政策部	3		18	21	都市政策部長	31 - 2121	市　役　所
消　防　部		17	2	19	消　防　長	32 - 2345	消防本部
団　本　部		1		1	消防団長	38 - 2095	消防団本部
山手分団		1		1	分　団　長	34 - 0757	分団詰所
岩園分団		1		1	分　団　長	34 - 0756	分団詰所
打出分団		1		1	分　団　長	34 - 0755	分団詰所
精道分団		1		1	分　団　長	38 - 2094	分団詰所
計	3	22	20	45			

(5) その他水防活動に必要な車両

水防活動に必要な車両は、市保有車両を使用する。

８．２　輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して県西宮土木事務所長に提出しておくものとする。

第９章　水防活動

９．１　水防配備

(1) 水防態勢

神戸地方気象台及び県水防本部から、気象に関する警報若しくは指令の発令があったとき、又は、水防活動の必要があると認めたとき、水防態勢に入るものとする。

水防本部長は、気象状況等を判断し、関係職員を常時勤務から水防態勢へ確実、迅速に切替え水防活動の完遂に努めるものとする。

＜防災指令の種類と基準＞

防災指令の種類	防災指令の発令基準
第１号防災指令	水防指令第１号が発表されたとき 各種警報により、市域に影響が予想されるとき 台風情報が発表され、市域に影響が予想されるとき 集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき 市内河川（芦屋川）が氾濫注意水位（1.1m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき 高潮により、T.P.（東京湾平均海面）＋2.2mに達し、更に上昇のおそれのあるとき
第２号防災指令	水防指令第２号が発表されたとき 各種警報により、市域に甚大な影響が予想されるとき 台風情報が発表され、市域に甚大な影響が予想されるとき 集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき 市内河川（芦屋川）が避難判断水位（1.4m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき 異常潮位あるいは高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき
第３号防災指令	水防指令第３号が発表されたとき 台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき 市内河川（芦屋川）が氾濫危険水位（1.7m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき 異常潮位あるいは高潮により、市内全域にわたる災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき

(2) 水防配備の種類

水防配備の種類及び配置人員（水防実員）の基準は次のとおりとする。

水防配備の種類	配 備 内 容
準 備 態 勢 （連絡員待機）	極く小人数の人員でもって、雨量、水位、潮位に関する情報を収集し、水防配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢とする。
第1水防配備態勢	少数の人員をもって主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。
第2水防配備態勢	所属人員の半数をもってこれに当たり、水防事態が発生すれば、そのままで水防活動が遂行できる態勢とする。
第3水防配備態勢	所属人員全員をもってこれに当たる完全な水防態勢とする。
解 除	水位が通報水位以下に減じたとき、又は高潮の危険が全くなくなったとき。

(3) 水防配備につく時期

水防配備につく時期については、次の基準により水防本部長から指令する。

指令の種別	発令基準
連絡員待機指令	気象予警報に基づき、水防指令第1号を発するに至らないが、連絡を密にする必要があると認められるとき。
水防指令第1号	（第1水防配備態勢につくべき指令） 今後の気象情報と水位、潮位に注意と警戒を要するとき指令する。
水防指令第2号	（第2水防配備態勢につくべき指令） (1) 水防事態発生が予想され、数時間内には水防活動の開始が考えられるとき。 (2) 水防法第17条の水防警報の「準備」が発せられたとき。
水防指令第3号	（第3水防配備態勢につくべき指令） (1) 事態が切迫し、又は水防事態の規模が大きくなり第2水防配備態勢では処理しかねると予想されるとき。 (2) 水防法第17条の水防警報の「出動」が発せられたとき。
解 除	水位が通報水位以下に減じたとき、又は高潮の危険が全くなくなったとき。

＜参考＞県の水防警報

河川名	芦屋川	
水位局	芦屋川	
1号 （待機）	0.80m	水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに水位上昇の恐れがあるとき
2号 （準備）	0.90m	基準水位（水防団待機水位（通報水位）と氾濫注意水位（警戒水位）の中間点）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）に達する恐れがあるとき
3号 （出動）	1.10m	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇の恐れがあるとき
4号 （解除）	0.80m	水防団待機水位（通報水位）を下回り、今後水位上昇の恐れがないとき

(4) 指令伝達方法

①勤務時間内の伝達方法

防災安全課長が、庁内放送、電話、又は伝令により各部長に連絡する。

②勤務時間外の伝達方法

勤務時間外における指令の伝達系統については、下記のとおりである。

＜水防指令第１号〔水防警戒本部〕 （県における態勢は水防指令第１号)＞

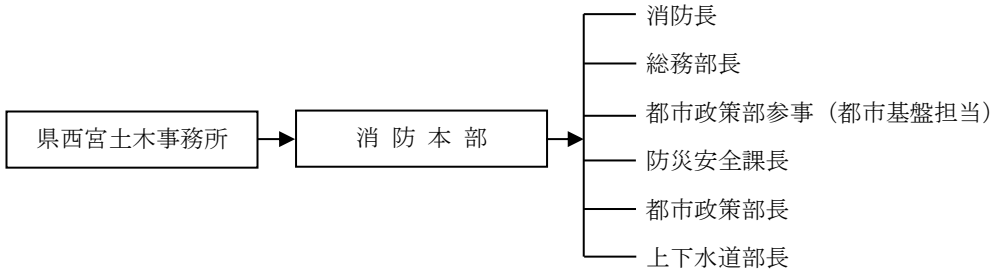

注）1）水防警戒本部は、副市長を本部長とし、東館３階 中会議室に設置する。
2）連絡を受けた部課長は参集する。
3）市長、副市長への伝達は都市政策部参事（都市基盤担当）が行う。

＜水防指令第２号〔水防本部〕 （県における態勢は水防指令第２号）＞

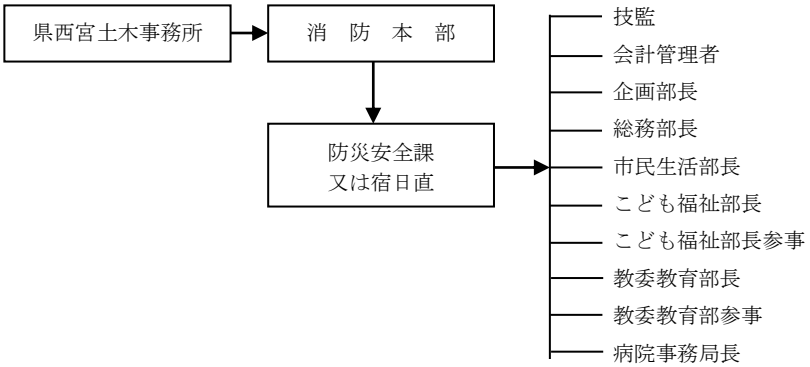

注）1）各部長不在のときは、各次・課長へ連絡する。
2）連絡を受けた者は状況に応じて必要な職員の出動を命じる。
3）職員は、集合場所に直行し班長等の指示に従う。
4）各部長及び各部で指定された者は水防本部に参集する。
5）教育長、病院長への伝達は、それぞれの所属部長が行う。

＜水防指令第３号 （県における態勢は水防指令第３号）＞

全員出動

(5) 水防本部の設置

1	水防本部は、水防指令第２号で設置する。
2	水防指令第１号発令時は、副市長をもって水防警戒本部を設置する。

(6) 水防団及び消防団の非常配備

①水防団及び消防団の管轄地域等

各水防団及び消防団の管轄地域は、「第2章　2.5　消防団の水防分担」参照。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ・気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門及び水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	・河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 ・潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

９．２　巡視及び警戒

(1) 平常時

市、水防団長（消防団長）又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

(2) 出水時

①洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県西宮土木事務所長及び県尼崎港管理事務所長に連絡する。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じる。

1	堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
2	堤防の上端の亀裂又は沈下
3	川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
4	居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ
5	排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
6	橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

②高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、県西宮土木事務所及び県尼崎港管理事務所に連絡する。

1	堤防から水が溢れるおそれのある箇所の潮位の上昇
2	堤防の上端の亀裂又は沈下
3	海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
4	居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ
5	排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
6	橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

９．３　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団（消防団）員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員（消防団）が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

９．４　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを

禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長（消防団長）、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長（消防団長）、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者の職権を行使できる。

９．５　避難のための立退き

洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長又はその命を受けた者は、必要と認める区域の市民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防本部長からその命を受けた者が、立退きを指示したときは、その旨を直ちに水防本部長に報告しなければならない。

水防本部長は、立退きを指示したとき及び立退きを指示した旨の報告があったときは、直ちに芦屋警察署長にその旨を通知する。また、立ち退きを指示した場合は、その状況を県西宮土木事務所長に速やかに報告するものとする。

水防本部長は、芦屋警察署と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な措置を講じておく。

(1) 避難の指示の区分

水防管理者は、その管轄区域内において危険が切迫している場合又は必要と認める場合は、避難のための立退き指示を行い、当該指示をした旨を速やかに県知事に報告（市長が避難の勧告等をした場合に限る。）するとともに、防災関係機関に通報する。

	高齢者等避難 【警戒レベル３】	避難指示 【警戒レベル４】	緊急安全確保 【警戒レベル５】
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想される場合	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
市民に求める行動	①災害リスクのある区域等の居住者で要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	安全が確保できる最善の行動

伝達内容	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①勧告者 ②避難理由 ③避難順位 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示、連絡等	同左
伝達方法	①広範囲の場合：県フェニックス防災システム、テレビ、緊急告知ラジオ、防災行政無線、広報車、あしや防災ネット、J：COM 防災情報サービス、ホームページ、ＳＮＳ、庁内放送等 ②小範囲の場合：防災行政無線、広報車等 ③必要に応じ上記を併用	①高齢者等避難と同じ ②ただし、必要に応じて、戸別に口頭伝達	必要に応じ避難指示の方法を併用

＜避難指示等の基準について＞

前日までの降雨状況	高齢者等避難【警戒レベル３】	避難指示【警戒レベル４】	災害発生情報【警戒レベル５】
連続雨量が100mm以上	当日の日雨量が 50mm を超えたとき	当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想されるとき	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
連続雨量が40～100mm	当日の日雨量が 80mm を超えたとき	当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想されるとき	
連続雨量が0mm	当日の日雨量が 100mm を超えたとき	当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の強い雨が予想されるとき	
その他	土砂災害警戒情報及び補足情報が発表されたとき 本部長が必要と認めたとき		

(2) 市民への周知

市民に対する予報、警戒、避難、解除は広報車及び防災行政無線等により、以下の内容について周知する。

1	気象状況において警報等が発令されたとき
2	河川上流地域の降雨状況と増水の状況等を勘案して洪水が予想されるとき、又は河川が警戒水位に達したとき
3	堤防の危険及び決壊のおそれのあるとき
4	水が指定水位以下に減じたとき、又は危険がなくなったとき

(3) 避難立退き

水防管理者は、水防法第 29 条に基づき、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。ただし、緊急を要する場合は現地の消防隊員、団員が行う。

この場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。また、立退きの指示を行った場合には、芦屋警察署長にその旨を通知しなければならない。

(4) 指定避難所・指定緊急避難所

指定避難所・指定緊急避難所は、地域防災計画で指定された箇所とする。

資料編参照 応急-C1-5 避難所一覧表

９．６ 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長（消防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には芦屋市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、以下のとおりである。

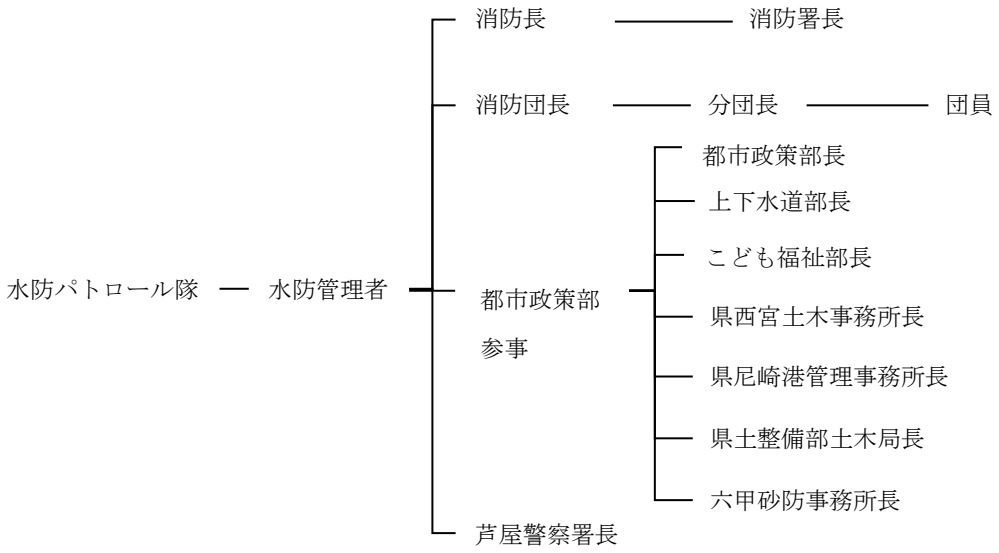

(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長（消防団長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

９．７　水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

(2) 水防団（消防団）の非常配備の解除

水防団（消防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団（消防団）員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第１０章　水防信号、水防標識等

１０．１　水防信号

法第２０条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第１信号	河川では量水標が氾濫注意水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速 20m 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
第２信号	水防団（消防団）員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。
第３信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

	警鐘信号			サイレン信号
第１信号	Ｏ　休止	Ｏ　休止	Ｏ　休止	約５秒　約 15 秒　約５秒　約 15 秒　約５秒　約 15 秒 Ｏ－　休止　Ｏ－　休止　Ｏ－　休止
第２信号	ｏ－ｏ－ｏ	ｏ－ｏ－ｏ	ｏ－ｏ－ｏ	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒　約６秒 Ｏ－　休止　Ｏ－　休止　Ｏ－　休止
第３信号	ｏ－ｏ－ｏ－ｏ	ｏ－ｏ－ｏ－ｏ	ｏ－ｏ－ｏ－ｏ	約 10 秒　約５秒　約 10 秒　約５秒　約 10 秒　約５秒 Ｏ－　休止　Ｏ－　休止　Ｏ－　休止
第４信号	乱打			約１分　約５秒　約１分 Ｏ－　休止　Ｏ－　休止
	1　信号は適宜の時間継続すること。 2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。			

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

１０．２　水防標識

法第１８条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

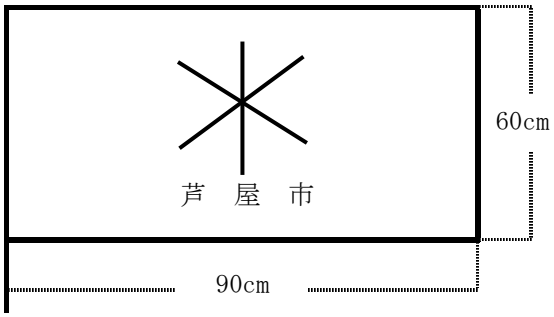

（注）
白布，水の文字は赤色，ただし，火災時使用の標識を使用しても差し支えない。

１０．３　身分証票

水防団長（消防団長）、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表

水防職員の証

第　　号交付　　年　　月　　日

所属機関

職　　名

水防

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

芦屋市水防管理者　芦屋市長　㊞

裏

心　　得

1 本証は自己の身分を明らかにする。
2 記名以外の者の使用を禁ずる。
3 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還する。
4 本証の身分に異動があったときは速やかに訂正を受ける
5 本証は水防法第49条第2項による土地立入証である。

6cm

8.4cm

（注）「水防」の文字は赤字

第１１章　協力及び応援

１１．１　河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（芦屋市）が行う水防のための活動に以下の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

1	河川に関する情報の提供（芦屋市長に対し洪水予報等の情報を直接伝達）
2	水防訓練への河川管理者の参加
3	水防活動のための資機材の提供
4	災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
5	水防協力団体が設置する水防倉庫等の河川法の許可又は承認の特例

１１．２　下水道管理者の協力

下水道管理者芦屋市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う

＜下水道管理者の協力が必要な事項＞

（１）水防管理団体に対して、下水道に関する情報の提供

（２）水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示

（３）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）水防管理団体及水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（５）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

１１．３　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づきに対して応援を求める。

また、他市長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

隣接水防管理団体の応援その他については、水防法第 23 条の規定及び災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（平成 9 年 11 月 1 日締結）並びに災害時における相互応援協定（平成 8 年 6 月 1 日）に基づき相互に応援する。

＜相互応援に関する協定団体＞

水防管理団体　　担当課	連　　絡　　先
尼崎市　　危機管理安全局危機管理安全部災害対策課	06 - 6489 - 6564　　FAX 06 - 6489 - 6166
（夜）消防局情報指令課	06 - 6481 - 0119　　FAX 06 - 6482 - 1995
西宮市　　総務局 危機管理室 災害対策課	0798 - 35 - 3626　　FAX 0798 - 36 - 1990
（夜）衛士室	0798 - 35 - 3046　　FAX　同上
伊丹市　　総務部危機管理室	072 - 784 - 8166　　FAX 072 - 784 - 8172
（夜）消防局警防室警防課	072 - 783 - 0123　　FAX 072 - 783 - 5578
宝塚市　　都市安全部総合防災課	0797 - 77 - 2078　　FAX 0797 - 77 - 2150
（夜）防災センター	0797 - 71 - 1141　　FAX　同上
川西市　　総務部危機管理課	072 - 740 - 1145　　FAX 072 - 740 - 1320
（夜）消防本部通信室	072 - 759 - 0119　　FAX 072 - 757 - 3379
三田市　　危機管理部危機管理課	079 - 559 - 5057　　FAX 079 - 559 - 1254
（夜）守衛室	079 - 563 - 1111　　FAX　同上
猪名川町　企画総務部生活安全課	072 - 766 - 8703　　FAX 072 - 767 - 7260
（夜）消防本部	072 - 766 - 0119　　FAX 072 - 766 - 1216
神戸市　　危機管理室	078 - 322 - 6456　　FAX 078 - 322 - 6031
（夜）消防局警防部司令課	078 - 333 - 0119　　FAX 078 - 325 - 8529

１１．４　警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、芦屋警察署長に対して、警察官の出動を求める。その方法等については、あらかじめ芦屋警察署長と次の事項について協議しておく。

1	警察電話の使用について（水防法第 27 条第 2 項）
2	警戒区域の監視について（水防法第 21 条）
3	警察官の出動について（水防法第 22 条）
4	避難立退の場合における措置（水防法第 29 条）

１１．５　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第６８条の２に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。

1	災害の状況及び派遣要請を要求する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	派遣部隊が展開できる場所
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

１１．６　国（河川事務所、地方気象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

1	県西宮土木事務所
2	県尼崎港管理事務所
3	芦屋警察署
4	消防団

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については西宮土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については神戸地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

１１．７　企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して地元企業と協定を締結するなど連携を図る。

１１．８　住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第１２章　費用負担と公用負担

１２．１　費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事に斡旋を申請するものとする。

1	水防法第 23 条の規定による応援のための費用
2	水防法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

１２．２　公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

1	必要な土地の一時使用
2	土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
3	車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
4	工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を 2 通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

第　　号

公用負担命令書

目的物

水防法第28条第1項により使用（収用・処分）する。

年　　月　　日

様

芦屋市水防管理者　㊞

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第１３章　水防報告等

１３．１　水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

1	水防実施状況報告書（様式 1）
2	水防法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
3	水防法第 24 条の水防従事者又は雇入れられた者の住所、氏名及び出勤時間並びにその理由
4	水防法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
5	水防法第 28 条第 1 項により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
6	水防法第 28 条第 1 項により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
7	水防法第 28 条第 1 項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
8	水防法第 29 条による立退き指示の事由並びその状況
9	警察署の援助状況
10	自衛隊援助の場合はその状況
11	現場指導の公務員の職・氏名
12	水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職・氏名と手当
13	水防作業に使用した材料及び数量
14	水防工法
15	警戒中の水位の状況
16	気象状況及び各種情報
17	水防法第 32 条の 2 の規定による水防訓練

１３．２　水防報告

(1) 県知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県西宮土木事務所又は県尼崎港管理事務所経由で 10 日以内に報告するものとする。

1	前記水防記録の 1、4、5、8、11、12、16 の事項
2	その他必要と認める事項

(2) 県西宮土木事務所長及び県尼崎港管理事務所長への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

1	通報水位、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき
2	水防作業を開始したとき
3	水防警戒を解除したとき
4	堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
5	水防法第 23 条第 1 項による他の水防団（消防団）又は消防機関の応援を求めたとき
6	水防法第 25 条による堤防その他の施設の決壊の状況
7	水防法第 29 条による立退き指示の事項
8	その他緊急報告を必要と認める事項

(3) 水防管理者（水防本部長）への報告

水防隊長は、次の事項を報告するものとする。

1	水防出動及び解散命令の時刻
2	出動人員、職・氏名及び出動中の時間
3	堤防その他の施設等の損壊の箇所、種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
4	使用材料及び数量
5	破損、壊失の器具、材料の数量（理由を明記）
6	水防法第 24 条によって従事させた者又は雇い入れた者の住所、氏名及び出動時間並びに事由
7	水防法第 28 条による器具、資材の収用及び購入並びに障害物の処分又は土地の一時使用等の事項
8	警察機関の援助状況
9	現場指揮者の公務員の職・氏名
10	防ぎょ作業中負傷又は疾病にかかった者の職・氏名及びその手当

第１４章　水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

（様式1）

芦屋市水防実施状況報告書

報告年月日	年　月　日
作成責任者	印

増水の状況	川はん濫注意水位　m　水位　m						所要経費	人件費	円	使用資材内訳		
								資材費	円	品名	数量	金額
								器材費	円			円
水防実施箇所	左 川支派　川　地先　m 右							燃料費	円			円
								その他	円			円
								雑費	円			円
日時	自　月　日　時・至　月　日　時								円			円
出動人員概要	水防人員	消防団員	その他	合計				計	円			円
							功労者氏名・年齢・所属及び功労概要	氏　才　団				
水防作業の概況及び工法	工法　箇所　m											
水防の効果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口		水防活動及び制度における批判		
	効果	㎡	ha	ha	戸	m	m	人				
	被害									備考		

第１５章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

１５．１　洪水、内水、高潮対応

１５．１．１　洪水浸水想定区域の公表

市は、水位周知河川等について、想定最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域として公表される洪水浸水想定区域図に基づき、指定の浸水想定区域及び想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等について、避難場所や避難情報・水位到達情報の伝達方法等と合わせてハザードマップを作成し、公表する。

水位周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	関係市町	管内
芦屋川	芦屋川	R1.8.30	芦屋市	西宮、尼崎港

１５．１．２　内水浸水想定区域の公表

市は、水位周知下水道について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第１４条の２に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深について、避難場所等の情報と合わせたハザードマップを作成し、公表する。

１５．１．３　高潮浸水想定区域の公表

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第１４条の３に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。市は、公表された高潮浸水想定区域に基づき、指定の区域及び水深、避難場所や避難情報の伝達方法等を示したハザードマップを作成し、公表する。

１５．１．４　予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

15.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

１５．２　津波対応

１５．２．１　津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号) に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

１５．２．２　市地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

1	人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
2	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3	市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
4	津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
5	そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

１５．２．３　津波ハザードマップの作成・周知

市長は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表

示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

１５．２．４　避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第５４条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

1	津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
2	津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
3	津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
4	そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第１６章　水防協力団体

１６．１　水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

１６．２　水防協力団体の業務

1	水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
2	水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
3	水防に関する情報又は資料の収集、提供
4	水防に関する調査研究
5	水防に関する知識の普及、啓発
6	前各号に附帯する業務

水防協力団体は、水防団（消防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団（消防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

１６．３　水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用に当たっては、業務の適正かつ確実に行われるよう努める。

芦屋市地域防災計画
芦 屋 市 水 防 計 画

本編

令和 6 年 10 月修正版

芦 屋 市 防 災 会 議